

様式第4号

収 支 報 告 書

令和 8 年 4 月 30日

香川県議会議長 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

香川県議会政務活動費交付条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり令和7年度における政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

令和7年度政務活動費収支報告

議員名 米田 晴彦

1 収支状況

(単位：円)

経 費		金 額	主 な 内 訳
収入	政務活動費	3,600,000	
支出	調査研究費	243,290	議員連盟・団体の年会費 146,919 県内外調査旅費等 政務活動検索サイト年間利用料 96,371
	研 修 費	262,660	県内研修会参加費用 11,400 オンラインセミナー参加費用 74,000 県外研修会参加費用 177,260
	広聴広報費	1,173,512	県政報告（制作費） 289,828 封筒・ニュース素材費等 80,818 県政報告（郵送費用） 792,000 ホームページ維持・アンケート回収費 10,866
	要請陳情費	0	
	会 議 費	0	
	資料作成費	0	
	資料購入費	445,260	新聞購読料（4紙・デジタル版4紙） 246,828 ウェブマガジン購読料 11,000 季刊誌・月刊誌・週刊誌等購読料 123,962 その他資料・書籍代等 63,470
	事務所費	988,270	事務所家賃 780,000 光熱水費・ケーブルTV視聴料 208,270
	事 務 費	618,030	事務機器賃借料 206,940 消耗品費 79,853 自動車リース料 25,920 コピーチャージ料 81,318 電話代 33,625 自動車燃料費 100,074 携帯電話代 90,300
	人 件 費	408,640	
	支出合計	4,139,662	
残 余		0	

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																								
/	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td colspan="2">[REDACTED]</td><td>通常払込 料金加入 食 担</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="3">特定非営利活動法人香川人権研究所</td></tr><tr><td>金額</td><td>千 百 十 万 千 百 十 円</td><td colspan="2">[REDACTED] 000</td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td colspan="3">米田晴彦 様</td></tr><tr><td>料金</td><td colspan="3">日 附 印 07-04-02 T501000111 2730 ユウちょ</td></tr><tr><td>備考</td><td>現金</td><td>3142</td><td>N94170006</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	[REDACTED]		通常払込 料金加入 食 担	加入者名	特定非営利活動法人香川人権研究所			金額	千 百 十 万 千 百 十 円	[REDACTED] 000		ご依頼人	米田晴彦 様			料金	日 附 印 07-04-02 T501000111 2730 ユウちょ			備考	現金	3142	N94170006
口座記号番号	[REDACTED]		通常払込 料金加入 食 担																						
加入者名	特定非営利活動法人香川人権研究所																								
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	[REDACTED] 000																							
ご依頼人	米田晴彦 様																								
料金	日 附 印 07-04-02 T501000111 2730 ユウちょ																								
備考	現金	3142	N94170006																						
備考欄	充当金額 2,000円 NPO法人香川人権研究所2025年度会費 調査研究内容：人権課題の把握と研究																								

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り、けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

特定非営利活動法人 香川人権研究所

TEL.0877-58-6868

開館時間(応相談)

平日/9:00~17:00

休館日 土・日・祝、8/13~8/15・12/28~1/3

[HOME](#)[研究所概要](#)[センター案内](#)[センター案内](#)[香川人権マップ](#)[お問い合わせ](#)

研究所概要

[HOME](#) > 研究所概要

沿革

設立までの経過

戦前の高松結婚差別裁判糾弾闘争は全国的な運動でしたが、差別によって初歩的な教育さえ受けなかった活動家たちは闘いの記録を残せませんでした。この悔しい思いから研究所設立の声を上げたのが本多義徳氏(当時部落解放同盟県連委員長)でした。本多氏の逝去から10年後、県連や高野真澄氏(当時香川大学法学部教授)などによって1999年7月11日、香川人権研究所が結成されました。結成総会では部会と研究テーマ、機関誌の発行・講演会や研修会などの啓発活動、資料収集などの事業計画を決定しました。初代理事長に就任した高野氏の精力的な活動と指導力によって研究所の礎が築かれました。

法人への移行

研究所活動の発展及び更なる社会的な認知度と信用を高めるために、研究所設立5周年を機に法人化へ踏み切りました。2005年1月に特定非営利活動法人(NPO法人)の認定を県に申請し、3月に認定されました。これを契機に積極的な人権啓発事業に乗り出し、▽講師派遣事業▽教育・啓発事業【(1):12月の人権週間「人権ゼミナール」(2):9月のフィールドワーク「人権研修ツアー」(3):5~7月の啓発担当若者育成「人権なっとく塾」】▽出版などに取り組むようになりました。最近は自治体による住民人権意識調査結果の分析研究にも活動範囲が拡大しています。

2007年には根本博登氏(現・四国学院大学名誉教授)氏が二代目理事長に就任、2017年に喜岡 淳氏(元衆議院議員)が三代目理事長に就任しました。

香川人権研究所の理念



- ①部落差別をはじめ様々な人権問題を対象とする
- ②地域に密着し、人権問題解決への調査研究を重視する

交通アクセス

研究所だより

人権マガジン

書籍紹介

活動紹介

香川の人権ニュース

ちいさな人権博物館



ウェブパンフレット

別窓で開く

34°14'47.1...

拡大地図を表示

川西町南

瀬島餅店

Google
地図データ ©2025

大きな地図で見る

特定非営利活動法人香川人権研究所

〒763-0092

香川県丸亀市川西町南715-1

TEL.0877-58-6868

FAX.0877-28-1011

特定非営利活動法人香川人権研究所

〒763-0092 香川県丸亀市川西町南715-1 TEL: 0877-58-6868 FAX: 0877-28-1011

Copyright©特定非営利活動法人香川人権研究所 All Rights Reserved.

[個人情報保護方針](#) [サイトポリシー](#) [サイトマップ](#)

(参考様式第1号)

領収書等添付票

名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																								
2	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td colspan="2">[REDACTED]</td><td>通常払込 料金加入 者負担</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="3">一般社団法人香川県腎臓病協議会</td></tr><tr><td>金額</td><td>千</td><td>百</td><td>十 万 千 百 十 円</td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td colspan="3">米田晴彦様</td></tr><tr><td>料金</td><td colspan="3">日 附 印 07-04-04 T501000111 2730 ヌウチヨ</td></tr><tr><td>備考</td><td>現金</td><td>3142</td><td>N94190008</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	[REDACTED]		通常払込 料金加入 者負担	加入者名	一般社団法人香川県腎臓病協議会			金額	千	百	十 万 千 百 十 円	ご依頼人	米田晴彦様			料金	日 附 印 07-04-04 T501000111 2730 ヌウチヨ			備考	現金	3142	N94190008
口座記号番号	[REDACTED]		通常払込 料金加入 者負担																						
加入者名	一般社団法人香川県腎臓病協議会																								
金額	千	百	十 万 千 百 十 円																						
ご依頼人	米田晴彦様																								
料金	日 附 印 07-04-04 T501000111 2730 ヌウチヨ																								
備考	現金	3142	N94190008																						
備 考 欄	充当金額 1,800円 一般社団法人香川県腎臓病協議会2025年度会費 調査研究内容：腎臓病患者の課題把握と支援策の研究																								

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

入会申込書

ふりがな	氏名		男・女	大正 昭和 平成	年 月 日 生 誕
住所	〒		電 () 話	電 () 話	
病院名			電 () 話	電 () 話	
透析開始年月	年 月 日	いずれかに○をつける ・慢性腎疾患 ・糖尿病性腎疾患			
CAPD開始年月	年 月 日	賛助会員			
腎移植手術年月	年 月 日				
(備考欄)					
私は、入会を申し込みます。					
令和		年	月	日	印
氏名					

一般社団法人

香川県腎臓病協議会

私たちの活動の成果

- 医療費の公費負担
- 障害者手帳の交付
- 障害者年金の支給
- 移植腎の健康保険適用
- 小中学生への検尿実施
- 公共交通費の減免
- 自動車税の免除
- NHK受信料の減免
- タクシーチケットの配布

人工透析は、昭和42年に医療保険の適用を受けました。しかし、当時は人工腎臓装置の絶対的不足と、高額な医療費負担に耐えられる一部の患者だけが治療を受けられる状況でした。そのような状況の中で「誰でも、いつでも、安心して治療（人工透析）を受けられる」ことを目的に、昭和46年6月全腎協は結成され、会員数1,452人から活動を開始しました。社会的使命が年々高まるなかで「何かをしてみよう立場」から、社会の中で「何かをする」ことが出来る自らの役割と立場を認識し、当事者としての運動だけではなく、広く市民などへの腎臓病の正しい知識の普及や社会啓発などを目的に、平成8年に、公益法人（社団法人）として新たなスタートをし、今日では、会員数も106,000人となりました。現在は一般社団法人に改組しました。

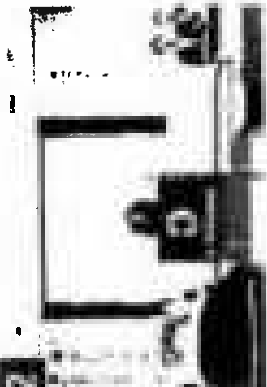
これからも安心安全でいつでも透析を受けられる社会を維持していきたいと思います。

1



全腎協を通じて要望書を提出しています。

2



総会と会員の為の腎不全の講演会を実施しています。

3



透析患者や移植に関する学習会を年2回開催しています。

4



さんぐらむを年4回発行し会員や関係機関に情報発信しています。

5



県民フォーラム

一般市民も含めた方に役立つ講演会を実施しています。

6



臓器移植推進キャンペーン

毎年10月第1日曜日に腎臓移植の推進活動を県内4か所で行っています。

香川県腎臓病協議会

3000円/年

香川県腎臓病協議会

1800円/年

全国腎臓病協議会

1800円/年

病院患者会に加盟すると香川県腎臓病協議会、全国腎臓病協議会の会員に自動的になります。詳しくは病院患者会の役員が香川県腎臓病協議会の事務局にお問い合わせください。
*注電 患者会により病院患者会への謝礼金に差があります。 問い合わせ先事務局 087-881-8021

災害対策について

南海トラフ地震はこの先30年で80%の確率で発生するとの識者の言葉です。自助として救急袋や食料、水の備蓄をすることも重要です。1週間透析ができないかもしれません。水分、リン、カリウムの管理や薬剤も余分に持っている方が安心です。

私たち透析医療には水と電気が欠かせません。透析を受けるには被災していない地域へ逃げるしか方法がありません。自ら透析患者であることを名乗り出で対応していただきましょう。

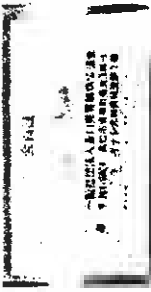
● 会員証

会員証を財布などにいれて常時携帯してください。

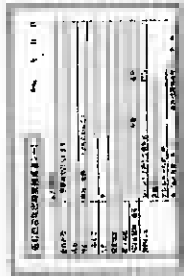
万が一の時、救急隊員が見て透析患者であるとわかると適切な対応を取ってもらえることがあります。

裏面には通院病院名と電話番号を記載しました。

会員証



● 災害時要援護者登録



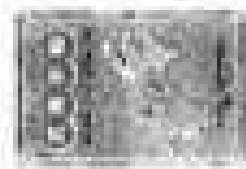
南海トラフ地震などで通院している病院が規模な被害を受けた際には、患者の名前、住所などの情報がわからなくなりますが、透析患者の存在を知っていただくために腎友会でも名簿を持ち必要に応じて公開します。自ら透析患者であることを言うことも大切です。会員でない方も登録できます。

■ 災害手帳

災害や事故の際、いつもの透析施設で透析出来ない事態が発生します。

自分の透析条件を覚えているのが一番いいですが、覚えていない方や解らない方は記載しいつでも携帯しましょう。非常持ち出し品も参考になります。

透析施設から提供されている場合はそちらを優先してください。



(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																				
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費																																				
3	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td colspan="2">※</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="2">四国ブロックフリースクール研究会</td></tr><tr><td>金 額</td><td>千 百 十 万 千 百 十 円</td><td>※</td></tr><tr><td></td><td></td><td>¥ 6 0 0 0</td></tr><tr><td>ご 依 頼 人</td><td colspan="2">おなまえ</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">米田晴彦</td></tr><tr><td>料 金</td><td>203</td><td>内税10%18円</td></tr><tr><td>備 考</td><td></td><td>07-04-15</td></tr><tr><td></td><td></td><td>T501000111</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2730 ユウチョ</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(63142)</td></tr><tr><td></td><td></td><td>N94170018</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	※		加入者名	四国ブロックフリースクール研究会		金 額	千 百 十 万 千 百 十 円	※			¥ 6 0 0 0	ご 依 頼 人	おなまえ			米田晴彦		料 金	203	内税10%18円	備 考		07-04-15			T501000111			2730 ユウチョ			(63142)			N94170018
口座記号番号	※																																				
加入者名	四国ブロックフリースクール研究会																																				
金 額	千 百 十 万 千 百 十 円	※																																			
		¥ 6 0 0 0																																			
ご 依 頼 人	おなまえ																																				
	米田晴彦																																				
料 金	203	内税10%18円																																			
備 考		07-04-15																																			
		T501000111																																			
		2730 ユウチョ																																			
		(63142)																																			
		N94170018																																			
備 考 欄	充当金額 6,000円 四国ブロックフリースクール研究会2025年度会費 調査研究内容：不登校問題の課題研究																																				

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

特定非営利活動法人（NPO法人）

四国ブロックフリースクール研究会

活 動 紹 介

四国ブロックフリースクールは、「フリースクール」に関するサポート事業を行い、「子どもの健全育成」に寄与し、活動の場を広げながら子どもたちが体験から学び、成長できる環境づくりを目的にしています。

Q&A

Q:何をしているの??

A:子どもの学びに関心のある人たちが集まり、イベントの企画・運営や講演会活動など様々な地域に根ざした事業をしています。

Q:なぜそんなことをしているの??

A:子どもたちがのびのびと成長できるような居場所を作るという「夢」をもって活動しています。

講演会

国内外から色々な方々をお迎えして、子どもにとっての学びについてみなさまと一緒に考えています。

人形劇団「左団圓」

子どもが創る、子どものための人形劇団です！出張公演先を募集しています！

居場所作り

子どもたちにとって学びの場はひとつだけではありません。地域の人々と関わる中で居場所作りをしています。

ニュース

情報収集、発信の機関紙「ヒューマン・ニュース」を発行。ホームページも開設しています！

Yume工房

MY箸運動やリサイクルのアロマキャンドル・小物の制作・販売を通して、環境に優しい活動をしています。

イベント企画

キッズランドフェスティバルで体験コーナーなどを実施。地域の子どもたちと楽しい時間を過ごしています。

〒761-8064 香川県高松市上之町3丁目3-7

TEL:090-7623-6496 FAX:087-865-0157

e-mail: furiken@mx81.tiki.ne.jp

ホームページ <http://www.furiken.jp/>

☆理事一覧☆

代表理事
理事
理事

川村 圭
木村 清美
森下 大輔

理事
理事
監事

植田 敬三
中井 雅治
森下 葉子
(敬称略、50音順)

☆会員募集のお願い☆

四国ブロックフリースクール研究会の活動の目的に賛同し“応援していこう”という方は、是非正会員・支援会員になって下さい。

☆会員特典☆

「ヒューマン・ニュース」を正会員には発行月に、支援会員・賛助会員には入会月にお送りします
主催イベントを優先的にご案内。フリースクール・不登校・子育て・NPO等の情報提供。
詳しい内容はホームページをご覧ください。

☆ご入金方法☆

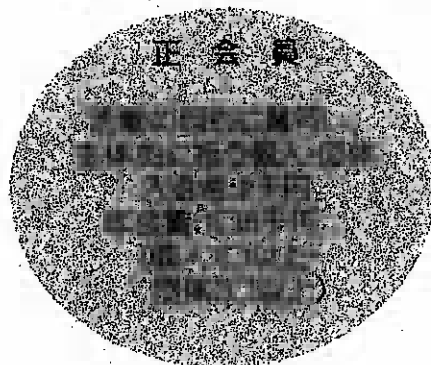
直接お申し込みになるか、下記の郵便振替口座に会費をお振込みください。

<郵便振込先>

口座番号：01690-1-56323
口座名：四国ブロックフリースクール研究会
香川県高松市上之町3-3-7

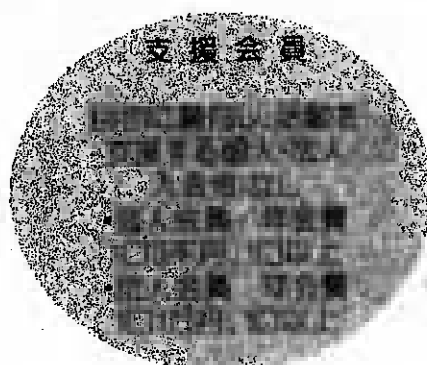
<事務局>

☆会員の種類☆



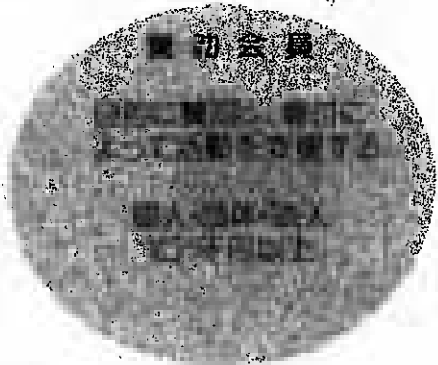
正会員

・個人・法人・団体
・主として学費・生活費・医療費
・入会金・年会費
・年会費：2,000円
・入会金：5,000円
・年会費：5,000円以上



支援会員

・個人・法人・団体
・主として学費・生活費・医療費
・入会金・年会費
・年会費：1,000円
・入会金：5,000円以上
・年会費：5,000円以上



賛助会員

・個人・法人・団体
・主として学費・生活費・医療費
・入会金・年会費
・年会費：1,000円
・入会金：5,000円以上
・年会費：5,000円以上

多様な価値観や生き方を持った、子どもたちが安心して学び育つ環境を継続していく為に、公的な支援が得られない現状の中で、みなさまのご支援が必要です。理事一同の連携を深めて、子ども達が自分の力で生きることが出来るよう力を合わせてまいります。

一緒に活動を創り上げていきましょう！！

切り取り線

- <正会員> □入会金 2,000円
□年会費 1口 6,000円×()口(何口でも可能)
<支援会員> □年会費 1口 3,000円×()口(何口でも可能)
<法人会員> □年会費 1口10,000円×()口(何口でも可能)
<賛助会員> □年会費 1口 1,000円×()口(何口でも可能)

※該当する振込項目をチェックしてください

ご住所〒
お名前
電話番号
メールアドレス

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議 名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
4	振替払込請求書兼受領証 加入者名 水俣フォーラム 金額 6,000 ご依頼人 米田 晴彦様 料金 07-04-28 T501000111 2730 ユウチヨ 備考 現金 3142 N94170005 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。
備考欄	充当金額 6,000円 特定非営利活動法人水俣フォーラム2025年度会費 調査研究内容：PEFSやネオニコチノイドなど新たな環境汚染が顕在化するなかで、公害の原点ともいえる水俣病の被害の実相に迫り、半世紀を経過した今もなお苦しんでいる状況がある中で、私たちが見落としてはならない視点を養うための研究

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

水俣フォーラム設立趣意書

兼：水俣展開催趣意書

公害の原点といわれる水俣病が南九州の片隅で発見されたのは、経済白書が「もはや戦後ではない」と謳った1956年のことでした。以後、被害者の運動やさまざまな裁判、調査、研究によって水俣病事件は少しずつ明らかにされてきました。それは、直接の被害者でも加害者でもない私たちにとって、この社会を考える上で、たいへん示唆に富むものでした。

加害企業チッソの技術力は、世界の化学工業界の中でもトップクラスにありました。その生産過程で副生された原因物質のメチル水銀は、自然界にはまず存在しないものであり、わずか耳かき半分ほどで人を死に至らしめる猛毒でした。水俣湾をつつむ不知火海は、沿岸漁民の主食ともいべき魚介類の宝庫でしたが、ここに注ぎ込まれたその総量が一億国民を二回殺してもなお余りあるほどに至るまで、チッソの生産活動はつづけられました。

原因をそれと知りながら隠蔽しつづけたのはひとりチッソに限りません。近代民主国家を標榜するわが国行政は、同じ工程をもつ他企業へ問題の波及、化学工業界への打撃、ひいては工業化政策全体の遅延を恐れて加害企業を庇護しました。新潟水俣病の発生は、いわば必然だったのです。その一方で、排水停止と謝罪を求める被害民に対しては、警察力をもって応えたのでした。困窮の極みにあった被害民に対して、市民もまた白眼をもって接し、革新勢力や宗教家さえ救いの手をさしのべようとはしなかったのです。

その後も行政は、患者補償金支払いの継続確保という名目でチッソへの格別の融資を続行する一方、医学界の権威を動員して病像を狭く限定することによって、万を数える被害民の苦痛を否定しつづけてきました。

地球環境保全が声高に叫ばれる現在に至ってようやく成立した未認定患者の救済策をみても、この構造に本質的な変化があったとはいえません。これらの事実から、企業、国家、科学、ひいては現代社会全般のありようを再検討しなければならないことに気がきます。

しかし、水俣病の発生原因それ自体であるチッソの生産活動およびこれに類する経済活動・技術開発によって、現在の化学工業の成長と日本の経済的発展、「便利で豊かな生活」がもたらされたのは否定しようもない事実です。そしてそれはこの国だけのことではありません。世界中が、数えきれないほどの“水俣病”を生みだしながら近代工業化、産業の高度化を競っています。こと水俣病から目を転じて、この「近代科学技術による工業生産を基盤とした民主主義国家システム」がもたらす多くの矛盾や危機の具体例は、枚挙にいとまがありません。しかし、それを乗り越えるための具体的な方法については、誰ひとり解答をもっていないという状況の下、社会の病状は静かに進行しています。最大多数の最大幸福の追求が、少数者への苛烈な抑圧を生みだすのみならず、結果として多くの現代人の内に、人としての存在の希薄化と関係性の腐食をもたらし始めています。

21世紀、日本。いま私たちは、このような時代の中で生きているのです。

思いおこせば、壮絶な病苦と疎外、それゆえの貧困の極みにありながら、果敢に声を上げていった方々のやさしさと巨きさによって、私たちは支えられ援けられてきたのではなかったでしょうか。そうした方々の言葉にあらためて耳を傾け水俣病を問い直すことは、私たちがこれから先、どのように生きていくかを考える上で少なからぬ果実をもたらすことでしょう。水俣病に関するすべての表現、研究、記録をひもとき、状況に照らしてこれらを再構築し、今を生きるすべての人びとに伝えたいのです。

水俣病発生の公式確認より半世紀の時をへて「水俣展」といふべきものの開催です。この会場に蘇る水俣の言葉や表情、風景の一片でもご記憶の片隅にお加えいただければ幸いです。

水俣フォーラム

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。	振替払込請求書兼受領証	
	口座記号番号	
	加入者名	特定非営利活動法人 中山間地域フォーラム
	金額	千 百 十 千 百 十 円 2 0 0 0
	※ 依頼人	米田晴彦 様
	(消費税込み) 料 金	203 円
	備 考	現金
	日 附 印	内税10%18円 07-04-28 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94170009
	この受領証は、大切に保管してください。	

備 考 欄	充当金額 2,000円
	特定非営利活動法人中山間地域研究フォーラム2025年度会費 調査研究内容：中山間地域の課題と再生策の研究

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

CONTENTS

巻頭言 世代論と農村へのまなざし	2
橋口卓也	
特別寄稿 「生業とともにあるムラ」の強さ	3
藤井 満	
農村政策の行方—オープンな議論を—	5
小田切徳美	
中山間直払制度の集落機能強化加算の廃止に関する意見書の提出	7
野中和雄 榊田みどり	
設立 18 周年記念シンポジウム 概要報告	
「人口減少下の農村ビジョンを考える—市町村消滅論を超えて—」	10
関司直也 西原是良	
西和賀町農村・農村地域再生シンポジウム 報告	
地域の暮らしと農業を守る仕組みづくり	13
榊田みどり	
夏のシンポジウムの軌跡 役員体制	15

■中山間地域フォーラムとは

私たち日本人のふるさとであり原風景でもある「中山間地域」には、多様な自然生態系や美しい風景、伝統的な文化が残されています。農山村は食料生産だけでなく自然環境や国土保全など多面的で公益的な役割を果たしているのです。

いま、その多くの地域で過疎化や高齢化が進行し、集落機能の低下に直面している集落も少なくありません。

「特定非営利活動法人 中山間地域フォーラム」は、さまざまな分野の専門家や経験豊かな実務家で構成する産学民官のゆるやかなネットワークです。シンポジウム・研究会の開催、政策提言、地域支援や人材育成、それに情報発信やネットワークの形成を活動の柱とし、中山間地域の再生をめざしています。

■入会のお誘い

本フォーラムは会員の会費で運営されています。入会希望の方は、本フォーラムのホームページから申し込み願います。会員には、会報の送付のほか、シンポジウム、研究会をご連絡致します。

年会費は、個人会員1口2000円（学生1000円）、団体会員1口1万円です。振込方法は次の通りです。

（郵便局窓口の場合）振込先：ゆうちょ銀行 口座番号：00130-5-790092

加入者名：特定非営利活動法人 中山間地域フォーラム

（スマホ振込の場合）銀行名：ゆうちょ銀行 支店名：〇一九（ゼロイチキョウ）支店

支店番号：019 口座種類：当座 口座番号：0790092

口座名義：トクヒ）チュウサンカンチイキフォーラム

■連絡先

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-11-3 金谷ビル 201 地球緑化センター 4 階

メール：tebento-staff@chusankan-f.org

■ホームページ <https://www.chusankan-f.org>



領収書等添付票

議 名 米田 彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																
6	ご利用明細票 <table border="1"><tr><td>お 店</td><td>お取引内容</td></tr><tr><td>07-05-0763142</td><td>通帳電信振替</td></tr><tr><td>記 号</td><td>号</td></tr><tr><td>*****</td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td>お 1</td></tr><tr><td>N035</td><td>*1,000</td></tr><tr><td></td><td>残 高</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>振替</td><td></td></tr><tr><td>受取人</td><td>ン イキ ン</td></tr><tr><td></td><td>ノカイ</td></tr><tr><td>料金</td><td>*100円</td></tr><tr><td>依頼人名:マイク</td><td>ハルヒコ</td></tr><tr><td colspan="2">税公金支払い(QRコード)ご利用 キャンペーン実施中(6月 まで)</td></tr><tr><td colspan="2">ご利用いただきましてありがとうございました。</td></tr><tr><td colspan="2">—— ゆ う ち ょ 銀 行 ——</td></tr></table>	お 店	お取引内容	07-05-0763142	通帳電信振替	記 号	号	*****		取扱番号	お 1	N035	*1,000		残 高			振替		受取人	ン イキ ン		ノカイ	料金	*100円	依頼人名:マイク	ハルヒコ	税公金支払い(QRコード)ご利用 キャンペーン実施中(6月 まで)		ご利用いただきましてありがとうございました。		—— ゆ う ち ょ 銀 行 ——	
お 店	お取引内容																																
07-05-0763142	通帳電信振替																																
記 号	号																																

取扱番号	お 1																																
N035	*1,000																																
	残 高																																
振替																																	
受取人	ン イキ ン																																
	ノカイ																																
料金	*100円																																
依頼人名:マイク	ハルヒコ																																
税公金支払い(QRコード)ご利用 キャンペーン実施中(6月 まで)																																	
ご利用いただきましてありがとうございました。																																	
—— ゆ う ち ょ 銀 行 ——																																	
備 考 欄	充当金額 1,000円 気候危機・自治体議員の会2025年度会費 調査研究内容:気候危機に直面している中、自治体での脱炭素政策を前進させるため、政 策提言をしていくための研究																																

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

気候危機・自治体議員の会 への 賛同を呼びかけます

私たちは、2019年秋の結成以来、「2030年までに温室効果ガス半減・2050年までに実質ゼロ」を実現するために、「気候非常事態宣言」と実効的な対策や行動計画の立案と実施を求めて活動してきました。

その後のコロナ禍や気候をめぐる国内外の社会・政治状況、気候危機の一層の深刻化を踏まえ、自治体議員が果たすべき役割・責務をあらためて明確にし、「共同宣言2022」を確認して再出発しました。

すでに約450名の全国の自治体議員が賛同しています。さらに多くのみなさんの賛同を呼びかけます。

2022年5月27日

賛同申込先 → [賛同申込みフォーム](#)

■ 考資料：2019年10月のスタート時の呼びかけ

全国の自治体議員のみなさんに賛同を呼びかけます ストップ気候危機！自治体議員による 気候非常事態・共同宣言

若者たちを中心としたグローバル気候ストライキが盛り上がり、グレタ・トゥンベリさんの国連気候行動サミットでの怒りの演説は、各国首脳・大人たちへの責任を問うものでした。

一方、世界では、国や都市、自治体などの行政機関が気候変動の危機に対して非常事態宣言を次々と発表して、気候変動を人類の危機として、緊急対応の必要性を市民に伝えています。宣言自治体は9月末時点で、世界で1100を超え、日本では9月25日に長崎県壱岐市が初めて宣言し、10月4日に鎌倉市議会が宣言を決議しました。

気候危機に対する日本政府の取り組みはきわめて不十分で、いまだに石炭火力にも依拠しています。これまで、気候危機対策に後ろ向きなアメリカ政府に対し、全米市長会議など米国内の自治体・企業も「各市が気候変動対策の取り組みを行うことで、米国全体で対策に取り組むことと同じ効果が達成される」「パリ協定を支持し、自ら行動する」とする宣言を発して行動して来ましたが、

私たちも、自治体や地域から行動を起こし、世界中の若者や国・地域と連携し、自治体による気候非常事態宣言、CO2の削減と再生可能エネルギー拡大の取り組みを進め、対策を前に進めましょう。

その決意の可視化とアピールのために、「ストップ気候危機！自治体議員による気候非常事態・共同宣言」を呼びかけます。ぜひ、ご賛同ください。

2019年10月21日

ストップ気候危機！自治体議員による気候非常事態・共同宣言の会

<呼びかけ人>

北海道 国忠崇史（士別市議） 斉藤うめ子（ニセコ町議）／山形県 草島進一（鶴岡市議）／福島県 蛇石郁子（郡山市議）／栃木県 いでい昌子（宇都宮市議）／埼玉県 清野和彦（秩父市議） 岩田京子（吉川市議） 猪股和雄（久喜市議） 川口啓介（川越市議）／東京都 山内れい子（東京都議） 中村まさ子（江東区議） 奈須りえ（大田区議） 橋本久雄（小平市議） 坂井えつ子（小金井市議） 山本ようすけ（立川市議）／千葉県 会津素子（成田市議）／神奈川県 大野トモイ（横浜市議）／静岡県 杉山 淳（静岡市議） 松谷 清（静岡市議） 高橋隆子（伊豆の国市議） 山下ふみこ（沼津市議）／愛知県 石川翼（安城市議） 白井えり子（日進市議）／岐阜県 井上あけみ（多治見市議）／石川県 熊野盛夫（金沢市議）／長野県 坂本紀子（飯島町議） ますだ望三郎（安曇野市議）／新潟県 中山 均（新潟市議） 石附幸子（新潟市議） 加藤大弥（新潟市議） 青木 学（新潟市議）／大阪府 野々上 愛（大阪府議）／兵庫県 丸尾牧（兵庫県議） 丸谷さとし（明石市議）／岡山県 大塚 愛（岡山県議） 光吉 準（鏡野町議）／香川県 太田あゆみ（高松市議） 植田まき（高松市議）／福岡県 荒木龍昇（福岡市議） 藤井芳広（糸島市議） 村上さとし（北九州市議）／佐賀県 牧瀬昭子（鳥栖市議）／長崎県 林田二三（東彼杵町議）／大分県 玉田輝義（大分県議） 原田孝司（大分県議）／鹿児島県 野口英一郎（鹿児島市議）

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																																															
7	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td>加入者名</td><td>金額</td><td>おなまえ</td><td>ご依頼人</td><td>料 金</td><td>備 考</td></tr><tr><td></td><td>アジア太平洋資料センター</td><td>12,000円</td><td></td><td>米田晴彦様</td><td>203円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>(消費税込み)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>内税10%18円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>07-05-08</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>T501000111</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>2730 ユウちょ</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>(63142)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td>N94130005</td><td></td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	加入者名	金額	おなまえ	ご依頼人	料 金	備 考		アジア太平洋資料センター	12,000円		米田晴彦様	203円							(消費税込み)							内税10%18円							07-05-08							T501000111							2730 ユウちょ							(63142)							N94130005	
口座記号番号	加入者名	金額	おなまえ	ご依頼人	料 金	備 考																																																										
	アジア太平洋資料センター	12,000円		米田晴彦様	203円																																																											
					(消費税込み)																																																											
					内税10%18円																																																											
					07-05-08																																																											
					T501000111																																																											
					2730 ユウちょ																																																											
					(63142)																																																											
					N94130005																																																											
備 考 欄	充当金額 12,000円 特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター2025年度会費 調査研究内容：グローバル化する社会のなかで、アジア太平洋地域との経済交流をはじめとしたつながりの課題研究																																																															

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジア太平洋資料センターといい、英文名を **Pacific Asia Resource Center**, 略称 **PARC** という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区神田淡路町1丁目7番地11号 東洋ビル3階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際的な経済社会問題および人びとの生活についての調査・研究を通じて、北の先進工業国と南の発展途上国の経済格差や途上国の貧困問題、国際紛争や地球環境問題の原因やそれを生み出す構造を解明する。その成果を日本の市民の間に広く伝えると同時に、世界各国の市民との交流や協力を行なうこととともに問題を解決し、平和で平等な社会の構築をめざす。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 南北問題に関する調査研究事業
- (2) 政策提言事業
- (3) 情報発信事業
 - ① 出版
 - ② ウェブサイトによる発信
- (4) 市民教育事業
 - ① 市民向けの講座の企画・運営
 - ② 市民向けのイベントやシンポジウムの開催
- (5) 開発教育、環境教育のための映像教材製作・普及事業

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費												
8	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td>加入者名</td><td>金額</td><td>ご依頼人</td><td>料金</td><td>備考</td></tr><tr><td>※</td><td>過労死防止学会</td><td>千 百 十 万 百 十 円 75000</td><td>おなまえ 米田 彦 様</td><td>(消費税込み) 203円 内税10%18円 07-05-08 T501000111 2730 ユウチヨ (63142) N94130004</td><td>現金</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料金	備考	※	過労死防止学会	千 百 十 万 百 十 円 75000	おなまえ 米田 彦 様	(消費税込み) 203円 内税10%18円 07-05-08 T501000111 2730 ユウチヨ (63142) N94130004	現金
口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料金	備考								
※	過労死防止学会	千 百 十 万 百 十 円 75000	おなまえ 米田 彦 様	(消費税込み) 203円 内税10%18円 07-05-08 T501000111 2730 ユウチヨ (63142) N94130004	現金								
備考欄	充当金額 5,000円 過労死防止学会2025年度会費 調査研究内容:長時間労働に悩まされる各種労働現場の実態把握と解決のための課題研究												

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

[HOME](#) > 会則

会則

過労死防止学会 会則

第1条（名称） 本会は過労死防止学会と称する。

第2条（目的） 本会は過労死（過労自殺および過労疾病を含む）の実態、原因および背景に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすことを目的とする

第3条（事業） 本会は次の事業を行う。

- (1) 全国大会、研究会等の開催
- (2) 教育・啓発活動の推進
- (3) 出版物の編集、刊行
- (4) 内外の学術団体との連絡、交流
- (5) その他本会の目的にとって必要な事業

第4条（会員） 本会は過労死被災者とその家族、勤労者のいのちと健康に関心をもつ研究者、弁護士、活動家、ジャーナリスト、その他本会の目的に賛同する個人によって構成される。

- 本会に入会しようとする者は幹事会に申込みその承認を受けなければならない。
- 会員は研究会等本会の事業に参加し、会員総会に出席することができる。
- 会員は学会刊行物に投稿し、学会刊行物の配布を受けることができる。
- 会員は所定の会費（一般会員年額5,000円、過労死遺家族・大学院生・学生会員2,000円）を納入するものとする。

第5条（役員） 本会の会務を処理するために幹事若干名を置く。

- ・ 幹事の選出方法は別に定める役員選出細則による。
- ・ 幹事の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- ・ 本会の業務を処理するために幹事の中から常任幹事若干名を互選する。
- ・ 本会の代表者として代表幹事1名を互選する。ただし、代表幹事の連続三選はこれを行わない。
- ・ 本会の業務に必要な場合、幹事会の承認を得た上で、特任幹事をおくことができる。
- ・ 本会の会計監査のために会計監事2名を置く。
- ・ 会計監事の選出方法は別に定める役員選出細則による。任期については幹事の場合に準ずる。

第6条（総会） 本会は毎年1回会員総会を開く。

- ・ 総会は代表幹事が招集し、本会の活動方針、役員の選出、予算・決算の承認、その他総会が必要と認めた事項を議する。
- ・ 議決は出席会員の過半数の賛成による。
- ・ 幹事会が必要と認めたときまたは会員の5分の1以上の請求があるときは、代表幹事は臨時総会を開かねばならない。

第7条（事務局） 本会の会費徴収その他の日常業務を処理するために幹事会の定めるところに事務局を置く。

第8条（附則） 本会の事務執行のために常任幹事会のもとに事務局を置くことができる。

- ・本会は地方部会および問題別分科会を設けることができる。
- ・本会則の変更は会員総会の決議を経なければならない。
- ・本会則は2015年5月23日に制定した。
- ・本会則は2023年9月9日会員総会で、第5条に特任幹事制度の新設を追加し改訂した。

『過労死防止学会誌』 投稿規定

第1条（投稿資格） 投稿者は原則として本学会の会員とする。ただし、常任幹事会及び編集委員会が依頼もしくは承認した場合は除く。

第2条（原稿の種類） 投稿原稿は本学会の目的に即したテーマで、原則として、日本語で書かれた、研究論文、研究ノート、書評などの未公開の論文とする。なお、他の学術雑誌等との重複投稿は認めない。

第3条（著作権） 掲載された論文の著作権は、過労死防止学会に帰属する。掲載された論文等の著者は、その論文等を電子化してウェブサイト上で公開することに同意する。なお、本誌に掲載された論文等を執筆者が他の出版物に転用する場合は、予め文書によって代表幹事への了承を得なければならない。

第4条（書式と字数） 原稿は、原則として、横書き和文とする。字数は、本文・注・図表・文献リストを含めて、研究論文《A4版1頁当たり1200字で》13頁以内、研究ノート《同》9頁以内、書評・その他《同》5頁以内とする。

第5条（原稿の締切） 投稿原稿の締切は、常任幹事会及び編集委員会が決めた日とする。

第6条（採否の決定） 投稿原稿の『過労死防止学会誌』掲載の最終決定については、常任幹事会ないしは編集委員会が所定の審査を経て決定する。

第7条（原稿の返却） 投稿原稿は採否に関わりなく返却しない。

第8条（原稿料） 原稿料は支払わない。

第9条（改定） 本規定は、幹事会の承認を得て改定することができる。

（制定・施行期日）この規定は、2020年10月1日から制定・施行する。

過労死防止学会 会費細則

第1条（会費金額） 会費は、一般会員年額5,000円、家族会員（過労死遺家族）年額2,000円、学生会員（大学院生を含む）年額2,000円とし、入会費は設けない。

第2条（会費年度） 会費の年度は会計年度とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

第3条（会費請求） 会費の請求は毎年4月に全会員に行う。ただし、必要あるときは適宜全会員、あるいは個別の会員に会費請求を行う。

第4条（入会者対応） 入会者のうち、10月1日から12月31日までの入会者には、その年度の会費は、年額の半額とする。また、1月1日から3月31日までの入会者は、その年度の会費を免除し、翌年度から会費を徴収する。

第5条（会費滞納） 会費滞納者のうち、3期以上の会費滞納者には退会の措置を行うことができる（措置退会）。

滞納による退会者が、再び入会する際には、未納の会費を収めなければならない。

付則

（1）この細則は、2022年4月1日から施行する。

（2）第5条による措置退会はこの細則の施行日から実施する。

（3）第5条による3期以上の会費滞納者へ「措置退会」を行うことができるが、事務局より3期以上の会費滞納者へ滞納額について、延納による分割納入などの対応の提案を、「措置退会」実施前に行うこととする。

過労死防止学会誌 編集委員会規程

第1条（目的） 編集委員会は、『過労死防止学会誌』（以下、単に『学会誌』と略す）の編集・刊行を通じて、当学会の研究活動の活性化を図ることを目的とする。

第2条（職務） 編集委員会は、次の職務を行う。

- （1）原則として、全国大会の開催年度末までに『学会誌』を刊行する。
- （2）大会報告者への原稿依頼、投稿論文等の募集・受付、査読の分担・レフリーへの査読依頼、査読結果に基づく掲載可否の決定、誌面構成の決定などを行う。
- （3）投稿規定は別途定める。

第3条（編集委員会の構成・選任・任期）

- （1）編集委員会は、委員長1名と若干名の委員から構成する。
- （2）委員は、専門分野を考慮して常任幹事会の推薦に基づき、幹事会で選任する。
- （3）委員長は、編集委員の互選により選任する。
- （4）編集委員の任期は2年とし、再任も可とする。

第4条（改訂） 本規程は、幹事会の承認を得て改訂することができる。

（制定・施行期日）この規程は、2022年9月10日より制定・施行する。

（改正）この規程は、2023年9月9日に改正・施行する。

過労死防止学会 専門部会規定

第1条 専門部会設置の目的：学会会則第8条「本会は地方部会および問題分野別分科会を設けることができる」に基づき、

- 1) 専門分野の会員の日常的な研究交流を促進し、調査・研究活動の向上を図ること、
- 2) 大会において「分科会」の企画を立案し、大会の質的向上を図ることを目的とする。

第2条 申請の手続き：新たに専門部会を設立しようとする会員は、その名称、設立の趣旨及び活動計画、共同研究者名、世話人の氏名・連絡先を明記し、幹事会宛てに申請する。

第3条 専門部会としての認定：幹事会は申請書を慎重に審査し、専門部会として認定する。

第4条 専門部会への参加：会員以外の者が参加を希望する場合は、世話人にその意思を伝え、世話人が承認すれば参加できる。

第5条 活動費補助：学会は財政の許す範囲で部会活動に補助金を支出することができる。

第6条 運営と活動の目安：専門部会の運営と活動は自主的になされるものであるが、以下の要件を満たすことが望ましい。

- （1）各年度の活動状況と参加者数の概数を幹事会に報告すること。
- （2）研究会案内を学会のホームページやメーリングリストに公開するなど、会員が参加しやすいように配慮すること。
- （3）最低でも隔年度に1回は分科会などを企画・主催すること。

付則 本規程は2024年度から適用する。

制定 2024年8月31日

過労死防止学会 部会活動費補助規程

第1条 部会活動費の補助：専門部会はその活動に要した経費の補助を、各年度3万円を上限として、学会に申請できる。

第2条 部会活動費の使途：活動費は、非会員報告者を研究会や分科会に招聘するために要する費用、例えば旅費、宿泊費、謝金並びに資料代などに支出することができる。但し、飲食費への支出はできない。

第3条 部会活動費の支給：使途明細書に領収書を添付し、事務局に提出すること。

第4条 その他の事項：本規程に定める以外の事項については、当該部会と事務局との協議を経て、幹事会の決定により処理する。

付則 本規程は2024年度から適用する。

制定 2024年8月31日

[お問い合わせフォーム](#)

[過労死防止学会 入会申込はこちら](#)

[～ 学会のあゆみ](#)

[～ 会則](#)

[～ 大会案内・大会報告](#)

[～ 過労死防止学会誌](#)

[～ 過労死防止法](#)

[～ 過労死問題関連情報](#)

[～ 学会関連ニュース](#)

[～ リンク](#)

[～ サイトマップ](#)

検索

Counter

Total visitors:

245936

Visitors today:

28

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費														
9	振替払込請求書兼受領証 <table><tr><td>座 記 号 番 号</td><td></td></tr><tr><td>加入 者 名</td><td>0 法人官製ワーキングプア研究会</td></tr><tr><td>金 額</td><td>千 百 十 万 千 百 十 円 4 0 0 0</td></tr><tr><td>お な ま え</td><td></td></tr><tr><td>ご 依 頼 人</td><td>米田 晴彦 様</td></tr><tr><td>料 金</td><td>(消費税 込み) 日 附 印 203 円 内税10%18円 07-05-14 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94170007</td></tr><tr><td>備 考</td><td>現金</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	座 記 号 番 号		加入 者 名	0 法人官製ワーキングプア研究会	金 額	千 百 十 万 千 百 十 円 4 0 0 0	お な ま え		ご 依 頼 人	米田 晴彦 様	料 金	(消費税 込み) 日 附 印 203 円 内税10%18円 07-05-14 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94170007	備 考	現金
座 記 号 番 号															
加入 者 名	0 法人官製ワーキングプア研究会														
金 額	千 百 十 万 千 百 十 円 4 0 0 0														
お な ま え															
ご 依 頼 人	米田 晴彦 様														
料 金	(消費税 込み) 日 附 印 203 円 内税10%18円 07-05-14 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94170007														
備 考	現金														
備 考 欄	充当金額 4,000円 特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会2025年度会費 調査研究内容:「官製ワーキングプア」と呼ばれる自治体等公務部門の非正規公務員の雇 用実態の把握と会計年度任用職員制度改善のための課題研究														

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コ
ピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は
按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開
催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書
籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

<INDEX>

設立の趣旨

主な事業

理事・監事

会員について

貸借対照表.xls

※クリックでリンク先ファイルを開きます

設立の趣旨

国に約15万人、地方自治体に約60万人の非正規公務員が働いています。しかし、その多くが「働いてもなお貧しい」ワーキングプア層です。国、自治体自らがワーキングプアを産み出している日本とは一体どんな国なのでしょう。それも公務員に係る法制度が大きく、厚い壁としてのしかかっているにもかかわらず、それを改善することなく、矛盾を逆手に取るように、低賃金労働者を使い続けているのです。

また、公共サービスを担っている民間労働者の多くもワーキングプア層です。安上がりの先には、サービスの低下や安全の欠如があり、様々な問題が起こっています。

非正規公務員や公共サービス民間労働者に共通する課題は、不安定雇用と低収入の二つに集約できます。私どもは、この問題の解決に向け、日夜たかひを進めている当事者、労組、関係者と交流、相互協力を進めてきました。それは、2006年に「自主セミナー」として始まり、東京、大阪、福岡、香川、埼玉などで全国規模の交流集会を開催してきました。

2009年4月には参加対象をさらに拡大し、従来交流の機会が余りなかった労組、関係団体と協同で「なくそう！官製ワーキングプア～反貧困集会」を開催しました。2010年5月には、日本評論社から同名の本を出版、あわせて第2回集会を開催、同年秋には雇い止めおよび手当てに関わる訴訟の研究集会、そして2011年7月に第3回集会を開催しました。

以上の取り組みを進めてきたなかで、なおいっそうの情報提供・共有の重要性、および相談機能の充実が必須であると痛感しました。そこで、恒常的な組織の創設をもって取り組みを強めることにします。

主な事業

○情報収集～裁判・労働委員会の事例、国・自治体情報、研究者・研究機関の発表論文、報道、運動資料

○調査、研究～各種調査の結果の入手、自前の調査

○非正規当事者相談～弁護士などの紹介、各地の労働相談窓口の紹介（各団体とのネットワーク）

○学習会、研修などへの講師派遣

○自治体当局などからの相談、照会

○研究会の定期開催

○会報、資料集などの発行～ウェブニュース、ブログ、紙媒体

理事・監事

<理事長>

白石 孝

<副理事長>

山本 志都

<理事>

竹信 三恵子

野村 修一

藤代 政夫

安田 真幸

山岸 薫

山下 弘之

神田 真紀夫

<監事>

玉城 恵子

浜口 正幸

会員について

正会員（議決権あり） 賛助会員（総会への参加と発言権あり）

<年会費>

正会員（団体）1万円、（個人）3千円

賛助会員（団体）5千円、（個人）2千円

<入会金>

正会員・賛助会員とも（団体）2千円、（個人）千円

★中央労働金庫荒川支店（替）3939058 「特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会」

★郵便振替口座 口座記号番号00170-5-744093 「NPO法人官製ワーキングプア研究会」

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
10	振替払込請求書兼受領証 口座記号番号 加入者名 金額 ※ ご依頼人 料 金 備 考 のりこえねっと 千 百 十 万 千 百 十 円 5 0 0 0 米田晴彦 様 (消費税込み) 日 附 印 203 円 内税10%18円 07-05-19 T501000111 2730 ユウちょ 現金 (63142) N94110013 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。
備考欄	充当金額 5,000円 のりこえねっと2025年度会費 調査研究内容:時代が進んでいるにもかかわらず、ヘイトスピーチやレイシズムが後を絶たない。人権確立に向け、その根源に迫り、その元を絶つために何が必要かを探るため

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。



設立宣言

2013年9月

いま、在日韓国・朝鮮人を標的とするヘイトスピーチが、各地で凄まじい勢いで拡大している。多文化のもとで共生する人びとの平穏な生活を切り裂き、民族差別や人種偏見に満ちた、侮辱的、脅迫的言動が繰り返されている。

ヘイトスピーチは、街頭だけでなく、ネットやさまざまなメディアでも繰り返され、差別、偏見、攻撃の言説を執拗に展開している。なかでも日本軍性奴隷被害者（いわゆる「従軍慰安婦」）とされた女性たちに向けられる侮辱と憎悪の表現は、人権の価値を根こそぎ破壊するレベルにさえ達している。

ナチス時代のユダヤ人などへの迫害、かつての南アフリカでのアパルトヘイトやアメリカ南部におけるKKK団のリンチを想起させるような激しい侮辱と憎悪表現に対して、日本社会からの反応は、いまだあまりに鈍い。

在日韓国・朝鮮人は、日本による侵略と植民地支配によって生み出された。その存在の歴史性に対する決定的な無知と、「言論の自由」の尊重という口実のもとで、この社会の多数派は、この卑劣で暴力的なヘイトスピーチを黙認し続けている。

ヘイトスピーチは、当面の標的とする在日韓国・朝鮮人だけではなく、女性を敵視し、ウチナーンチュ、被差別部落の出身者、婚外子、社会が障害となっている人々（いわゆる「障がい者」）、性的少数者などの、社会的少数者にも攻撃を加えてきた。彼らが攻撃する人々は、日本の戦後体制の中で、人格権や生存権を政策的に奪われたり無視されたりしてきた人々と、みごとに重なっている。この意味において、日本におけるヘイトスピーチは、戦後体制が政策的に作り出してきた差別そのもののものだ。

本質に立ち返って考えたい。ヘイトスピーチが傷つけるものとは何なのか、ということ。

それは、在日韓国・朝鮮人だけではない。社会的少数派だけでもない。ヘイトスピーチは、良心を持つあらゆる人々を傷つけるのだ。国籍も、民族も、性別も、出自も関係なく、すべての人間には普遍的な尊厳と人権があると考える人々の信念、そして、なによりも平和に生きようとする人々の精神に対して、言葉と物理的な暴力で憎悪を投げつけ、侮辱し、傷を負わせる。国際社会がこれまで長い苦しみの歴史の中で築いてきた、世界人権宣言にも謳われる普遍的な人権概念を攻撃し、その価値をあざ笑い、踏みにじる。

これが、ヘイトスピーチの本質なのだ。

だから、この暴力に対峙し、決然と対決することは、単なるマイノリティ集団の利益のための行動ではない。また、一国の国内問題を解決するためのものでもない。民族や国境の壁を超えて、人権の普遍的価値を擁護し、防衛する行動でもあるのだ。

それは、この日本社会にあっては、戦後体制によって市民的権利を剥奪されてきた人々の「市民として生きる権利」を希求する行動以外の何ものでもない。

ここであらためて確認し、明記しておく。人間の涙の歴史を無に帰そうとする挑戦に、私たちは、決して屈しない。

ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク
「のりこえねっと」共同代表 一同

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)												
11	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費												
振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td>常払込 金加入 負担</td></tr><tr><td>加入者名</td><td>特定非営利活動法人 アーキペラゴ</td></tr><tr><td>金額</td><td>千 百 十 万 千 百 十 円 3 0 0 0</td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td>米田晴彦様</td></tr><tr><td>料金</td><td>日 附 印 07-06-16 T501000111 2730 ユウちょ</td></tr><tr><td>備考</td><td>現金 (3002) N94210003</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。		口座記号番号	常払込 金加入 負担	加入者名	特定非営利活動法人 アーキペラゴ	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 3 0 0 0	ご依頼人	米田晴彦様	料金	日 附 印 07-06-16 T501000111 2730 ユウちょ	備考	現金 (3002) N94210003
口座記号番号	常払込 金加入 負担												
加入者名	特定非営利活動法人 アーキペラゴ												
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 3 0 0 0												
ご依頼人	米田晴彦様												
料金	日 附 印 07-06-16 T501000111 2730 ユウちょ												
備考	現金 (3002) N94210003												
備 考 欄	充当金額 3,000円 特定非営利活動法人アーキペラゴ2025年度会費 調査研究内容:アーキペラゴの取り組む保育所等への芸術士の派遣事業をはじめとした創造的人材育成のための課題研究												

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。



ホーム / アーキペラゴとは

アーキペラゴとは

About Archipelago

—日本の本来持っている豊かさを瀬戸内で考える・創造する—

archipelagoとは「群島・多島海」を意味する英語です。これは日本の内海、瀬戸内海とそこに広がる島々をさす言葉であり、東アジア圏からとは島国日本を視す言葉であると考えます。私たちの瀬戸内の島々は驚くほどに島ごとに特色や文化が異なります。そして島ごとに海路を通じ、他の地域との交わりの中でその土地での文化が作られました。そんな島々＝アーキペラゴの在り方は私達の考える豊かな人の在り方なのです。



8つの島とあなたをつないでくれる人々

島目とマップ



アーキペラゴの最新情報をお届けします。

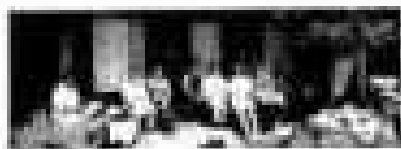
RSSを購読する

アーキペラゴの考える豊かさ＝「自律した人間として生きる事」

辞書で引くと「他からの支配・制約などを受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動すること。」と書かれている「自律」という言葉、更に踏み込めば、自らの価値観・ものさしを持ちながらも、他を受け入れ、影響を受ける。その循環がクリエイティブな出来事＝エディケーション（私たちは善玉トシケンカン菌の化学反応と呼びます）を生み出します。そんなクリエイティブな環境作り（自律のサポート・交流事業など）豊かさの循環（長老たちの経験を引き継いでいく、子どもたちへ伝えていく）を生み出すことがアーキペラゴのミッションです。

実際にこれまで理事長の三井は、自律した人たちが出会いお互いに影響を与え合うことで、これまで想像していなかったモノトコが生まれる場面を経験しました。この経験と島々に学ぶ中で気づいた価値に基づき現在のアーキペラゴが生まれました。

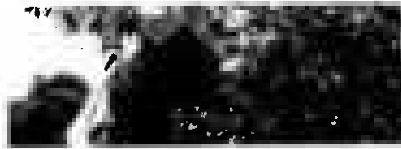
学ぶ・交流する



瀬戸内ツーリズム企画・販促

豊島を巡るゼミ
各島のガイドを紹介
島目とマップ発行
ビーチコーミング（漂流物調査）

創造する

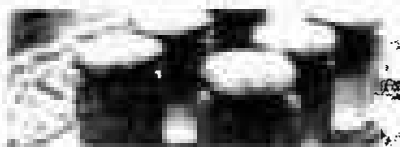


四国の資源活用事業の支援活動

漆の家のプロジェクトの協力
男木deあそび隊事務局
各島のプロジェクト協力支援など

記録・発信する

未来を育てる



瀬戸内情報発信サイトの運営
小豆島myオリーブクラブのPR活動



芸術士派遣事業

保育所へ芸術士の派遣事業
コトデン×コトモデン
シンポジウムの開催
ワークショップの実施

設立 2009年3月 (前身の「NPO法人INSかがわ」は2002年5月23日設立)

活動内容 (1) 社会教育の推進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 学術、文化、芸術、スポーツの推進を図る活動
(4) 環境の保全を図る活動
(5) 経済活動の活性化を図る活動

定款[PDF:303KB]

財務情報[PDF:356KB]

事業報告書[PDF:2.87MB]

PDFファイルをご覧いただくためにはAdobeAcrobatReaderが必要です。
お持ちでない方は、ダウンロードしてからご覧ください。



・ ことば ・ 写真



NPO法人 アーキペラゴ事務局

〒760-0062

高松市堀江町1丁目2番2号7F・8F

TEL: 087-813-1001

FAX: 087-813-1002

・ 代表理事 小島 誠二

Copyright © ARCHIPELAGO. All rights reserved.

アーキペラゴとは

応募する

派遣情報

スタッフブログ

プロジェクト

アーキペラゴの活動

活動の活動

はとろにグリーンアップ・フォーラム

高松市での活動

アーキペラゴの活動

高松市議会議員

高松市議会議員

アーキペラゴの活動

高松市での活動

高松市での活動

サイトマップ

お問い合わせ・お申し込み

プライバシーポリシー

検索

(参考様式第1号)

領 収 書 等 添 付 票

議 員 米 田 晴 彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
12	領 収 票 米田 晴彦 様 ¥ 3,000 - 香川県ソーシャルワーカー協会令和7年度会費 として 上記金額領収しました。 令和7年6月22日 香川県ソーシャルワーカー 会 長 園 部 信
備 考 欄	充当金額 3,000円 香川県ソーシャルワーカー協会2025年度会費 調査研究内容: 県内各所でソーシャルワークに努める方々の実践に基づき、ソーシャルワークのめざすべき方向について研究を深め、施策提言していくために。

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

香川県ソーシャルワーカー協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、香川県ソーシャルワーカー協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社会福祉における実践と研究の交流をとおして、倫理性を含むソーシャルワーカーとしての資質の向上を図り、本県障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉、地域福祉等の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 本県社会福祉の推進に必要な調査研究
- 2 会員の資質の向上を図るためのセミナー及び研修会の開催
- 3 県内外社会福祉関係団体との連携交流
- 4 日本ソーシャルワーカー協会との連絡・情報交換
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- 1 個人会員
本会の目的に賛同し、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領を尊重する意思を有する個人
- 2 団体会員
本会の目的に賛同し、日本ソーシャルワーカー協会の倫理綱領を尊重する意思を有する個人を構成員とする5名以上の団体(任意団体含む)で、規約等が整備されていることを条件とする。
- 3 賛助会員
(1)本会の趣旨に賛同し、事業に協力しようとする個人及び団体
(2)賛助会員は、役員になり、または、総会で議決に加わることはできない。

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は入会申込書を添えて、会長に申し込むものとする。

(退 会)

- 第7条 退会しようとする者は、予め会長に届け出るものとする。
- 2 会費を3年以上未納の者は、退会したものとする。
 - 3 退会后、再度入会は妨げない。

(会 費)

第8条 会員は、別に定める会費を納めるものとする。

第3章 役 員

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 1 理事 15名以内(うち会長1名・副会長2名)とする。
- 2 監事 2名
- 3 顧問 若干名
- 4 相談役 若干名

(役員等の選任)

- 第10条 理事及び監事は、理事会において会員の中から選任し、総会で承認を得るものとする。
- 2 会長及び副会長は理事会において互選する。
 - 3 顧問・相談役は、理事会の総意をもって推薦し、会長が委嘱する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、理事会で選任し、直近開催時の総会で承認を得るものとする。

3 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し会務を行う。

4 監事は、本会の会計と会務の執行を監査する。

5 顧問・相談役は、会務について会長の諮問に答える。

第4章 会 議

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をえなければならない。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総 会)

第14条 通常総会は毎年1回会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要を認めるとき、又は会員の3分の2以上の請求があるときは、臨時総会を開くことができる。

3 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を得なければならない。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 委員会

(委員会)

第15条 本会は、第4条の事業を行うため総務委員会・研修委員会・広報委員会を置く。

2 委員会に関し、必要な事項は別に会長が定める。

第6章 会 計

(経 費)

第16条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の予算は理事会の承認を経て、総会において決定する。

2 会長は、毎会計年度終了後決算報告書を作成し、監事の監査を受けて、通常総会に報告する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第19条 会則を変更するときは、会員の3分の1以上又は理事の過半数の提案により、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解 散)

第20条 本会を解散するときは会員の3分の1以上又は理事の過半数の提案により、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は別に会長が定める。

3 会長は、理事会の承認を得て、本会の事務・経理を適当な機関に委託して行わせることができる。

附則

この会則は昭和63年2月1日から施行する。
この会則は平成7年9月30日から施行する。
この会則は平成22年6月19日から施行する。
この会則は平成25年6月15日から施行する。

香川県ソーシャルワーカー協会会則内規

1 会費について

個人会員、団体会員及び賛助会員の会費(年額)は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 3,000円
- (2) 団体会員 5名以上で入会するものとし、会費1名につき(3,000円)1割引(300円引)とする。
- (3) 賛助会員 1口 5,000円(法人は2口以上)

2 会員の特典

内 容	個人会員	団体会員	賛助会員
会報の提供	1冊	団体に1冊	個人及び団体に1冊
活動等の情報提供(ホームページ)	利用可	利用可	利用可
研修会への参加	優先	個人会員優先	個人・団体会員優先
勉強会への参加	優先	優先	—
国内視察研修等への参加	優先	個人会員優先	—
海外研修、その他すべての制度、企画	すべて 申込可	海外研修等 一部申込不可	—

※ 団体会員への各種案内は、代表者のみに行う。

附則

この内規は平成25年6月15日から施行する。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																		
13	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td colspan="2">[REDACTED]</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="2">※一般社団法人 農業開発研修センター</td></tr><tr><td>金額</td><td>千 百 十 万 百 十 円</td><td>5 0 0 0</td></tr><tr><td>おなまえ</td><td colspan="2">※ 会友No.1266 米 田 晴 彦 様</td></tr><tr><td>料 金</td><td>(消費税込み) 203 円</td><td>日 附 印 内税10%18円 07-07-02 T501000111 2730 ユウチョ 現金扱 (63002) N94240002</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2"></td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	[REDACTED]		加入者名	※一般社団法人 農業開発研修センター		金額	千 百 十 万 百 十 円	5 0 0 0	おなまえ	※ 会友No.1266 米 田 晴 彦 様		料 金	(消費税込み) 203 円	日 附 印 内税10%18円 07-07-02 T501000111 2730 ユウチョ 現金扱 (63002) N94240002	備 考		
口座記号番号	[REDACTED]																		
加入者名	※一般社団法人 農業開発研修センター																		
金額	千 百 十 万 百 十 円	5 0 0 0																	
おなまえ	※ 会友No.1266 米 田 晴 彦 様																		
料 金	(消費税込み) 203 円	日 附 印 内税10%18円 07-07-02 T501000111 2730 ユウチョ 現金扱 (63002) N94240002																	
備 考																			
備 考 欄	充当金額 5,000円 一般社団法人農業開発研修センター2025年度会費 調査研究内容：地域農業・農村の振興・活性化とJAの改革・発展に貢献することを目的に設立されており、農業、農協の具体的実践に基づいた農業再生策を研究するために。																		

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

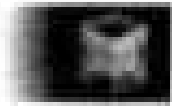
(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。



地域農業・農村の活性化とJAの改革・前進をサポートする

一般社団法人 農業開発研修センター



農業開発研修センターとは

研究会開催

研究

機関誌・センターだより・刊行物

会員・会友加入のおさそい

所在地・アクセス

会 員 ・ 加入のおさそい

全国を活動領域として、地域農業・農村の振興・活性化とJAの改革・発展に貢献することを目的に、地域重視・現場重視の旗を高くかけながら事業活動に取り組んでいます。

これらの事業活動をさせていただいておりますのが会員制度で、多くの皆様に会員としてご協力をいただいております。

本センターでは、事業活動のさらなる展開を図るため、会員拡大を図っております。本センターの目的に賛同いただき会員へのご加入について、是非ともご検討いただきますようお願いいたします。なお会員サービスの一環として、年間に開催します各種研究会・セミナーのうち、1回分だけではありますが、無料参加（体験）していただけます。

会 員

▶ 資格

- ▶ 普通会員 本センターの目的に賛同する下記の機関及び団体
農業団体（全国・都道府県・市町村農業関係団体、JAグループ、その他農業団体）
地方公共団体（都道府県、市町村等）
- ▶ 賛助会員 本センターの目的に賛同し事業に協力する下記の法人
農産物流通・加工・販売関連法人（青果卸、食品メーカー等）
農業生産資材製造・販売関連法人（農機具・肥料・農薬・種苗・施設資材メーカー等）
その他関連法人（金融機関、調査研究機関等）

▶ 特典

- ▶ 各種研究会の参加費の優遇
参加費の割引（最大3割引）
参加費を年1回分無料（ただし条件付きとさせていただきます）
- ▶ 機関誌「地域農業と農協」の無料配布・機関紙「センターだより」の無料配布
年2～4回発行
掲載内容＝農業・農政・JA等に関する「直言」、参与の方々からの「参与の眼」、会長の「東山三十六峰」、「研究会ハイライト」、本センター研究員の「研究員ノート」、新刊紹介の「BOOKレビュー」等
- ▶ 調査研究及び診断の優先受託
会員の要請による調査研究や診断は、他に優先して受託しております。
- ▶ その他各種情報提供

▶ 会費（年額）はコチラ

▶ 加入方法

会員ご加入に関する資料をコチラへ請求ください。所定の手続きをご連絡申し上げます。

会 友

本センターの趣旨に賛同し、本センターを守り育てようとする意思をもった個人を広く募り、日頃の密接な連携によって、今後の研究会開催・調査研究・調査診断等の事業が一層充実したものに遂行できるような組織基盤をつくることを目的とし、農業団体や行政機関の役員及び研究者の積極的な参加を募っています。

▶ 資格

1. 農業団体役員
2. 行政機関職員
3. 研究者
4. その他関連機関・団体役員

（いずれも現職、前・元職を問わない）

▶ 特典

1. 機関誌「地域農業と農協」・機関紙「センターだより」の無料配布
2. 各種研究会の案内
3. 研究会の部分受託可能
4. その他各種情報提供

▶ 会費（年額）はコチラ

▶ 加入方法

加入申込書に所定の事項をご記入の上、コチラへ郵送してください。



実在証明・信頼性保証サイト

一般社団法人 農業開発研修センター

〒601-8585 京都市南区東九条西山王町1 京都JAビル

TEL 075-748-0703

E-mail info@agrdtc.or.jp

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
14	領 収 証 2025 年 7 月 2 日 米田晴彦 様 金 1, 000 — 但し食料安全保障推進財団会費として 一般財団法人 食料安全保障推進財団 〒118-0033 東京都文京区本郷 4-16-6 406-G 理事長 鈴木 宣弘
備 考 欄	充当金額 1, 000円 一般社団法人食料安全保障推進財団2025年度会費 調査研究内容: 食料自給率が一方向に改善されないなか、一貫して日本の農業の弱点を指摘しめざすべき方向を指し示してこられた鈴木宜弘先生が設立した団体で、日本の食糧安全保障戦略を考えるうえで有益と考えるため。

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

食料安全保障推進財団会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人食料安全保障推進財団(以下「当財団」という。)の会員に関し、必要な事項を定め、会員の資格及び地位を明確にすることを目的とする。

(会員制度)

第2条 当財団は、当財団の事業に賛同し、これを支援し、その発展に協力する法人、団体または個人を会員として登録する。

(会員の種別)

第3条 会員は、次の通りの区分とする。

- (1) 法人会員:当財団の事業に賛同する法人をいう。
- (2) 団体会員:当財団の事業に賛同する任意団体をいう。
- (3) 個人会員:当財団の事業に賛同する個人をいう。

(会員資格)

第4条 会員資格の付与は、理事長の承認により行う。

2 会員資格は、年会費が支払われた期間継続する。ただし、本規定に基づき退会、除名または理事長により会員資格が留保された場合はこの限りでない。

(会員の権利)

第5条 会員は、以下各項の権利(及び将来当財団が与える権利)を有する。

- (1) 当財団ウェブサイトの会員専用ページ等を通じ、食料安全保障に関連する最新情報を得ること。
- (2) 当財団が主催または共催するセミナー、説明会等に、優先的に参加すること。
- (3) 当財団が提供する会員報告会等の情報交換の場に参加すること。
- (4) 会員が主催するセミナー等の実施において、当財団が共催する等の形で、当財団から会員の財務事情を勘案した応分の費用補填を受けること。また、当財団から優先的に講師派遣を受けること。
- (5) 当財団が提供する各種試算(貿易自由化の影響、高齢化の人口構成への影響、農協共販の効果、農業の多面的機能の評価額等)について、使途に応じて有料での試算とその提供に関する相談をおこなうこと。

(会員の義務)

第6条 会員は、以下各項の義務を負う。

- (1) 本規約その他当財団の定めを遵守し、当財団の目的を尊重すること。
- (2) 法令に違反し、あるいはその趣旨を損なうおそれのある行為はしないこと。
- (3) 当財団の運営や他の会員による利用を妨げ、あるいは妨げるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 会員としての登録事項に関する諸手続は、いずれも所定の方式により申請し、変更があった場合には速やかに通知すること。

(入会に関する手続等)

第7条 会員になろうとする者は、当財団が示す入会申込書の提出等の方法により、入会の意思を当財団に伝え、入会申請を行う。

- 2 当財団は、入会申請の受理後10日を目途に、入会の可否を当該申請者に通知する。
- 3 入会を承認された者は、承認日より当財団の会員資格を有するが、当財団が発行する請求書に基づき、第8条に定める年会費を、請求月から3か月(請求月を含む)以内に支払わなければならない。
- 4 前項で定める期限までに年会費の支払いがなかった場合、当該入会承認者の会員資格は承認日に遡って消滅する。
- 5 会員になろうとする者は、入会時のみならず将来においても、次の各号を確約する。
 - (1) 自らが反社会的勢力ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれに準ずる者)及び従業員が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力が経営に直接又は間接に関与している事実がないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させている事実がないこと。

(年会費)

第8条 会員の年会費は別表のとおりとする。

法人会員	1口 50,000 円/年	2口以上にするかは 自由選択
団体会員(任意団体)	1口 10,000 円/年	2口以上にするかは 自由選択
個人会員	1口 1,000 円/年	可能ならば2口以上

- 2 年度は3月1日～2月末日とする。年度途中の新入会者は、初年度の会費として表記の金額を支払う。
- 3 当財団の役員は、年会費を支払うことなく個人会員の資格を得ることができる。

(年会費の使途報告)

第9条 当財団は、前年度の年会費が第5条に基づく事業にどのように活用されたかについて、毎年1回会員に報告する。

(理事会への報告)

第10条 事務局は、理事会に入会員等の状況を決算ごとに報告しなければならない。

(会員資格の継続及び喪失)

第11条 会員資格の継続を希望するものは、当財団が発行する請求書に基づき、支払期限までに次年度の年会費を納入することによって、その会員資格を継続することができる。

- 2 第1項に定める年会費が、支払期限より1年を超えて未納の場合は、会員資格を継続前の年度の終了に遡って喪失するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定に拘らず、理事長の判断によって会員資格の継続を留保する場合がある。

(退会)

第12条 会員は、当財団が示す退会申請書の提出などの方法により退会の意思を当財団に伝えることによって退会することができる。ただし、年度中であっても、既に納入した年会費の返還は行わない。

(除名)

第13条 会員が当財団の信用・名誉を傷つけたとき、当財団は、理事会の決議によりその会員を除名することができる。その際、年度中であっても既に受領した年会費の返還は行わない。

(細則)

第14条 本規程に定めのない会員に関する必要な事項は、理事長が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

1 本規程は、当財団が登記した日から施行する。

(以下余白)

(参考様式第1号)

領収書等添付票

員名 米田 彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
15	00 振替払込請求書兼受領証 口座記号番号 加入者名 金額 おなまえ ご依頼人 料 金 備 考 千 百 十 万 千 百 十 円 203 円 現金 内税10%18円 07-08-12 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94160010 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。
備 考 欄	充当金額 4,000円 障害児を普通学校へ・全国連絡会2025年度会費 調査研究内容：障害児を普通学校に行けるように40年に渡って実践的な活動を展開してきた人々によるネットワークで、その経験交流と成果を踏まえて、めざすべきインクルーシブ教育実現のための研究を深める。

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

障害児を普通学校へ 全国連絡会

🏠ホーム / 会の概要・理念

「障害児を普通学校へ・全国連絡会」結成の背景

「障害児を普通学校へ・全国連絡会」は、1981年8月、「障害児が地域の普通学級に行けるように」を共通の願いとして、会員相互のネットワークづくりと情報の共有を目的に結成されました。

「共に生きる」という言葉はよく知られてきましたが、障害をもつ子どもが普通学校に通うことには、まだまだ多くの困難があります。また、子どもたちにとって普通学校は、いきやすい場ではなく、たくさん問題が山積みされています。しかし、障害をもつ子どもたちも、それぞれの地域でみんなといっしょに学び、育つことが、もっとも望ましい姿であることは、いうまでもありません。

障害のあるなしにかかわらず、ともに生き、ともに育っていく差別のない社会をつくるために、私たちは多くのみなさんに参加を呼びかけます。

障害があっても普通学校へ行きたい、通わせたいという本人と親の思いに共感する全国のみなさんが、ひとりでも多くこの運動を強め、広げる仲間になってくだされば幸いです。

みなさんの入会をお待ちしています。

障害児を普通学校へ

Recent Posts

- ・ お悩みQ&A 普通学級では支援できないがそれでも良いかと言われた(会報2025年4月号より)
- ・ 2024年 全国通を振り返る... (会報2025年4月号)
- ・ 第22回 障害児を普通学校へ・全国連絡会全国交流集会 in 埼玉
- ・ 全国通 第11回おしゃべり会 場所：東京都世田谷区
- ・ 文科省交渉・世話人会・総会予定 ～今年は合わせて開催！

Copyright © 障害児を普通学校へ 全国連絡会 All Rights Reserved.

Powered by WordPress with Lightnig Theme & VK All in One Expansion Unit

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																		
16	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td colspan="2">[REDACTED]</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="2">特定非営利活動法人 日本消費者連盟</td></tr><tr><td>金額</td><td>千 百 十 万 千 百 十 円</td><td></td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td colspan="2">米田晴彦 様</td></tr><tr><td>料 金</td><td>(消費税込み) 203 円</td><td>日 附 印 内税10%18円 07-08-12 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94160012</td></tr><tr><td>備 考</td><td>現金</td><td></td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	[REDACTED]		加入者名	特定非営利活動法人 日本消費者連盟		金額	千 百 十 万 千 百 十 円		ご依頼人	米田晴彦 様		料 金	(消費税込み) 203 円	日 附 印 内税10%18円 07-08-12 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94160012	備 考	現金	
口座記号番号	[REDACTED]																		
加入者名	特定非営利活動法人 日本消費者連盟																		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円																		
ご依頼人	米田晴彦 様																		
料 金	(消費税込み) 203 円	日 附 印 内税10%18円 07-08-12 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94160012																	
備 考	現金																		
備 考 欄	充当金額 14,000円 特定非営利活動法人日本消費者連盟2025年度会費 調査研究内容: エシカル消費などという取組みがあるように、賢い消費者を育成するために地方自治体がどう言う役割を果たせばいいのかについて研究を深めるため。																		

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。



日本消費者連盟

すこやかないのちを未来へ
企業や国家の利益よりも、人のいのちや健康を優先する世の中にしたいと活動しています。

サイト内検索

検索

サイ

検索

定款

テーマ検索

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本消費者連盟という。英文名はConsumers Union of Japan（略称CUJ）という。

カテゴリーを選択

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区早稲田1丁目9番19号アーバンヒルズ早稲田207号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、消費者のための情報提供事業、企業の反消費者的行為の監視は正事業、国及び地方公共団体の機関等の施策に対する調査研究・提言・監視事業、消費者からの相談事業、自立する消費者とそのグループの育成事業、国内外の団体等とのネットワーク形成事業を行うことにより、生命の安全と健康の推進の確保、消費者の権利が守られる制度の確立、経済的不公正の排除、自然環境の保護と循環型社会の形成等を図り、消費者の立場から、国際的視野に立って、経済的、社会的、法律的に差別されず、人間が人間らしく生きるための、自由で平等な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下法という）第2条に掲げる次の種類の活動を行う。

- (1)消費者の保護を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5)社会教育の推進を図る活動
- (6)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7)以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る以下の事業を行う。
- (1)情報提供事業 消費者と消費者運動のための情報紙「消費者レポート」の発行等による消費者保護・環境保全のための情報提供事業。
 - (2)企業に対する監視は正事業 企業の反消費者的行為の監視は正事業。
 - (3)国及び地方公共団体に対する調査研究・提言・監視事業 国及び地方公共団体の機関等に対し、消費者の意思を反映させ、消費者の保護や環境の保全を実現させる施策を実現させるための調査研究・提言・監視事業。
 - (4)相談事業 消費者からの苦情を受け付け苦情処理をする相談事業。
 - (5)消費者と消費者グループの育成事業 講演会の開催、出版物の発行による自立する消費者と消費者グループの育成事業。
 - (6)ネットワーク形成事業 国内外の目的を同じくする消費者団体や市民団体、労働者や農漁民の団体、専門家集団等の運営・活動に関する連絡、助言、援助をすることによりこれらの団体を育成し、団体間の協力体制を形成するネットワーク形成事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種類とし、普通会員と維持会員をもって正会員とし特定非営利活動促進法（以下法という）の社員とする。

- (1)普通会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2)維持会員 この法人の目的に賛同して、活動を支援し、維持するために入会した個人。
- (3)特別会員 この法人の目的に賛同して、活動を支援するために1000人以上で一括加入した会員。一括加入及び退会の要件は総会の定めるところによる。本定款第2章以下における正会員に関する規定は、特別会員にはすべて適用されないものとする。

(入会)

- 第7条 正会員の入会について、特に条件を定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、代表運営委員が別に定める入会申込書により申し込むものとする。
 - 3 代表運営委員は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 代表運営委員は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業に必要な経費にあてるため、総会で定める会費を納入しなければならない。

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、代表運営委員が別に定める退会届を代表運営委員に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名すること

新着情報

【回答】ゲノム編集ジャガイモに関する公開質問状へのシンプロット・ジャパン社からの回答（2025年4月25日）

【質問状】ゲノム編集トマトの販売についての要請・質問状(ワイズマート宛)（2025年4月25日）

【質問状】ゲノム編集トマトの販売についての要請・質問状(三浦屋宛)（2025年4月25日）

【はがきアクション】三菱重工業に「死の商人にならないで」はがきアクション（2025年4月23日）

【動画配信】ブックレット「人工芝はなぜこわい？」著者に聞く（2025年4月21日）

☑ 新着情報一覧

イベント情報

【はがきアクション】三菱重工業に「死の商人にならないで」はがきアクション（2025年4月23日）

2025年2月1日～20日★消費者ホットライン 香害188（いやや）へみんなで電話しよう！★

2025年3月13日 天笠啓祐・新刊ブックレット『農業の不都合な真実』出版記念オンライン講演会

2025年2月21日 「ゲノム編集魚は安全でサステナブルなのか？～リージョナルフィッシュ社への公的支援のあり方を問う院内集会～」

2025年2月13日 泉岡理子・新刊ブックレット「人工芝はなぜこわい？」出版記念オンライン講演会

☑ イベント情報一覧

Facebook



フォロー中

Twitter

Tweets by nishoren

香害110番 DVD&ブックレット

ができる。

(1)この定款に違反したとき

(2)この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(提出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の提出金品は、返還しない。

(政治的超党派の原則)

第13条 この法人の活動は、政治的には超党派とする。

(特定行為の禁止)

第14条 会員は、この法人の組織やこの法人の会員であることを利用して、特定の政治団体、宗教団体のための活動や営利を目的とする行為を行ってはならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 (5人以上20人以内)

(2)監事 (2人以上4人以内)

2 この法人においては、法で定める理事を運営委員、監事を監査委員とする。

3 運営委員のうち、4人以内を代表運営委員、2人以上5人以内を常任運営委員とする。

(選任等)

第16条 運営委員及び監査委員は、総会において選任する。

2 運営委員は、運営委員の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監査委員は、運営委員又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第17条

1 代表運営委員は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 運営委員は、運営委員会を構成し、この定款の定め及び総会または運営委員会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監査委員は、次に掲げる職務を行う。

(1)運営委員の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)運営委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、運営委員に意見を述べること

(6)前号の意見を述べるため、運営委員会の招集を請求すること

(等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第19条 運営委員又は監査委員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)法令、定款に違反する行為があったとき

(2)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(3)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表運営委員が別に定める。

第4章 会議



香害110番DVD

「香害110番」上映会開きませんか？
自主上映されるかたはご一報下さい
こちらに掲載します。



香害110番ブックレット

「香害」ポスター

あなたのその香り

かも？



こちらのポスターはご自由にダウンロードしてお使いください。【マイクログカプセルに焦点を当てた香害ポスター第3弾】日本消費者連盟の洗剤部会メンバーが作りしました (A3) (A4フライヤー)
※掲示団体名を変えたい場合はご連絡ください。
ご相談に応じます
【水基に柔軟剤を使わないで】日本消費者連盟洗剤部会作製
※枠内掲示者記入可 (A3縦)

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び運営委員会、常任運営委員会の3種とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 この法人の最高議決機関は総会とする。総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)正会員の除名
- (4)事業計画及び収支予算の承認
- (5)事業報告及び収支決算の承認
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)会費の額
- (8)解散時における残余財産の帰属
- (9)その他運営委員会が総会に付議した事項

(総会の開催)

第25条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1)運営委員会で必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2)正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき
- (3)監査委員が第17条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表運営委員が招集する。

2 第25条第2項第1号及び第2号の請求があったときは、代表運営委員はその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも10日前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し出席者総数の2分の1以上の賛成があるときは、新たな議題を審議し議決することができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条の規定及び前条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(運営委員会の構成)

第32条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第33条 運営委員会は、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の決定及び執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第34条 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1)代表運営委員が必要と認めたとき
- (2)運営委員総数の2分の1以上から運営委員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき
- (3)監査委員から第17条第3項第6号の規定に基づき請求(1)があったとき

(運営委員会の招集)

第35条 運営委員会は代表運営委員が招集する。

- 2 代表運営委員は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知を発しなければならない。

(運営委員会の議長)

第36条 運営委員会の議長は、代表運営委員がこれにあたる。

(運営委員会の議決)

第37条 運営委員会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議決は、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の表決権等)

第38条 各運営委員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した運営委員は、前条及び次条第1項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。
- 4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その運営委員会の議事の議決に加わることはできない。

(運営委員会の議事録)

第39条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)運営委員総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果

(常任運営委員会の構成と職務)

第40条 常任運営委員会は、代表運営委員及び常任運営委員で構成する。

- 2 常任運営委員会は、運営委員会で常任運営委員会で議決するものとした事項及び運営委員会の議決を要しない日常的な業務を決定する。

(常任運営委員会の招集)

第41条 常任運営委員会は、代表運営委員が招集し、議長を務める。

第5章 資産

(構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)この法人の目的に反しない寄付金品
- (4)事業から生ずる収入
- (5)資産から生ずる収入
- (6)その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表運営委員が管理する。

第6章 会計

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表運営委員が作成し、総会の承認を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、代表運営委員は、運営委員会の

議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後に運営委員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表運営委員が作成し、監査委員の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の10分の1以上が出席した総会において、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示し、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1人と職員を置く。

3 削除

4 事務局長は総会ならびに運営委員会の決定に従い、職員を統括して業務を執行する。

(職員の任免)

第57条 事務局長および職員は、代表運営委員が運営委員会の議決を経て任免する。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、代表運営委員が別に定める。

第10章 雑則

第59条 この定款の施行について必要な事項は、運営委員会が別に定める細則による。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2006年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2007年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第24条、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)年会費

普通会員 7000円

維持会員 14000円

特別会員 10円とする(1000人以上の一括加入に限る)

別表 設立当初の役員

(役職名) (氏名)

代表運営委員 富山洋子

副代表運営委員 山浦康明

常任運営委員 小島延夫

常任運営委員 水原博子

常任運営委員 奥下俊樹

運営委員 小柳和子

運営委員 木村千恵子(通称志方千恵子)

運営委員 高橋松恵

運営委員 藤野完二

運営委員 松田節子

監査委員 谷川正彦

監査委員 山田幹夫

附則

- 1 この定款は、2009年3月25日から施行する。
- 2 この定款は、2011年11月16日から施行する。
- 3 この定款は、2023年10月24日から施行する。



CONTENTS

- 日消連
- ☒ 日消連について
- ☒ 理念
- 団体概要
- ☒ 定款
- 入会案内(個人)
- ☒ アクセス
- 年次報告書
- 個人情報保護方針
- SITEMAP
- 日消連の活動
- 活動歴
- 日消連部会紹介
- 食の安全部会
- 脱原発・エネルギー部会
- 洗剤部会
- 環境部会
- 香害をなくす議員の会
- 運営委員ブログ
- 関連サイト
- 消費者レポート
- 消費者レポート一覧
- 消費者レポート 特集一覧
- 書籍・出版物
- ブックレット
- イベント
- 入会申し込み
- チャンネル日消連
- 動画
- ライブ配信
- ☒ ENGLISH

サイト内検索

サイト内検索

検索

テーマ検索

カテゴリーを選択

ADDRESS

日本消費者連盟

〒169-0051

東京都新宿区西早稲田1-9-19-207

TEL: 03-5155-4765(月水金) ※月水金以外は
メールで

FAX: 03-5155-4767

e-mail: office.j@nishoren.org

※イベントのお問い合わせは

online@nishoren.org



(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) ○調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
17	領 収 書 2025年9月1日 米田 晴彦 様 ¥ 3,000 但し、2025年度会費として 上記金額、正に領収いたしました。 平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員 〒101-0051 千代田区神田神保町1-17 伊峽ビル 2F 小枝事務所気付 事務局長 角倉 昇
備 考 欄	充当金額 3,000円 平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議2025年度会費として 調査研究内容：地方自治確立のための課題研究。

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議 規約

〈名称〉

第1条 この団体は、平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議（以下、平和・立憲会議）と称する。

〈所在〉

第2条 平和・立憲会議は、複数の連絡事務所を置く。

〈目的〉

第3条 平和・立憲会議は立憲主義に立ち、平和主義、基本的人権、国民主権、地方自治に基づく日本国憲法が活かされる社会の実現をめざす。

〈活動〉

第4条 前条の目的を達成するために、自治体議員の立場から次の活動に取り組む。

(1) 集団的自衛権の解釈改憲に反対し、個人や市民団体、労働団体、学者文化人、国会議員等と連携し、運動を進める。

(2) 立憲主義の立場から超党派で、運動と政治、国政と地域を結び合わせ、地域活動を強める。

(3) その他、会の目的の達成のために必要な活動を推進する。

〈会員〉

第5条 平和・立憲会議は第3条の目的に賛同し、第12条に定める会費を納入した自治体議員を以って組織する。

〈サポーター会員〉

第6条 第3条の趣旨に賛同し、第12条に定める会費を納入したサポーター会員を組織する。

〈役員〉

第7条 平和・立憲会議は、次の役員を置き、会を運営する。

(1) 代表 共同代表制とし若干名とする。

(2) 世話人 各地域の意見調整を図り、地域バランス等を考慮し総会で選出する。

(3) 会計 平和・立憲会議の会計を行い、総会で選任する。

(4) 監事 平和・立憲会議の監査を行い、2名とする。

2 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

〈事務局〉

第8条 代表は協議のうえ事務局を設置し、事務局スタッフを指名することができる。

〈総会及び臨時総会〉

第9条 平和・立憲会議は、事業及び運営上の重要事項を決定するため、年一回総会を開催する。

2 緊急に事業及び運営上の重要事項を決定するため並びに会員の3分の2以上の書面による請求がある場合、代表は臨時総会を招集する。

3 総会及び臨時総会の運営規則は別に定める。

〈会議〉

第10条 代表は協議のうえ、必要により世話人会及びサポーター会議を招集することができる。

〈プロジェクトチーム〉

第11条 代表は協議のうえ、第4条の活動に関してプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの名称、委員、その他必要な事項は別に定める。

〈会費〉

第12条 平和・立憲会議の会費（年会費）及び会計年度は次のとおりとする。

(1) 会員 3,000円

(2) サポーター会員 1,000円

(3) 会計年度 4月1日から翌年の3月31日まで。

〈附則〉

この規則は、2014年6月15日より施行する。

2022年3月29日 会の名称を改正。

(旧) 自治体議員立憲ネットワーク（立憲ネット）

(新) 平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議（平和・立憲会議）

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)												
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費												
18	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td>加入者名</td><td>金額</td><td>ご依頼人</td><td>料金</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td>TPP交渉差止・違憲訴訟の会</td><td>2,000</td><td>米田晴彦様</td><td>07-09-02 T501000111 2730 ユウチヨ</td><td>現金扱 (6-142) N94130001</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料金	備考		TPP交渉差止・違憲訴訟の会	2,000	米田晴彦様	07-09-02 T501000111 2730 ユウチヨ	現金扱 (6-142) N94130001
口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料金	備考								
	TPP交渉差止・違憲訴訟の会	2,000	米田晴彦様	07-09-02 T501000111 2730 ユウチヨ	現金扱 (6-142) N94130001								
備考欄	充当金額 2,000円 TPP交渉差し止め・違憲訴訟の会2025年度会費として 調査研究内容: TPPがもたらす影響を研究するため。												

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

TPPは国の主権を損ない、国民の知る権利や、健康や生命、幸福に生きる権利をも侵害します。
国民の暮らしの仕組みを根底から覆すTPP交渉の差止・違憲訴訟に向けて、「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」を発足させました。



目次

環太平洋経済連携協定(TPP)交渉は、参加12カ国間で二国間協議や首席交渉官会合などにより、最終合意へ向けて断続的に協議が進められています。

2006年にシンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ4カ国による多国間経済連携協定(EPA)として発足したTPPは、2009年11月の米国参加で一変して拡大し、現在では日本(2013年7月)を含む12カ国が参加しています。交渉分野は21で、関税(輸入品にかかる税金)に関連する分野は3つだけで、あとはすべて「非関税」と呼ばれ、経済に関する制度や取り決めに關する分野です。非関税とは、輸入品に対する数量制限・課税金や輸入時の検査・手続き制度に始まって、農林水産物など国内産品保護のための助成金・補助金制度、食の安全・安心の仕組みに関する基準や制度、公的医療保険制度、保健・医療サービス制度、労働環境制度、公共事業入札制度、投資に関する制度など、市民生活に直結した「暮らしの仕組み」「いのちの仕組み」に関するものばかりです。

TPPでは、こうした関税・非関税は「自由貿易」を妨げる障壁になるとして、例外なき撤廃を目標としています。交渉参加各国は事前に「秘密保持契約」に署名し、交渉内容および交渉過程の情報は公開されません(日本政府は2013年7月23日、マレーシアで署名)。交渉原文や各国政府の提案、添付説明資料等の情報は、TPP発効後もしくはTPPが合意に至らない場合でも、数後の交渉会合から4年間は秘匿することが考えられています。国会も言明、市民には知られません。

TPP文案には、「投資家対国家紛争解決制度条項」(Investor State Dispute Settlement, ISDS条項)が含まれていることが確認されています。外国投資家が投資受入国政府(地方自治体、政府投資機関を含む)のTPP違反行為によって損害を受けた場合、投資受入国は自国の裁判所でなく国際仲裁に付託する権利を認め、その裁定に服することを事前に同意する、という条項です。審理は非公開で、判定は強制力を持ち、不服でも控訴できません。TPPの原則である「内国民待遇」(外資を国内企業と同等に扱わなくてはならない原則)により、市民の生命や財産を守るために国は地方公共団体が行う規制に対し、海外企業から損害賠償訴訟が認められる可能性があります。

日本のTPPへの参加は、農林水産および畜産産業に従事している人たちの生活破壊、食の安全・安心の仕組みの崩壊、混合診療による保険外診療の拡大、公的医療保険の給付範囲縮小、医療従事者および医療施設への偏在、地域保健医療の崩壊、外国人労働者増に伴う日本人の雇用減少、地方の公共事業を通して地域経済を支えてきた中小企業への大打撃など、市民の暮らしの仕組みへの影響は計り知れません。市民の幸福追求権(憲法13条)、生活権(同25条)が侵害される恐れが極めて高い。秘密保持契約に基づく秘密交渉は、主権者である国民が主権を行使するうえで不可欠な「知る権利」(同21条)を侵害しています。ISDS条項は日本の司法主権が侵害されることを招きます(同76条1項)。

すでに、TPP交渉の成り行きを見据えて既に廃業に追い込まれるなど生活・生業に打撃を受け、TPP発効後は更に大きな不安および取り返しのつかない破壊的打撃を被る危険性に直面している人たちの切実な声が出されています。こうした状況下において私たちは、「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」を設立し、被害者の切実な声を受け止め、被害者の救済を第一の目的とし、併せてその原因となっているTPP交渉の停止・差止めを求める「TPP交渉差止・違憲訴訟」の準備を進め、目的達成のために必要な諸活動を行うこととしました。

これまでの訴訟の会の流れと現状

訴訟の会は2015年1月24日に設立しました。同年5月にTPPそのものが憲法違反であることの確認と交渉差止を求めて東京地裁に「TPP交渉差止・違憲訴訟」を提訴しました。

この訴訟は2018年10月に最高裁で棄却されました。しかし控訴審判決のなかで、2018年4月から施行されている種子法廃止法の背景の一つに「TPPがあったことを否定できない」と判示しました。

これを受けて私たちは、2019年5月、①「食料への権利」が憲法上の人権であることを改めて裁判所に認めさせ、②種子法廃止は食料への権利を保障する憲法に違反すること、などを明らかにするため、「種子法廃止・違憲訴訟」を東京地裁に提訴しました。しかし東京地裁は、本年2023年3月これらを棄却・却下したため、同年4月東京高裁に控訴しました。

控訴人は895人(2023.6.30現在)。8月中に控訴理由書を提出し、9月以降、控訴審での取り組みが始まります。

ご挨拶



今回の訴訟は、開憲法1条1項にもとづいた損害賠償請求訴訟(民事訴訟)です。国および公共団体に属する公務員が、①違憲な行為をして(憲法14条)、②市民の権利が(権利13条)、③侵害された(被侵害利益)という三つの要件があったら、国はその行為を行っている公務員に代わって損害賠償金(慰謝料)を支払わなければならない、この法律に基いたものです。

簡単ではありません。かなりの困難が予想されます。それを突き破るのは、原告のみなからの「訴え」です。TPP交渉が進められていることによって、すでにどのような不安、経済的・社会的、今後の生活への脅威に直面しているか、それをどなたか真摯に裁判官に訴えられるか、すべてはこれに懸かっています。これがあってはじめて、TPPに対する憲法訴訟を裁判所に送り込んでもらう可能性が出てきます。私たちは主張する「知る権利」(憲法21条)、「生存権」(同25条)、「幸福追求の権利」(同13条)の侵害について、裁判所に裁定してもらうことが可能となると私は考えています。

代表

池住 義孝



弁護士共同代表

岩月 浩二



幹事長

山田 正彦

TPPは、憲法の三原則のうち「国民主権」に「資本的人権尊重の原則」を「投資家利益尊重の原則」に書き換えるものです。その結果、TPP加盟国は「国民の国民による国民のための国家」から「国民の、外国投資家による、外国投資家のための国家」となります。投資家が投資家の利益のために構造的に国を支配し、名目上の主権者である国民はそれに従わなければなりません。私は、TPPとは、巨大企業が国家という仕組みを使って人々を支配し、搾取するための現代版隷制だと考えています。

たまたまのことにTPPは、命を人質にとります。食糧支配や医療支配が最も効率よく金儲けができるからです。一握りの富裕層を除けば、圧倒的多数の国民は、労働者としての権利を侵害され、外国に突き落とされます。彼らは、「資源の最適配分こそが諸国民の富を最大化する」というテーゼの下、「自由貿易」の名で貿易を強制し、「公正な競争市場」の名で企業利益を最大限に尊重しようとする。TPPのルールを決定して、押し付けます。企業利益を最大限にするために人権を犠牲にするやり方は、国民主権や資本的人権尊重を大原則とする日本国憲法に違反することは明白です。

有利所は、不法の悪人であり、人権保障の最後の砦です。犠牲とされる弱い立場に置かれ、被害にさらされようとしている一人一人が立ち上がり、多くの方がこの訴えに賛同することを願っています。

日本がTPP交渉に参加したいと言いつたところ、私は米国政府の考えを直接聞きたいと考え、2012年1月に渡米し、当時の米通商代表部(USTC)マランティス氏と直接面談しました。そこで「TPPで日本に何を求めるのか？」と聞くと、マランティス氏は「米韓FTAの内容を踏んでくれ、日本にはそれ以上のものを求める」と明確にされました。そのあとすぐに、国務省のキャンペーン事務次官の筆頭代理スミスライト氏と面会すると、全く同じ答えが返ってきました。「米韓FTA以上のものを日本にTPPで求める」とはっきり言われたのです。

当時、日本の新聞四大紙はとも提議を展開、テレビも「日本は韓国に負けるな」などと大キャンペーンを展開しました。しかし、米韓FTAを結んだ翌の韓国はどうなったのでしょうか？

韓国ではすでに7割の企業が破産を決定している状態です。食料品はアメリカが他国に依存する政策を遂行したものの、それでは経済はどうなったかといえば、大変な事態に陥っています。輸出が激減し、輸入が増え、貿易の赤字が膨大に拡大、大変な状況です。さらに、韓国ではすでに180近い法律の改正に追い込まれています。すでに60条項で訴えられ、国の主権までも奪かされている韓国を見れば、我々はここで何としても、TPP交渉の差止めをしなければなりません。

日本は国民主権の国家です。国民自身が声を出し、自分たちの手で、TPPを止めなければならない。今こそ、そのために立ち上がらなくてはなりません。我々自身が原告となり、国を相手に声を上げ、訴訟を起こすではありませんか。

役員

代表

副代表

幹事長

副幹事長

会計担当

会計監査

池住 義孝

田井 靖

浅野 正浩

松野 靖子

村上 彰一

風間 与司治

大河原 雅子

内田 聖子

土屋 仁美

小山 敬昭

山田 正彦

中根 裕

満口 眞時

辻 恵

弁護団

代理人目録

〒102-0993 東京都千代田区平河町2-3-10 ライオンズマンション平河町216
弁護士法人山田正彦法律事務所
TEL 03-5211-6880 FAX 03-5211-6886
〒〒士 山田 正彦

〒463-0057 愛知県名古屋市中区中新10-8 シャンポール小幡2F18号

寺山法律事務所

TEL 052-792-8133 FAX 052-792-6233

弁護士 岩月 浩二

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10 ライオンズマンション平河町216

弁護士法人シン法律事務所東京オフィス

TEL 03-6272-4567 FAX 03-6272-4707

弁護士 筒井 優磨

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10 ライオンズマンション平河町216

弁護士法人シン法律事務所東京オフィス

TEL 03-6272-4567 FAX 03-6272-4567

弁護士 酒田 芳人

〒104-0061 東京都中央区銀座3-10-6 銀座MEビル3階

東京銀座総合法律事務所

TEL 03-3573-7737 FAX 03-3573-7189

弁護士 辻 恵

〒102-0085 東京都千代田区六番町3-1 協和ビル5階

麹町市民法律事務所

TEL 03-3511-7471 FAX 03-3511-7472

弁護士 和田 肇仁

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-17-17山ビル301

三雲崇正法律事務所

TEL 03-6380-3185 FAX 03-6380-3186

弁護士 三雲 崇正

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通17 JPR横浜日本大通ビル5F

横浜合同法律事務所

TEL 045-651-2431 FAX 045-641-1816

弁護士 田井 勝

弁護士 石崎 明人

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-5 北の丸クラスゲート5F

早稲田リーガルコモンズ法律事務所

TEL 03-6261-2880 FAX 03-6261-2881

弁護士 竹内 彰志

弁護士 泉 智也

〒340-0041 東京都品川区小山3-19-12 東洋不動産2階

武蔵小山法律事務所

TEL 03-6476-1665 FAX 03-3784-1645

弁護士 松本 栄広

〒142-0062 埼玉県草加市松原1-1-10

3地域と子ども法律事務所

TEL 046-946-1730 FAX 046-946-1733

弁護士 柳 聖哉

〒231-0011 横浜市中区太田町1-10NGS太田町ビル5F

岡田尚法律事務所

TEL 045-222-7577 FAX 045-222-6618

弁護士 岡田 尚

会則

「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」会則

（名称及び所在地）

第1条 本会はTPP交渉差止・違憲訴訟の会と称し、事務局を〒102-0093 東京都千代田区平河町2-3-10 ライオンズマンション平河町216に置く。

（目的）

第2条 本会は、TPP交渉差止・違憲訴訟の支援及びその目的達成に必要な活動を行う。

（会員）

第3条 本会の趣旨目的に賛同する者を会員とする。

（活動）

第4条 本会は、会費（一口2,000円／年）募集及び賛助団体（賛助金一口10,000円／年）の募金活動、その他訴訟の支援に関する活動を行う。

〔会計年度〕

第5条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

〔役員〕

第6条 本会には、代表1名、副代表若千名、幹事長1名、副幹事長1名、幹事若千名、会計担当1名、会計監査2名の役員を置く。

〔会員総会〕

第7条 本会は原則として会員総会を年1回開催し、活動計画や会の改廃など重要事項を審議・決定する。

〔役員会〕

第8条 代表は、活動及び運営のため、必要に応じて会流を招集する。

〔会の設立及び会則の施行〕

第9条 本会は2015年1月24日に設立し、同日からこの会則を施行する。

〔付則〕

第10条 TTP交渉差止・違憲訴訟の会設立準備会は本会に移行する。

2015年1月24日制定

お願ひに付合わせください

 Facebook  Hatena  twitter  Google+

0

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																										
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費																																										
19	ご利用明細票 <table border="1"><tr><td>お取扱日</td><td>店 番</td><td>お 引内容</td></tr><tr><td>07-09-1363002</td><td></td><td>帳電信振替</td></tr><tr><td>記 号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>*****</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td>お 引</td><td></td></tr><tr><td>N029</td><td></td><td>*5,000</td></tr><tr><td></td><td>残</td><td></td></tr><tr><td>振替先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受取人</td><td colspan="2">セノイ・イ・フンテ イアキ・インレンメイ</td></tr><tr><td>料金</td><td colspan="2">*100円</td></tr><tr><td>依頼人名</td><td colspan="2">マイタ・ハルヒコ</td></tr><tr><td colspan="3">J P B A N K カード入会特典! 大1.5万 キャッシュバック!</td></tr><tr><td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。</td></tr><tr><td colspan="3">ゆうちょ銀行</td></tr></table>	お取扱日	店 番	お 引内容	07-09-1363002		帳電信振替	記 号			*****			取扱番号	お 引		N029		*5,000		残		振替先			受取人	セノイ・イ・フンテ イアキ・インレンメイ		料金	*100円		依頼人名	マイタ・ハルヒコ		J P B A N K カード入会特典! 大1.5万 キャッシュバック!			ご利用いただきましてありがとうございました。			ゆうちょ銀行		
お取扱日	店 番	お 引内容																																									
07-09-1363002		帳電信振替																																									
記 号																																											

取扱番号	お 引																																										
N029		*5,000																																									
	残																																										
振替先																																											
受取人	セノイ・イ・フンテ イアキ・インレンメイ																																										
料金	*100円																																										
依頼人名	マイタ・ハルヒコ																																										
J P B A N K カード入会特典! 大1.5万 キャッシュバック!																																											
ご利用いただきましてありがとうございました。																																											
ゆうちょ銀行																																											
備 考 欄	充当金額 5,000円 全国災害ボランティア議員連盟2025年度会費 調査研究内容:大規模な自然災害が頻繁に起こる環境下で、災害復旧において欠かすこと のできない災害ボランティアの活動の環境整備のための政策提言のための研究																																										

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

ホーム

代表挨拶

設立趣意

災害ボランティア割引制度

役員一覧

会員一覧

規約

事業報告

国への提言

事業のお知らせ

会員ページより

会員の議会活動より

ブログサイト

リンク

連盟への申込

お問合せ

設立趣意

近年、台風や異常気象による集中豪雨等により、全国各地で風水害が増加し尊い生命や財産が失われています。また地震津波災害に関しても、日本海側・瀬戸内海沿岸・内陸部など、これまで発生確率が低いとされてきた地方においても甚大な被害が起き、大規模地震発生確率が高いとされる東海・東南海・南海の被災想定地域のみならず、全国各地で防災・減災のための不断の対策が求められています。

しかしいつ起こるかわからない災害に対する対策は、自治体によって、財政措置がなかなかされなかったり、組織が形骸化していたり、災害現場にそぐわない手続きのままであったりして、「人・物・金・情報」ともに格差があるのが現状です。

私たちは、災害ボランティア活動という民間の災害復旧・復興支援の活動を経験しながら、地域防災力向上、災害時の議会・議員のあり方、そして、社会的役割がますます重要になった災害ボランティア活動の環境整備など、さまざまな課題があると感じ、議員として、より有効な政策提言を積極的に行う必要があると痛感しています。

そこで私たちは、被災現場の実情や復旧・復興活動、関連法や支援策、災害時の議会の在り方などの調査・研究・情報交換などを行い、法的な整備も含めた政策提言を考えるための議員のネットワークを構築することといたしました。市民・国民の視点から、一刻も早くもとの生活に戻るために必要な、社会の仕組み作りを考え、安心・安全な地域づくりの一助としていきたいと思っております。

本連盟の趣旨に、ひとりでも多くの議員の方々のご理解・ご参加をいただきますようお願い申し上げます。

発起人

長島 忠美	衆議院議員（新潟県）	村井 宗明	衆議院議員（富山県）
川上 哲也	岐阜県議会議員	東角 操	福井県議会議員
吉田 公男	福島県議会議員	安藤 信宏	船橋市議会議員
池井 豊	田上町議会議員	桑原 望	長岡市議会議員
齊藤 紀美江	燕市議会議員	永易 英寿	新居浜市議会議員
細川 かをり	越前市議会議員	宮田 俊之	南魚沼市議会議員
山口 和治	美浜町議会議員		

※ただし、公職は2009年10月17日時点

全国災害ボランティア議員連盟

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																																
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																																
20	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td>加入者名</td><td>金額</td><td>ご依頼人</td><td>料金</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td>日本の種子を守る会</td><td>2,000</td><td>米田晴彦様</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">日 附 印</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">07-09-25</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">T501000111</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">2730 ユウチヨ</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">金 扱</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">(6 002) N94120002</td><td colspan="2"></td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料金	備考		日本の種子を守る会	2,000	米田晴彦様			日 附 印						07-09-25						T501000111						2730 ユウチヨ						金 扱						(6 002) N94120002					
口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料金	備考																																												
	日本の種子を守る会	2,000	米田晴彦様																																														
日 附 印																																																	
07-09-25																																																	
T501000111																																																	
2730 ユウチヨ																																																	
金 扱																																																	
(6 002) N94120002																																																	
備 考 欄	充当金額 2,000円 日本の種子(たね)を守る会2025年度会費 調査研究内容:種子法が廃止され、日本の農業の土台が揺らいているとの危機感から、種子を守ることの重要性について再認識し、守るために何をすべきかを研究するため。																																																

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

「日本の種子(たね)を守る会」会則

制定 2017 年 7 月 3 日

2018 年 7 月 4 日 改正

2019 年 7 月 6 日 改正

(名称)

第 1 条 本会は「日本の種子(たね)を守る会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、日本の種子を守る活動の展開および支援、並びにその目的達成に必要な活動を行う。

(会員)

第 3 条 本会の趣旨・目的に賛同する者を会員(正会員・賛助会員)とし、会員から会費を徴収する。
会費は個人会費(一口 2,000 円/年)、法人会費(一口 20,000 円/年)とする。

(会計年度)

第 4 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(役員)

第 5 条 本会に、会長 1 名、副会長 2 名、幹事(うち幹事長 1 名、常任幹事 20 名以内)、顧問、および監事 2 名を置く。役員の任期は 1 年とする。

(会員総会)

第 6 条 本会は、原則として会員総会を年 1 回開催し、以下の事項について審議・決定する。

- (1) 会長、副会長、幹事長、および監事の選任
- (2) 事業計画・事業報告および予算・決算の承認
- (3) 会則の改廃など

(役員会)

第 7 条 必要に応じて役員会・幹事会・常任幹事会を開催する。

(事務所)

第 8 条 事務所を 〒107-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-3 ISP タマビル7F 日本社会連帯機構に置く。

(会の設立および会則の施行)

第 9 条 本会は、2017 年 7 月 3 日に設立し、同日からこの会則を施行する。

以上

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
2/	00 振替払込請求書兼受領証 口座記号番号 加入者名 金額 ご依頼人 料 金 備 考 特定非営利活動法人 POSSE 千 百 十 万 千 百 十 円 8 0 0 0 おなまえ 米田 晴彦 様 (消費税込み) 日 附 印 203 円 内税10%18円 07-10-01 T501000111 2730 ユウちょ. (63002) N94220001 現金扱 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。
備 考 欄	充当金額 8,000円 特定非営利活動法人「POSSE」2025年度会費。 調査研究内容：若者の労働実態把握と地方行政の現場において展開できる施策の研究。

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

特定非営利活動法人 POSSE 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人POSSEという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区北沢4丁目17番15号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を宮城県仙台市青葉区本町1丁目14番20号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、若者を中心に広く一般市民を対象として、労働相談の受付、セミナー開催や雑誌発行等を通じた労働情報の提供、雇用に関する調査研究・政策提言に関する事業を行い、社会の雇用環境や労働条件の改善に寄与することを目的とする。あわせて若者を対象とする生活総合相談窓口の運営、若者の生活支援に関する事業を行い、社会における貧困の是正、地域社会における協同の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、主として次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 若者の法律制度の活用を支援する事業
- (2) 若者に労働情報を提供する事業
- (3) 調査研究及び政策提言する事業
- (4) 社会の労働条件改善に向けた他団体と協同しての情報交換や交流事業
- (5) 地域社会における協同の促進や災害復興支援に取り組む事業
- (6) 生活再建のために住まいを提供する事業

(7) その他、第3条の目的を達するために必要な事業

3 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 事務所の貸出事業

4 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員（レギュラー会員）

この法人の目的に賛同し、入会した個人または団体

(2) サポート会員 A

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人または団体

(3) サポート会員 B

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人または団体

(4) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、主に資金面でこの法人の活動を援助する個人または団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

3 代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を一年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(参考様式第1号)

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																		
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																		
22	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td colspan="2">[REDACTED]</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="2">交通権学会</td></tr><tr><td>金額</td><td>千 百 十 万 千 百 十 円</td><td></td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td colspan="2">米田 晴彦様</td></tr><tr><td>料 金</td><td>(消費税込み) 203 円</td><td>内税10%18円</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="2">07-11-17 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94180004</td></tr></table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	[REDACTED]		加入者名	交通権学会		金額	千 百 十 万 千 百 十 円		ご依頼人	米田 晴彦様		料 金	(消費税込み) 203 円	内税10%18円	備 考	07-11-17 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94180004	
口座記号番号	[REDACTED]																		
加入者名	交通権学会																		
金額	千 百 十 万 千 百 十 円																		
ご依頼人	米田 晴彦様																		
料 金	(消費税込み) 203 円	内税10%18円																	
備 考	07-11-17 T501000111 2730 ユウチョ (63142) N94180004																		
備 考 欄	充当金額 5,000円 交通権学会2025年度会費 調査研究内容：持続可能な地域公共交通の確立のための政策研究。																		

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

交通権学会会則

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は交通権学会 (Association for the Research of Transport Problems and Human Rights) と称する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、交通権、交通問題に関する研究とその成果の普及、及び会員の協力と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 毎年1回、大会を開催し、研究の発表および討議を行う。
- (2) 必要に応じ研究会、シンポジウム等を開催する。
- (3) 理論研究・経験交流のための会報を発行する。
- (4) 交通権等に関する問題について意見を発表する。
- (5) その他、本会の目的を達成するために適当と認められる事業を行う。

(事業年度)

第4条 本会の事業年度は、毎月7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

第三章 会員

(会員)

第5条 本会は、交通権、交通問題を研究する者及び研究を支援する者をもって組織する。

第6条 本会は、正会員、学生会員、海外特別会員、名誉会員及び賛助会員で構成する。

第7条 本会の会員の資格を次のごとく定める。

- (1) 正会員は、以下の(2)～(5)に該当しない者とする。正会員の年会費は内規で定める。
- (2) 学生会員は、大学院修士課程、学部学生又はこれに準ずる者とする。学生会員の年会費は、内規で定める。
- (3) 海外特別会員は、海外の大学、研究所など研究機関に勤務する研究者とする。海外特別会員の会費は、当面徴収しない。
- (4) 名誉会員は、本会入会後10年間以上を経過する者であって、満75歳になった正会員とし、理事会の決議で指名するものとする。名誉会員の年会費は、内規で定める。
- (5) 賛助会員は本会の活動の趣旨に賛同する団体および個人とする。賛助会員の会費は別途定める。

第8条 本会に入会するためには、会員2名の推薦によって理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。

第9条 会員は、内規の定めるところに従い、毎年会費を納めなければならない。

第10条 会員が、会費を4年以上滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

第四章 機関

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。役員は、正会員の中から選任し、任期は3年とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名程度
- (4) 会計監査 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 幹事 若干名

第12条 理事は、総会において正会員の中から選任する。理事は、理事会を組織し、会務を処理する。

第13条 理事選挙権及び被選挙権は、正会員に限るものとする。

第14条 会長は、理事会において互選する。会長は、本会を代表し、会務を総括する。

第15条 事務局長及び幹事は、理事会において、正会員の中から選任する。事務局長は、幹事とともに事務局を構成し、事務処理、会報の発行など日常の業務にあたる。ただし会長及び事務局長が必要と認めたときは、学生会員を幹事に選任することができる。

(総会)

第16条 本会は、毎年1回、会員の通常総会を開催し、予算、決算、事業計画などを決定する。会長は、会長が必要と認めるとき、又は正会員の過半数の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、臨時の総会を招集する。

(部会)

第17条 本会は、地域ごとに部会を設けることができる。部会の運営は、当該地域の理事、幹事がこれにあたる。

第五章 会則の変更及び本会の解散

第18条 本会則の変更及び本会の解散は、理事会または正会員10名以上の提案により、総会出席正会員の3分の2以上の同意がなければ、これを行うことができない。

付則

(施行期日)

第1条 この会則は、2005年7月24日から、これを施行する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は下記に置く。

243-8501 神奈川県厚木市温水428

湘北短期大学総合ビジネス学科 大塚良治気付

e-mail : otsukajrg@yahoo.co.jp

(内規)

会費に関する内規 (2003年7月13日改訂)

- (1) 正会員の会費は、年額5,000円とする。
- (2) 学生会員の会費は、年額3,000円とする。
- (3) 名誉会員の会費は、年額1,000円とする。

入会推薦者に関する内規 (2003年7月13日改訂)

合理的な範囲で第2推薦者が得られない場合、事務局長は、第1推薦者と協議の上、第2推薦者となることができる。

(参考様式第1号)

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・立派広報費・謝儀陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務調査費・事務費・人件費
23	振替払込請求書兼受領証 振替払込請求書兼受領証 振替払込金額 2,000円 生活保護問題対策全国会議 千 百 十 万 千 百 十 円 2 0 0 0 米田 晴彦 様 (消費税込) 日 附 印 料 金 203 内税10%18円 円 07-11-17 2501000111 2730 ユウチヨ 現金 (63142) 94180005 この受領証は、大切に保管してください。
備 考 欄	充当金額 2,000円 生活保護問題対策全国会議2025年度会費として 調査研究内容：生活保護制度の抱える具体的問題点の把握とその解消のための論点と方法について学ぶことができる場。

- (注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

生活保護問題対策全国会議

生活保護問題対策全国会議は、すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制を始めとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として、2007年6月に設立された団体です。法律家・実務家・支援者・当事者などで構成されています。

設立趣旨と活動方針

CATEGORY: 設立趣旨・活動方針

「生活保護問題対策全国会議」は、すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制を始めとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として活動しています。

【当会設立の趣旨】

ー日本中で蔓延している生活保護問題ー

今、日本において、貧困と格差が急速に広がっています。

そのような時代だからこそ、生活保護制度は、憲法25条1項に規定された「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するための最後セーフティネットとして重大な意義を持ち、また、有効に活用されなければなりません。

しかし、生活保護制度は、その違法・不当な運用が全国的に横行しているため、最後のセーフティネットとしての本来の機能を果たせていません。例えば、生活困窮者が福祉事務所の窓口を訪れても、生活保護の申請すら受け付けずに追い返してしまう窓口規制が行われています。また、生活保護を利用しては、理不尽な就労指導など、人としての尊厳を踏みにじるような厳しい締め付けが行われ、そのような指導に従わなかったことを理由に生活保護を打ち切られることもあります。

このような生活保護制度の違法・不当な運用により、生活保護制度を利用できなかった生活困窮者は、生命の維持すら脅かされることになります。実際に、生活保護制度の利用を拒否された生活困窮者の餓死事件や自殺事件の報道は後を絶ちません。生活保護問題は人の命に直結する人権課題なのです。

ー生活保護制度の改悪ー

国は、財政難を口実に、生活保護費の削減を至上命題とした生活保護制度の改悪を押し進めています。具体的には、高齢加算の廃止、母子加算の段階的廃止、リバースモーゲージの導入、生活扶助基準の削減などの最低生活基準の切り下げ政策を相次いで打ち出しています。このような最低生活基準の切り下げは、憲法25条1項で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害し、また、急速に拡大している貧困と格差を追認・固定化するものであり、決して許されません。

ー生活保護問題と多面的な取り組みー

生活保護制度における最低生活費以下の生活を強いられている生活困窮者の中には、多重債務を負っている人も少なくありません。そして、背景に貧困問題を抱えた多重債務者が、人としての尊厳ある生活を取り戻すためには、自己破産等による多重債務問題の解決だけでなく、生活保護制度などの社会保障制度を適切に活用し、安定した生活を確保することが不可欠です。その意味で、多重債務問題に取り組んできた人々が、生活保護問題にも取り組むことは大きな意義を持つのです。

RECENT ENTRIES

コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るQ&A

2025/04/22

第16回 生活保護問題議員研修会 地域から変える生活保護をあたためるの権利に

2025/04/14

群馬県桐生市の生活保護違法行政問題の検証結果の発表を前に

2025/03/24

「保有を容認された自動車の利用を制限してきた厚労省事務連絡の撤回を評価するとともに、さらなる通知の改正を求める声明」を発表しました

2025/01/09

コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るQ&A

2024/12/19

「500円(0.7%)ではスズメの涙だ！ケチ臭いことはやめて、13%以上的大幅な生活扶助基準の引き上げを！」を発表しました

2024/12/18

厚生労働大臣に「2025年度の生活保護基準額改定にあたり物価高騰をふまえた大幅な引き上げを求める要望書」を提出しました

2024/11/13

来たる総選挙に向けて行った生活保護制度に関する公開質問に対し主要政党から回答がありました（れいわ新選組、自民党、社民党、共産党、公明党、国民民主党、立憲民主党）

2024/10/10

5年ぶりに大幅改定しました！「必携 法律家・支援者のための生活保護活用マニュアル2024年度改訂版」

2024/10/08

厚労省に「2025年度の生活保護基準額改定にあたって大幅な増額と夏季加算創設等を求める要望書」を提出しました

2024/09/13

生活保護問題対策全国

来場者数 (2012.6.19-)

772606

コンテンツ

-生活保護問題への取り組み

- 制度について考える (62)
- 生活保護切り下げ問題 (111)
- 餓死・孤立死問題 (10)
- 大阪市の生活保護問題 (16)
- 扶養義務について (2)
- 当事者の声 (4)
- 生活保護裁判 (17)

-生活保護制度について

- 生活保護Q&A (6)

-お知らせ

- コロナ相談会 (43)
- 設立趣旨・活動方針 (1)
- 記者会見・イベント告知 (79)
- 書籍のご案内 (18)

-他団体の活動

- 議員研修会のお知らせ (18)

他団体の活動お知らせ (21)

- 相談はこちら (1)

事務局専用 (1)

その他 (1)

書籍のご案内

生活保護に関する書籍を監修・編纂・発行しています。書籍のご案内は、こちらをご覧ください。お申込はこちらから → 注文フォーム

入会案内・寄付お願い

当会の活動・趣旨に賛同いただける方の入会・寄付を、随時受け付けています。

→ 当会の設立趣旨と活動
会員には年1～2回の会報をお送りするほか、メール・リストで生活保護問題についての情報交換をしています。入会は、こちらのフォームからお申込いただきましたら、事務局にて入会手続きを取らせていただきます。

年会費
○弁護士・司法書士 5,000円
○団体 5,000円
○一般 2,000円
(生活保護利用者、それに準じる所得の方は1,000円)

会費・寄付のお振り込みは以下の口座までご送金下さい。

百五銀行
城南（きょうなん）支店
普通 0516222

【当会議の活動】

当会は、設立趣意に掲げた問題意識に立ち、全力を挙げて下記の活動に取り組めます。

- ① 貧困の実態に関する調査及び研究
- ② 生活保護制度に関する法令・判例・理論・実務の
- ③ 生活保護の申請・審査請求・裁判に関する実務経験の交流
- ④ シンポジウム、研究会、集会の開催
- ⑤ 弁護士会、司法書士会、民間支援団体等、貧困問題に取り組む諸団体との連携・交流
- ⑥ 宣伝及び国・地方自治体に対する請願活動
- ⑦ 書籍の執筆・出版
- ⑧ 生活困窮者間のネットワーク作りの支援

29 拍手 Tweet

↑ RETURN TO TOP

ホーム

2024/09/01

厚生省に「生活保護の扶養に関する法・不適切な運用の原因となっている通知の改正を求める要望書」を提出しました

2024/08/06

コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るQ&A

2024/07/24

第15回 生活保護問題員研修会 地域から変える生活保護をあたためるの権利に

2024/05/29

東京都江戸川区の生活保護検証・検討委員会報告書の公表をふまえて、なお残る大きな問題点について要望書を提出しました。

2024/04/15

10年で生活保護率が半減した群馬県桐生市に対し、「全国調査団」が、原因分析をふまえた要望書を提出しました。

2024/04/08

「保護のしおりのチェックシート」改訂版（ポイント制）を作成しました！

2024/02/01

「【緊急集会】外国人×生活保護—ふたつの差別の克服へ—国籍・在留資格問わず、すべての人に生存権保障を」の動画と資料をアップしました。

2024/01/09

2.17オンライン学習会「韓国（国民基礎生活保障法）調査報告会」を開催します。

2024/01/05

2.7オンライン臨時職員研修会【こうすればできる「保護のしおり」の改訂】を開催します。

2024/01/05

【緊急集会】外国人×生活保護—ふたつの差別の克服へ—国籍・在留資格問わず、すべての人に生存権保障を

2023/12/13

東京都江戸川区から「生活保護行政に関する公開質問状(2)」に対する回答書が届きました。

2023/10/30

東京都江戸川区からの回答書に対し、「生活保護行政に関する公開質問状(2)」を提出しました。

2023/09/19

東京都江戸川区に「生活保護行政に関する公開質問

ゆうちょ銀行 0九九支店
当座 0319553
生活保護問題対策全国会議

ゆうちょ銀行
(払込取扱票の場合)
口座記号00980-9
口座番号319553
加入者名
生活保護問題対策全国会議

問い合わせ先

【お断り】個別事例に対する相談はお受けしていません。各地の生保ネット clickにてご相談下さい。

(事務局)
〒530-0047
大阪市北区西天満3-14-1
西天満ハークビル3号館7階
あかり法律事務所
弁護士 小久保 哲郎
TEL 06-6363-3310
FAX 06-6363-3320

過去の記事を探す

全ての記事を表示する

リンク

生活保護支援中国ネットワーク

生活保護基準引き下げ、ガマンするしかないの？～審査請求やってみよう！

「STOP! 生活保護基準引き下げ」アクション

水曜夕暮れ官邸前。《このままですむと困っちゃう!!》アクション

生活保護費自動計算シート
2014年度版

管理画面

このブログをリンクに追加する

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																												
	☒ 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																												
24	振替払込請求書兼受領証 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">口座記号番号</td> <td style="width: 40%;">※</td> <td style="width: 10%;">通常払込 料金加入 者負担</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td colspan="2">※ 高木仁三郎市民科学基金</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="2">千：百：十：万：千：百：十：円</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td colspan="2">※ 米田晴彦様</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td colspan="2">日 附 印</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2">07-12-11 T501000111 2730 ヌウチヨ</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">現金</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(3002) N94250002</td> </tr> </table> 記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 この受領証は、大切に保管してください。		口座記号番号	※	通常払込 料金加入 者負担	加入者名	※ 高木仁三郎市民科学基金		金額	千：百：十：万：千：百：十：円		※	5,000		ご依頼人	※ 米田晴彦様		料 金	日 附 印		備 考	07-12-11 T501000111 2730 ヌウチヨ			現金			(3002) N94250002	
口座記号番号	※	通常払込 料金加入 者負担																											
加入者名	※ 高木仁三郎市民科学基金																												
金額	千：百：十：万：千：百：十：円																												
※	5,000																												
ご依頼人	※ 米田晴彦様																												
料 金	日 附 印																												
備 考	07-12-11 T501000111 2730 ヌウチヨ																												
	現金																												
	(3002) N94250002																												
備 考 欄	充当金額 5,000円 高木仁三郎市民科学基金2025年度会費として 調査研究内容：市民科学者として生涯を全うされた高木仁三郎先生の遺志を継いで設立されたこの基金が行う市民の立場に立った研究活動の中から真の公共性、公益性とは何かを考えるため。																												

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

- 高木基金について
- 市民科学とは
- 高木仁三郎の言葉
- 高木仁三郎について
- 法人概要／定款／事業報告
- アクセス・お問い合わせ

高木仁三郎市民科学基金（高木基金）は、2000年10月に62歳でこの世を去った市民科学者、高木仁三郎の遺志によって設立されました。高木仁三郎は、自らの遺産を元に基金を設立し、彼の生き方に共鳴する多くの人々に寄付を募り会員になってもらい、次の時代の「市民科学者」をめざす個人やグループに資金面での奨励・育成を行ってほしいとの遺言（「高木基金の構想と我が意向」）を残しました。

高木基金の沿革

2000年12月10日に日比谷公会堂で開催された「高木仁三郎さんを偲ぶ会—平和で持続的な未来に向かって—」において、「高木基金設立の呼びかけ」が行われ、この日をもって高木基金は発足しました。2001年9月にはNPO法人として法人格を取得しました。

高木基金は2001年10月に第1回の助成募集を発表して以来、2011年3月までに、のべ177件、総額9,353万円の日本国内およびアジアの個人・グループによる市民科学をめざす調査研究・研修への助成を実施しています。

高木基金の目的

高木基金の目的は、現代の科学技術がもたらす問題や脅威に対して、科学的な考察に裏づけられた批判のできる「市民科学者」を育成・支援することです。

高木基金の考える「市民科学」とは、私たちの安全、人権、環境、社会、平和を脅かす諸問題に対して、科学者としての専門性を持ちながら、市民の視点にたって説明、解決をめざす営みと言えます。未来を切り拓く科学は、政府や産業界の出資と管理のもと、国家や巨大企業の視点からおすすめるものではなく、真の公共性、公益性を追求する市民の自発的な活動の中からこそ生まれてくるであろうという期待を込めて、高木基金では、若手研究者や、NPO・NGO・市民グループ等で活動しながら「市民科学者」をめざす人々を積極的に応援したいと考えています。

高木基金の助成活動

高木基金の助成活動の主な特徴としては、市民科学にふさわしい研究を市民が選び、応援していくことを目指して、国（ ）助成選考の過程においては、毎年「公開プレゼンテーション」を行い、高木基金の支援者や一般市民の方々の意見を取り入れることを心がけています。また、調査研究・研修終了後は「成果発表会」を開催するほか、助成報告集の発行やウェブサイト等を通じて、その成果を市民社会へ還元し、市民の評価にゆだねることを重視しています。

そのほかにも、「市民研究サポート」を通じた委託研究への支援、高木基金の助成を受けて調査研究に取り組むグループや研究者同士が経験や情報を共有する場としての「公開研究会」や広く一般を対象としたセミナー等を実施しています。

高木基金の助成は市民からの会費・寄付に支えられています

高木基金の助成の財源は、高木仁三郎の遺産と基金の主旨に賛同してくださる市民の方々の会費や寄付です。2018年度までに、設立時からの収入累計は約5億8570万円となっています。市民がお金を出しあって「市民科学」を支えていく運動として、高木基金の活動は継続しています。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																													
	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																													
25	ご利用明細票 <table border="1"><thead><tr><th>お取扱日</th><th>番</th><th>お取引内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>07-12-14</td><td>3002</td><td>ネット通信振替</td></tr><tr><td>記 号</td><td></td><td>号</td></tr><tr><td>*****</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td>お取引</td><td></td></tr><tr><td>N015</td><td></td><td>5,000</td></tr><tr><td></td><td>残</td><td></td></tr><tr><td>振替</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受取人</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ネットワーク</td><td></td></tr><tr><td>料金</td><td></td><td>*100円</td></tr><tr><td>依頼人名:マイタ</td><td></td><td>ハルヒコ</td></tr><tr><td colspan="3">ゆうちょでNISA始めませんか? 詳しくはお近くの窓口へ!</td></tr><tr><td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。</td></tr><tr><td colspan="3">ゆうちょ銀行</td></tr></tbody></table>	お取扱日	番	お取引内容	07-12-14	3002	ネット通信振替	記 号		号	*****			取扱番号	お取引		N015		5,000		残		振替			受取人				ネットワーク		料金		*100円	依頼人名:マイタ		ハルヒコ	ゆうちょでNISA始めませんか? 詳しくはお近くの窓口へ!			ご利用いただきましてありがとうございました。			ゆうちょ銀行		
お取扱日	番	お取引内容																																												
07-12-14	3002	ネット通信振替																																												
記 号		号																																												

取扱番号	お取引																																													
N015		5,000																																												
	残																																													
振替																																														
受取人																																														
	ネットワーク																																													
料金		*100円																																												
依頼人名:マイタ		ハルヒコ																																												
ゆうちょでNISA始めませんか? 詳しくはお近くの窓口へ!																																														
ご利用いただきましてありがとうございました。																																														
ゆうちょ銀行																																														
備 考 欄	充当金額 5,000円 Local Initiative Network (ローカル・イニシャティブ・ネットワーク) 2025年度 会費として 調査研究内容:「地域主権とコモンの再生」をキーワードに地方自治確立に向け実践して いる首長・地方議員の政策研究を深めるため。																																													

(注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。



LIN-Netとは

2020年から始まった新型コロナウイルスによるパンデミックの大きな影響が続く中で、2022年2月にはロシアによるウクライナ侵攻が始まりました。気候危機は熱波や寒波、大型台風や集中豪雨等の自然災害を世界各地で激甚化させています。

日本でも参議院選挙の最中に、安倍元首相が銃撃され亡くなるという衝撃的な事件がおきました。「自民党と統一教会」の半世紀に及ぶ関係が次々と明らかになると、永田町は大揺れに揺れています。日銀の硬直した金融政策で、円安は止めようもなく進み、物価高や資源不足は暮らしを直撃しています。与党の危機であると共に野党のチャンスにも見えますが、有力な選択肢を有権者に示すことが十分に出来ないでいます。

2015年11月に世田谷区で渋谷区と共に始めた「同性カップル認証制度」は、2022年11月より東京都が加わることで、全国で240の自治体で採用され、人口規模で7800万人へと拡大しました。この間に、国会の議論は自民党内で「伝統的家族観」に固執する頑強な抵抗によって、「選択的夫婦別姓」と共に何の変更もないままに放置されています。国政の停滞と混迷と比べて、地方自治体の側に多くの可能性がある状況となっています。東京及び首都圏では、草の根の市民など市民運動がボトムアップ型で区長・市長選挙を支え、政治に新たな息吹きを与えています。今年に入って、岸本聡子杉並区長の劇的な誕生、小金井市でも白井亨市長が当選しました。市民運動とつながる自治体議員も数多く誕生し、新たな社会課題に取り組んでいます。

これまでも、阿部裕行多摩市長、保坂展人世田谷区長、松下玲子武蔵野市長、酒井直人中野区長など行政実績を積みあげ、期を重ねてきています。新型コロナウイルス感染症対策において、国と専門家の混乱と迷走に対して、独自の「検査・診断・治療」の効果的実施や保健所の有無、医療体制の格差に声をあげてきた特徴を持っています。各自治体独自の取り組みや連携した闘いが、国の感染症対策のゆがみやひずみを是正させてきました。グローバルな課題である気候危機、ゼロカーボンへの実践についても、行動する環境活動家や市民運動とも協働した取り組みが始まっています。都市再開発についても、硬直した権威主義的計画行政から地域や市民が主導する街づくり



これまでの「伝統的既得権」と「新自由主義的な公的セクター解体」が交錯する政治構図から、現状をより良く修復し、再生させていく社会包摂型の「いのちの政治」をめざします。特に地方自治体議会が首長と議員との二代表制です。数は力なりの政治から一人一人の人権と尊厳を大事にしたダイバシティの政治に転換していかなければなりません。まさに地方自治体の議会は「いのちの政治」を実現していく、最も住民に身近な地方政府の現場なのです。

2023年4月の統一自治体選挙に向けて、私たち首長と自治体議員と市民が互いに理解を深め、政治の選択肢を示していくために言葉と政策を共有して、新たな潮流として可視化できる準備のための議論を始めます。私たちは、12月9日、「Local Initiative Meeting」を開催しました。そこには、5人の区長・市長と自治体議員・予定候補約30人と市民が集い、「Local Initiative Network」(LIN-Net)としての第一歩を踏み出しました。首長、自治体議員、市民のみなさん。この試みが、深まり、広がり、光を放つ場面が実現することをめざし、ともに進みましょう。ぜひ、ご賛同ください。

2022年12月

運営委員紹介



保坂 展人

世田谷区長



岸本 聡子

杉並区長



能條 桃子

FIFTYS PROJECT



LIN-Netとは LIN-Netの政策

メルマガに登録する

賛同人になる

寄付する



漢人 あきこ

東京都議会議員



もり 愛

東京都議会議員



池尻 成二

練馬区議会議員



まにわ 尚之

江東区議会議員



井崎 敦子

京都市会議員



内田 聖子

国際NGO共同代表



西崎 光子

元東京都議会議員



大久保 青志

元東京都議会議員



陣内 直行

映画プロデューサー



LIN-Netとは LIN-Netの政策

メルマガに登録する

賛同人になる

寄付する



鈴木 なりさ

LIN-Net事務局

[ホーム](#) | [Facebook](#) | [X \(旧Twitter\)](#) | [お問い合わせ](#)

©2023 Local Initiative Network



会員登録の申し込みはこちらから

LIN-Net会員登録のよびかけ

LIN-Netは発足から2年半、「地域主権とコモンの再生」を掲げた各地の運動とネットワークが、着実に広がってきました。そして今、LIN-Netは「第2ステージ」に向けて体制の整備を進めており、その一環として規約を改正いたしました。

今回の改正の大きなポイントは、以下の2点です。

1つ目は、世話人制から運営委員会体制への移行。

2つ目は、「会員制度」を新設したことです。

新しい規約でも、これまで通り「賛同人」は、LIN-Netの目的に賛同いただいた方であれば、どなたでもなっていただけます。加えて、「会員」について、以下のように決めました。

(会員)

第7条 賛同人は、会員になることができます。

2 会員は会費を納めます。会費は別途定めます。

3 会員は総会に参加し、意見を表明し、議決権を有します。

さらに第4条では、「この団体の組織づくりは、参加者の自発的意志と相互尊重に基づき、合意と公開によって運営する」と明記し、主体的かつ多様な活動の展開をめざすことを明らかにしました。

ぜひ一緒につながり、活動にご参加いただけませんか。会員登録を心よりお待ちしております。

年会費は以下の通りです（振り込み時から1年間が会員期間です）

市民 1口 3,000円（U30：1,000円）／議員 1口 5,000円／首長 1口 10,000円

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

経 費 (※該当項目に○印)	
調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝金費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	

26	振替払込請求書兼受領証 <table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td>通常払込 料金加入 負担</td></tr><tr><td>加入者名</td><td>※ 自治体議員政策情報センター・虹とみどり</td></tr><tr><td>金額</td><td>千 百 十 万 千 百 十 円 20 0 0 0</td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td>※ 米田 晴彦 様</td></tr><tr><td>料金</td><td>日 附 印 08-01-13 T501000111 2730 ユウちょ</td></tr><tr><td>備考</td><td>現金 (3002) N94260001</td></tr></table> この受領証は、大切に保管してください。	口座記号番号	通常払込 料金加入 負担	加入者名	※ 自治体議員政策情報センター・虹とみどり	金額	千 百 十 万 千 百 十 円 20 0 0 0	ご依頼人	※ 米田 晴彦 様	料金	日 附 印 08-01-13 T501000111 2730 ユウちょ	備考	現金 (3002) N94260001
口座記号番号	通常払込 料金加入 負担												
加入者名	※ 自治体議員政策情報センター・虹とみどり												
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 20 0 0 0												
ご依頼人	※ 米田 晴彦 様												
料金	日 附 印 08-01-13 T501000111 2730 ユウちょ												
備考	現金 (3002) N94260001												

備考欄	充当金額 20,000円 自治体議員政策情報センター・虹とみどり2025年度会費 調査研究内容：地方自治確立のための地方自治体政策全般にわたった政情報の提供を受けるため。
-----	---

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

自治体議員政策情報センター 虹とみどり 運営規則

PDFはこちら

第1章 名称・事務所・目的

第1条 この組織の名称を「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」（以下、「情報センター」とし、事務所を岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2Fにおく。

第2条 「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。

第2章 利用会員

第3条 情報センターの理念に賛同し、利用会費を支払う自治体議員・首長、または自治体議員や首長になろうとする市民は党籍を問わず利用会員になることができる。

第4条 利用会員は情報センターのサービスの受益者であり、また自ら情報センターの活動に参加できる。

第5条 利用会費は、年2万円とする。

第3章 活動・事業

第6条 情報センターの目的に基づき、利用会員の要望を踏まえながら、以下の活動や事業を行う。

- (1) 政策研究および政策提言活動
- (2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム
- (3) 研究紙・誌等の発行
- (4) 研究集会・地方・国政策研究会の開催
- (5) メーリングリストやホームページなどを利用した情報交換および情報発信
- (6) 全国自治体調査活動
- (7) その他必要な活動

第7条 情報センターの活動の実績や会計は公開するものとする。

第4章 幹事会および情報センター長

第8条 情報センターの運営のため、幹事会を置く。

第9条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 代表幹事は情報センターを代表し、代表幹事の下に事務局を置くことができる。

第11条 情報センターのセンター長は幹事会で決定する。

第5章 利用会員集会

第12条 利用会員集会を少なくとも1年に1回開催する。利用会員集会は研究集会と同時に開催することを妨げない。

第13条 幹事会は利用会員集会において事業方針・事業計画の提示および報告を行い、利用会員はこれらについて意見を表明することができる。

第14条 幹事会は利用会員の意見を受け止め、必要な意見については活動に反映させるよう努める。

第6章 会計および監査

第15条 情報センターの会計年度は1月1日から12月末とする。

第16条 幹事会は幹事会以外の利用会員の中から監査役を任命し、監査役は会計を監査する。

第7章 規則の改廃

第17条 この規則の修正・変更および改廃については幹事会で決定する。

附則 この規則は2009年1月1日より施行する。

付則 2012年8月20日改正 第6条 (2)「みどりの未来や」を削除

事務局

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

jichitaijinjouhou[a]gmail.com (メール送信の際には[a]を@に変更ください)

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)															
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費															
27	ご利用明細票 <table border="1"><tr><td>店番</td><td>08-02-2663002</td><td>電信振替</td></tr><tr><td>記号</td><td>*****</td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td>お引き</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>*2,000</td></tr><tr><td></td><td>残高</td><td></td></tr></table> 振替先 受取人 . センコーカーニツクキュウ ショクキョウキカイ 料金 *100円 依頼人名: マイタ ハルヒコ ゆうちょでNISA始めませんか? 詳しくはお近くの窓口へ! ご利用いただきましてありがとうございました。 —— ゆうちょ銀行 ——	店番	08-02-2663002	電信振替	記号	*****		取扱番号	お引き				*2,000		残高	
店番	08-02-2663002	電信振替														
記号	*****															
取扱番号	お引き															
		*2,000														
	残高															
備考欄	充当金額 2,000円 全国オーガニック給食協議会2025年度会費 調査研究内容: 全国の有機給食の実践に取り組む自治体を中心となって結成された協議会で、経験交流を重ねながら日本における有機給食に取り組む意義を広めようとしており、先進的取組みに学びながら香川での推進に役立てていくために。															

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

全国オーガニック給食協議会

設立趣旨

昨今、環境と調和した食料システムの確立が叫ばれるなか、公共調達における有機農産物の優先調達が、世界の潮流となっている。我が国においては、創意工夫に基づく自治の取組みにより、地場産の有機農産物を学校給食に取り入れる自治体が増加している。

過日、開催された全国オーガニック給食フォーラムは、全国から4千人が参加する歴史的機会となった。今日、学校給食の有機化を求める市民活動が、全国で無数に展開されている。

我が国において、未だ実例の乏しい学校給食の有機化を全国で実現していくためには、多様な主体の連携、それも熱意溢れる有機的連携が必要である。

ついでには、ここに自治体、農業協同組合及び農業関係団体、生活協同組合及び流通、市民団体及び有志者等、多様な主体で構成する全国オーガニック給食協議会を設立する。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
	28 領 収 書 米田 晴彦 様 金2,900円 但し、令和7年度香川県議会観光議員連盟会費として、上記 金額正に領収しました。 令和8年3月 // 日 香川県議会観光議員連盟 事務局長 里石 明敏 
備 考 欄	充当金額 2,900円 香川県議会観光議員連盟2025年度会費として 調査研究内容：四国における観光施策の調査研究。

(注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

別紙 1

令和 7 年度
香川県議会観光議員連盟
会費に係る収支報告書

科 目		金 額 (円)	摘 要
I 収入の部		110,200	
内 訳	1 会 費	110,200	(@2,900 円×38 名)
II 支出の部		110,200	
内 訳	1 負担金	70,000	・ 令和 7 年 1 2 月 会費 (四国観光議員連盟) 70,000 円
	2 旅 費	39,430	・ 令和 7 年 4 月 四国観光議員連盟第 1 回役員会 出席 (高知県・2 名) 24,569 円 ・ 令和 7 年 1 1 月 四国観光議員連盟第 3 回役員会 出席 (徳島県・2 名) 14,861 円
	3 雑 費	770	・ 振込手数料 770 円

令和7年度 香川県議会観光議員連盟
議員別会費一覧

会費：2,900円（一律）

議 員 名		
1	小泉 敦	21 松本 公継
2	五味 伸亮	22 山本 悟史
3	宮岡 陽子	23 氏家 孝志
4	友枝 俊陽	24 森 裕行
5	山根 千佳	25 松原 哲也
6	天雲 千恵美	26 谷久 浩一
7	富野 和憲	27 新田 耕造
8	金藤 友香理	28 都築 信行
9	田井 久留美	29 大山 一郎
10	三木 由美子	30 斉藤 勝範
11	川池 秀文	31 花崎 光弘
12	植條 敬介	32 十河 直
13	城本 宏	33 山田 正芳
14	氏家 寿士	34 五所野尾 恭一
15	里石 明敏	35 宮本 欣貞
16	鏡原 慎一郎	36 平木 享
17	松岡 里佳	37 鎌田 守恭
18	白川 和幸	38 尾崎 道広
19	岡野 朱里子	
20	米田 晴彦	

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
29	領 収 書 米田 晴彦 様 金 4, 2 1 9 円 但し、令和7年度香川県議会森林・林業・林産業活性化促進 議員連盟会費として、上記金額正に領収しました。 令和8年3月19日 香川県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟 事務局長 城本 宏 
備 考 欄	充当金額 4, 2 1 9 円 香川県議会議員連盟2025年度会費として 調査研究内容：森林・林業・林産業活性化のための調査研究。

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

別紙 1

令和 7 年度
香川県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟
会費に係る収支報告書

科 目		金 額 (円)	摘 要
I 収入の部		168,760	
内 訳	1 会 費	168,760	(@4,219 円×40 名)
II 支出の部		168,760	
内 訳	1 負担金	50,000	・ 令和 7 年 5 月 会費(全国連絡会議) 50,000 円
	2 旅 費	117,990	・ 令和 7 年 9 月 全国連絡会議定時総会出席 (東京都・1 名) 58,229 円 ・ 令和 7 年 12 月 国への要望活動 (東京都・1 名) 59,761 円
	3 雑 費	770	・ 振込手数料 770 円

令和7年度香川県議会森林・林業・林産業活性化促進議員連盟 議員別会費一覧

会費：4,219円（一律）

議 員 名		
1	小泉 敦	21 米田 晴彦
2	五味 伸亮	22 松本 公継
3	宮岡 陽子	23 山本 悟史
4	友枝 俊陽	24 氏家 孝志
5	山根 千佳	25 森 裕行
6	植田 真紀	26 松原 哲也
7	天雲 千恵美	27 谷久 浩一
8	富野 和憲	28 新田 耕造
9	金藤 友香理	29 都築 信行
10	田井 久留美	30 大山 一郎
11	三木 由美子	31 斉藤 勝範
12	川池 秀文	32 花崎 光弘
13	植條 敬介	33 檜 昭二
14	城本 宏	34 十河 直
15	氏家 寿士	35 山田 正芳
16	里石 明敏	36 五所野尾 恭一
17	鏡原 慎一郎	37 宮本 欣貞
18	松岡 里佳	38 平木 享
19	白川 和幸	39 鎌田 守恭
20	岡野 朱里子	40 尾崎 道広

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費						
	30						
発行日 2025/06/04 領収書番号: G2025070450 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料 (2025年4月) として 上記正に領収いたしました。 <table border="1"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10%対象)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335		税抜金額	消費税	内訳(10%対象)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)
税抜金額	消費税	内訳(10%対象)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円 (ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率 3/4) で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料 (2025年4月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論 調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)						
	調査研究費・研修費・広聴広報費 要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費						
3/	発行日 2025/05/31 領収書番号: G2025060062 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料 (2025年5月) として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10%対象)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	内訳(10%対象)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)
税抜金額	消費税	内訳(10%対象)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円 (ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率 3/4) で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料 (2025年5月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論 調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)						
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費						
32	発行日 2025/06/30 領収書番号: 62025070056 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料(2025年6月) として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10%対象)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	内訳(10%対象)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)
税抜金額	消費税	内訳(10%対象)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円(ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率3/4)で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料(2025年6月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)						
33	調査研究費・研修費・広聴広報費 要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費 発行日 2025/07/31 領収書番号: G2025080058 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料(2025年7月)として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10%対象)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	内訳(10%対象)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)
税抜金額	消費税	内訳(10%対象)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)					
備 考 欄	充当金額 8,761円(ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率3/4)で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料(2025年7月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)						
34	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 発行日 2025/08/31 領収書番号: 2025090062 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料(2025年8月)として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10%対象)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	内訳(10%対象)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)
税抜金額	消費税	内訳(10%対象)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円(ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率3/4)で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料(2025年8月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論調査結果も入手できる						

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号 35	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費					
	発行日 2025/10/09 領収書番号: 62025110492 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料 (2025年9月) として 上記正に領収いたしました。 <table border="1"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10 対象)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	内訳(10 対象)	10,620円	1,062円
税抜金額	消費税	内訳(10 対象)				
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)				
備考欄	充当金額 8,761円 (ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率 3/4) で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料 (2025年9月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論 調査結果も入手できる					

(注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)						
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費						
36	発行日 2025/10/31 領収書番号: G2025110078  米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料(2025年10月) として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> ichini イチニ株式会社 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	内訳(10%)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)
税抜金額	消費税	内訳(10%)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン(政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円(ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率3/4)で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料(2025年10月分)セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費						
	37						
発行日 2025/11/30 領収書番号: G2025120072 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料 (2025年11月) として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1"><tr><td>税込金額</td><td>消費税</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県 プラン (政務活動分)</td></tr><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>10,620円(消費税1,062円)</td></tr></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335		税込金額	消費税	ボネクタ議会・政務活動 都道府県 プラン (政務活動分)	10,620円	1,062円	10,620円(消費税1,062円)
税込金額	消費税	ボネクタ議会・政務活動 都道府県 プラン (政務活動分)					
10,620円	1,062円	10,620円(消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円 (ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率 3/4) で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料 (2025年/月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論 調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)						
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費						
38	発行日 2025/12/31 領収書番号: G2026010074  米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料 (2025年12月) として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>計 (税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	計 (税込)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)
税抜金額	消費税	計 (税込)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円 (ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率3/4) で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料 (2025年12月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)						
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費						
39	発行日 2026/02/09 領収書番号: G2026030481 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料 (2026年1月) として 上記正に領収いたしました。 <table border="1"><thead><tr><th>税抜金額</th><th>消費税</th><th>内訳(10%対象)</th></tr></thead><tbody><tr><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)</td></tr></tbody></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	消費税	内訳(10%対象)	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)
税抜金額	消費税	内訳(10%対象)					
10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円(消費税1,062円)					
備考欄	充当金額 8,761円 (ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率 3/4) で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料 (2026年1月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に対する世論 調査結果も入手できる						

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)				
	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費				
40	発行日 2026/02/28 領収書番号: G2026030074 領収書 米田晴彦 様 合計金額 11,682円 但 ボネクタ利用料 (2026年2月) として 上記正に領収いたしました。 ※クレジットカード払い <table border="1"><tr><td>税抜金額</td><td>10,620円</td><td>1,062円</td><td>ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)</td></tr></table> イチニ株式会社 ichini 登録番号: T1010001169130 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジアビル7階 TEL: 03-6830-1400 FAX: 03-6774-7335	税抜金額	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)
税抜金額	10,620円	1,062円	ボネクタ議会・政務活動 都道府県プラン (政務活動分) 10,620円 (消費税1,062円)		
備 考 欄	充当金額 8,761円 (ブログ作成機能が政治・後援会活動にも利用するため、充当率 3/4) で計上 内容: イチニ(株)が提供するボネクタ議会・政務活動サイト利用料 (2026年2月分) セミナー動画視聴、全国地方議会議員勉強会アーカイブ、議事録検索、政策に関する世論 調査結果も入手できる				

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
41	25-06-20 200 *6,000RL)セフコ217777
備 考 欄	充当金額 6,000円 全国公的扶助研究会2025年度会費 調査研究内容：生活保護のケースワーカーをはじめ公的扶助行政に携わる人たちが、実践に基づく公的扶助のありかたを交流・研究する団体として活動しており、そこから必要な制度の改善点について学ぶため。

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

全国公的扶助研究会規約

(前文)

公的扶助研究会は、わが国の社会保障の根幹をしめる公的扶助制度を中核とする社会福祉の基本法を取り扱う福祉事務所に働く福祉労働者、ならびに関連職種の労働者をはじめ地域住民と共に、普遍的な人間の尊厳と可能性を信頼して、国民の生活の向上と人格の発達に努め、併せてわが国の社会保障の拡充と民主主義の発展に寄与することを目的に活動する自主的研究団体である。

これらの目的をはたすためにわれわれは研究活動の原則として、日本国憲法と地方自治法を遵守して、世界人権宣言、国際人権規約をはじめとして国際的な人権保障の条約、宣言にのっとり現代社会がうみだす貧困を基礎とした、さまざまな生活問題と人格発達の阻害状態に対して、全ての労働者と共にその問題の現実的解決と抜本的克服に取り組み、正に健康で文化的な生存権を具体的に確保し、かつ民主的人間形成に努めるところにある。そのためわれわれは自らの社会的責任と役割を常に自覚して、その業務に要請される科学的、専門的な資質の向上と職業倫理に徹するために、個人的・集团的に相互研鑽して、本会の目的達成に国民的支持と連帯のもとに幅広い活動を推進するものである。

(名称)

第1条 本会は、全国公的扶助研究会（略称「全国公扶研」）と称する。

(所在地)

第2条 本会の主たる事務所を以下におく。

〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7 アクア白山ビル 5 階

(目的)

第3条 本会は、憲法 25 条が定める生存権と同 13 条に定める幸福追求権をはじめとする基本的人権をすべての人々に保障する科学的・民主的な生活保護行政と利用者本位のソーシャルワークの実現及び、社会福祉の理論と実践の研究を行い、さらに社会福祉従事者等関係者の社会的地位向上をめざすことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- 1 「全国セミナー」の開催（年1回）
- 2 機関誌『季刊公的扶助研究』の発行（年4回）
- 3 シンポジウム、研修会、研究会などの開催
- 4 各地のブロックセミナーへの支援
- 5 調査、研究、出版活動、各種の提言を行う。

(会員)

第5条 本会の規約に賛同し、入会手続きを行い、所定の会費を納める人は、会員となることができる。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																										
	調査研究費・ ☒ 修 習 ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																										
/	ご利用明細票 <table border="1"><tr><td>お取扱日</td><td>番</td><td>お取引内容</td></tr><tr><td>7-05-08</td><td>3002</td><td>帳電信振替</td></tr><tr><td>記 号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>*****</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>N104</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>残</td><td></td></tr><tr><td>振替先</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受取人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>料金</td><td>*100円</td><td></td></tr><tr><td>依頼人名:マイタ</td><td>ハルヒコ</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">税公金支払い(QRコード)ご利用 キャンペーン実施中(6月末まで)</td></tr><tr><td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。</td></tr><tr><td colspan="3">ゆうちょ銀行</td></tr></table>	お取扱日	番	お取引内容	7-05-08	3002	帳電信振替	記 号			*****			取扱番号			N104				残		振替先			受取人			料金	*100円		依頼人名:マイタ	ハルヒコ		税公金支払い(QRコード)ご利用 キャンペーン実施中(6月末まで)			ご利用いただきましてありがとうございました。			ゆうちょ銀行		
お取扱日	番	お取引内容																																									
7-05-08	3002	帳電信振替																																									
記 号																																											

取扱番号																																											
N104																																											
	残																																										
振替先																																											
受取人																																											
料金	*100円																																										
依頼人名:マイタ	ハルヒコ																																										
税公金支払い(QRコード)ご利用 キャンペーン実施中(6月末まで)																																											
ご利用いただきましてありがとうございました。																																											
ゆうちょ銀行																																											
備 考 欄	充当金額22,000円 主催:アジア太平洋資料センター 内容:2025パルク自由学校講座「民主主義の修復へ グローバルな危機を乗り越えるために」 日時:2025年6月~11月 摘要:オンライン参加費																																										

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年11月21日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	民主主義の修復へ—グローバルな危機を乗り越えるために
(2) 主催者	PARC 自由学校（アジア太平洋資料センター）
(3) 他の参加者	受講申込者
(4) 日時・場所	2025年6月20日（金）、7月4日（金）、7月18日（金）、8月29日（金）、9月5日（金）、9月12日（金）、10月3日（金） 10月17日（金）、11月7日（金）11月21日（金）全10回 受講時間 19:00～21:00 自宅でオンライン視聴
(5) 会費金額	22,000円
(6) 会合の目的	新自由主義経済がもたらす貧困格差、富の独占状況下で、民主主義の在り方が大きく揺らいている状況下で何が必要なのか学ぶため
(7) 会合の内容	第1回 「トランプは原因でなく結果である」——米国地殻変動の思想史と米国民の選択 会田弘継（ジャーナリスト／思想史家）トランプ2.0で混乱する米国政治。これまでの政策の大転換で社会のさらなる分断が懸念され、世界への影響も甚大。その源流がどこにあるのか。米国と国際政治・経済の歴史から読み解き、今の状況を深く分析するもの。 第2回 ガザ危機が問う欧米のダブルスタンダードとリベラルの課題 三牧聖子（同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授）ガザでパレスチナ人の大量虐殺が行われる中、欧米は人権を謳いながらイスラエルへの支援をやめず、虐殺を黙認。そのダブルスタンダードと国際的な「法の支配」の危機、そしてリベラルの課題を考えるもの。 第3回 移民・経済・戦争——揺らぐドイツ政治と欧州の行方

板橋拓己（東京大学大学院法学政治学研究科教授）ウクライナ戦争や移民政策、経済の低迷など、欧州政治が大きな岐路に直面する中、排外右派勢力の台頭によって民主主義が揺らいでいる。欧州の目指す価値はどこへ向かうのか、ドイツ政治のリアルから読み解くもの。

第4回 沸騰する地球の未来、公衆衛生の危機への対応—問われる国際協調主義 井田徹治（ジャーナリスト）稲場雅紀（アフリカ日本協議会 国際保健部門ディレクター／PARC 理事） 私たちにとって喫緊である気候危機と公衆衛生の危機。国際社会が協力して取り組むべき課題が、激変する米国政治の影響で停滞・逆行している。ここから何をすべきか。日本の役割を含め考えるもの。

第5回 テック封建主義を民主化する——公共性・倫理的な技術の可能性 内田聖子（PARC 共同代表） 今や経済的利益のみならず政治へも大きな影響力を持つようになったビッグ・テック。これに対し、人権や民主主義、倫理と公共性に基づく技術を求める世界の研究者や市民運動を紹介するもの。

第6回 選挙・政治とSNS 誹謗中傷—兵庫県知事選挙で起こったこと 丸尾まき（兵庫県議会議員） SNS 上の偽情報やデマ、攻撃が選挙にも大きな影響を与えている。2024 年、兵庫県の斎藤元彦知事らが内部告発された問題について、県議会調査特別委員会（百条委員会）委員を務めた丸尾まき県議は、知事選中から虚偽の内容を含む SNS での誹謗中傷にさらされてきた。選挙後もネットでの攻撃や嫌がらせは続き、削除要請や名誉毀損の提訴など多くの時間と労力を費やされている。丸尾さんの経験をお話いただいた上で、ネット言論空間での被害をどうやって食い止められるのか、被害に遭った人をどうやったら支えられるのか、考える企画。

第7回 韓国・非常戒厳と市民社会の底力 徐台教（ソ・テギョ）（『コリア・フォーカス』編集長） 2024 年 12 月の戒厳令は世界に大きな衝撃を与えた。民主化以降の韓国社会の変容、そして戒厳令を乗り越えようとしてきた市民の動きを韓国市民社会の視点から分析し、日本への示唆を含め議論する企画。

第8回 くじ引き熟議会議は民主主義治療の処方箋になりうるか 栗田路子（ライター／ジャーナリスト、ベルギー在住） 選挙による議会制民主主義は、党や利権団体の影響が強く、市民の声を適正に反映できていない。ベルギーなどで実践されている「くじ引

き」による市民直接参加の会議体は民主主義を補完しうるか、考えるもの。

第9回 停滞する日本のカギはジェンダーギャップ——モヤモヤを言葉にできる社会へ アルティシア（作家） 日本で遅々として進まないジェンダー平等と性の多様性。このことが民主主義の実現を阻む大きなネックとなっている。家族、恋愛、仕事などあらゆる面に潜む「ジェンダーの呪い」からすべての人が解放されるためにはどうすればいいのか、考えるもの。

第10回 差別と排除から、共感と共存へ——民主主義への希望を語ろう 北丸雄二（ジャーナリスト） SNS では論破や攻撃が横行し、政治・経済の世界では単純化された思考が、人間の叡智である法や倫理を凌駕しようとしている。私たちはどこに立ち、どのような言葉で語りかけ、希望を見出していけるのか、話し合うもの。

（8）会合の参加が県政にどのように資することになるかについて

日頃では手に入れない情報のもとで、世界が壊れる民主主義の状況下でどのような対抗策を取ろうとしているのか学ぶことができ、民主主義を壊さないための提言に反映させることができる。

※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料（案内状、請求書等）を貼付すること

民主主義の修復へ ——グローバルな危機を乗り越えるために

1980年代から現在に至る新自由主義に基づく市場経済は、各国・各地域で格差や地域経済の衰退をもたらしました。一方、人権・多様性などの政策は当事者や国際市民社会の努力によって一歩ずつ進んできました。これら総体への反作用として、極右勢力や権威主義的な政治、そして人権・多様性へのバックラッシュも横行しています。加えて、テクノロジーの発達によってネット空間では偽情報や他者への攻撃があふれ、私たちがよりどころとする民主主義は絶えず揺らいでいました。その動きが最も鮮明に現れているのが、欧州における排外右派勢力の台頭、

そして2024年の米国大統領選でのトランプ復帰でしょう。米国での変化は、気候危機対策や援助、軍事・外交など多くの国際ルールや多国間協調の枠組みにこれまで以上に大きな亀裂を引き起こしています。こうした中、日本の私たちはどのような視点を持って現状を分析し、一市民として日本社会・国際社会にコミットしていくべきでしょうか。民主主義の弱点も理解しながら、リアルな現実社会の日常、活動の中からできることを皆さんで学びあいましょう。講座ではグループに分かれ意見交換をする回もあります。皆さんの積極的な参加を期待しています。

2025年6月～11月 金曜日19:00～21:00

●全10回 ●開催形式:オンライン(zoom)
●受講料:22,000円(U25割:5,000円)

コーディネーター 内田聖子 PARC共同代表

貿易・デジタル分野を中心に調査研究・政策提言を行う。杉並区政にも関わる。著書に『デジタル・デモクラシー ビッグ・テックを包囲するグローバル市民社会』地平社 2024/編著に『自由貿易は私たちが幸せにするのか?』コモンズ 2017/『コロナ危機と未来の選択—気候正義・格差是正・民主主義への10の提言』コモンズ 2021

6/20(金) 「トランプは原因でなく結果である」
——米国地殻変動の思想史と米国民の選択

会田弘継 ジャーナリスト/思想家

トランプ2.0で混乱する米国政治。これまでの政策の大転換で社会のさらなる分断が懸念され、世界への影響も甚大です。その源流はどこにあるのか。米国と国際社会の歴史から読み解き、今の状況を深く分析していただきます。

7/4(金) ガザ危機が問う欧米のダブルスタンダードと
リベラルの課題

三牧聖子 同志社大学大学院グローバル・スタディーズ
研究科教授

ガザでパレスチナ人の大量虐殺が行われる中、欧米は人権を擁護しながらイスラエルへの支援をやめず、虐殺を黙認してきました。そのダブルスタンダードと国際的な「法の支配」の危機、そしてリベラルの課題を考えます。

7/18(金) 移民・経済・戦争
——揺らぐドイツ政治と欧州の行方

板橋拓己 東京大学大学院法学政治学研究科教授

ウクライナ戦争や移民政策、経済の低迷など、欧州政治は大きな波路に直面する中、排外右派勢力の台頭によって民主主義も揺らいでいます。欧州の目指す価値はどこへ向かうのか。ドイツ政治のリアルから読み解きます。

8/29(金) 沸騰する地球の未来、公衆衛生の危機への
対応——問われる国際協調主義

井田徹治 ジャーナリスト
稲場雅紀 アフリカ日本協議会
国際保健部門
ディレクター/PARC理事

私たちにとって喫緊である気候危機と公衆衛生の危機。国際社会が協力して取り組むべき課題が、激変する米国政治の影響で停滞・逆行しています。ここから何をすべきか。日本の役割を含め考えます。

9/5(金) テック封建主義を民主化する
——公共性・倫理的な技術の可能性

内田聖子 PARC共同代表

今や経済的利益のみならず政治へも大きな影響力を持つようになったビッグ・テック。これに対し、人権や民主主義、倫理と公共性に基づく技術を求める世界の研究者や市民運動を紹介します。

9/19(金) 言論空間をアップデートする
——偽情報・ディープフェイクへの対策

講師調整中

SNS上の偽情報やディープフェイクが、どの国でも大きな問題となっています。民主主義の根幹である熟議を確保し、安心・安全な言論空間はいかにして可能か?日本や他国でのルール形成と運用、その課題を考えます。

10/3(金) 韓国・非常戒厳と市民社会の底力

ソテギョ 徐台教 『コリア・フォーカス』編集長

2024年12月の戒厳令は世界に大きな衝撃を与えました。民主化以降の韓国社会の変容、そして戒厳令を乗り越えようとしてきた市民の動きとは? 韓国市民社会の視点から分析し、日本への示唆を含め議論します。

10/17(金) くじ引き熟議会議は民主主義治療の
処方箋になりうるか

栗田路子 ライター/ジャーナリスト、ベルギー在住

選挙による議会制民主主義は、党や利権団体の影響が強く、市民の声を適正に反映できていません。ベルギーなどで実践されている「くじ引き」による市民直接参加の会議体は民主主義を補完しうるのでしょうか。

11/7(金) 停滞する日本のカギはジェンダーギャップ
——モヤモヤを言葉にできる社会へ

アルテシア 作家

日本で遅々として進まないジェンダー平等と性の多様性。このことが民主主義の実現を阻む大きなネックとなっています。家族、恋愛、仕事などあらゆる面に潜む「ジェンダーの呪い」からすべての人が解放されるためには?

11/21(金) 差別と排除から、共感と共存へ
——民主主義への希望を語ろう

北丸雄二 ジャーナリスト

SNSでは論破や攻撃が横行し、政治・経済の世界では単純化された思考が、人間の叡智である法や倫理を凌駕しようとしています。私たちはどこに立ち、どのような言葉で語りかけ、希望を見出しているのか。皆さんで話し合おう。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・ 修繕費 ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
2	香川県社会福祉総合センター 駐 車 場 領 収 証 精算機 #03 A 精算No.000008 発券機 #01 発券No.094329 入庫時刻 2025年 6月22日(日) 09:31 精算時刻 2025年 6月22日(日) 10:48 駐車時間 1:17 駐車料金 A料金 400円 ===== 合 計 400円 (内税10%対象額 400円) 現金領収額 400円 お預り 500円 お釣り 100円 またのご利用をお待ちしております。 公益財団法人 かがわ健康福祉機構 登録番号 T5470005001306 高松市番町1丁目10番35号 TEL 087-835-3334
備 考 欄	充当金額：400円 主催：(一社) 香川県腎臓病協議会 内容：総会参加 日時：2025年6月22日 摘要：駐車場代

- (注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第4号)

会 合 参 加 報 告 書

令和7年6月22日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	香川県腎臓病協議会総会
(2) 主催者	香川県腎臓病協議会
(3) 他の参加者	会員
(4) 日時・場所	2025年6月22日(日) 10:00~10:45 香川県社会福祉総合センター7階大会議室
(5) 会費金額	400円(駐車場代)
(6) 会合の目的	腎臓病協議会の活動の共有
(7) 会合の内容	腎臓病協議会の一年間の活動状況報告と新年度の取り組みの重点について決定するもの
(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて	腎臓病患者の今日的課題について状況を把握し、必要な政策提言に反映させることができる。
※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料(案内状、請求書等)を貼付すること。	

(参考様式第1号)

領收書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号 経 費 (※該当項目に○印)	
調査研究費・修・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費	
3	香川県社会福祉総合センター 駐 車 場 領 収 証 精算機 #02 A 精算No.000026 発券機 #01 発券No.094372 入庫時刻 2025年 6月22日(日) 12:53 精算時刻 2025年 6月22日(日) 16:13 駐車時間 3:20 駐車料金 A料金 800円 ===== 合 計 800円 (内税10%対象額 800円) 現金領収額 800円 お預り 1,000円 お釣り 200円 またのご利用をお待ちしております。 公益財団法人 かがわ健康福祉機構 登録番号 T5470005001306 高松市番町1丁目10番35号 TEL 087-835-3334
備考欄	充当金額：800円 主催：香川県ソーシャルワーカー協会 内容：研修 日時：2025年6月22日 摘要：駐車場代

- (注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないようにに り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年6月22日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	香川県ソーシャルワーカー協会研修会
(2) 主催者	香川県ソーシャルワーカー協会
(3) 他の参加者	会員
(4) 日時・場所	2025年6月22日(日) 13:00~16:00 香川県社会福祉総合センター7階中会議室
(5) 会費金額	800円(駐車場代)
(6) 会合の目的	就労支援事業所の現状と課題をしり、活路を切り開ける方向性を見出す
(7) 会合の内容	「知ることは、障がい無くす～共生社会の実現のために～」を演題に岡山県で(株)ありがとうファーム代表取締役を務める木庭康輔氏から、法改正の下で就労支援事業所存続の危機の中で、どのような発想と努力で乗り切ろうとしているか、実情に即した話だった。
(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて	就労支援事業所に対する国の締め付けが障がい者の雇用環境を厳しくしている状況がわかり、その改善に向け動いていかなければならないことを理解することができた。
※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料(案内状、請求書等)を貼付すること。	

消えゆく就労支援事業所の挑戦と未来

2025(令和7)年

6月22日(日)

12:30受付開始

13:00～16:00

第1部 講演会

『**知ることは、障がいを無くす[®]～共生社会実現のために～**』

講師：木庭 康輔 氏 (株)ありがとうファーム 代表取締役

昭和63年生まれ。29歳の時入社、31歳で代表取締役就任。

設立から11年、先代の父の思いを継ぎ、ビジネスと福祉を両輪に仲間と走り続ける木庭代表。

全国でも新しい取り組みを実現しながら共生の輪を広げつつある。

総務省、おかやまSDGsアワードなど数多くの受賞や、大原美術館との連携協定など、

街に溶け込み、企業とコラボする新しい形で福祉の未来を創ろうとしている。

理念は「生き生きと堂々と、人生を生きる。」

就労継続支援A型、B型、障がい者グループホームを運営する多機能型事業所。



第2部 白熱トークバトル 消えゆく就労支援事業所！

事業継続させるための努力と当事者の想い

ソーシャルワーカーとして、
働く全ての人に聴いてほしい。

社会の仕組みを敏感に察知し、

「社会のために、だれかのためになれる！」

気持ちを新たに、つながる時間。

登壇事業所「ありがとうファーム」「ほまれの家 丸亀」「リール」

3つの事業所の当事者と支援者が一つのテーマに基づいて赤裸々トークショー！

会場 香川県社会福祉総合センター 7階第一中会議室

高松市番町1-10-35

対象 香川県ソーシャルワーカー協会会員、
その他関心のある人

申込方法

研修・懇親会は下記の申込フォームか
裏面申込書をFAX 087-861-2664にて
お申込みください。

参加費 会員・学生 無料
一般参加 500円



主催：香川県ソーシャルワーカー協会

共催：香川県相談支援専門員協会 後援：特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会

【お問合せ先(事務局)】

香川県ソーシャルワーカー協会

高松市番町1-10-35香川県社会福祉総合センター5階

087-861-0546 (香川県社会福祉協議会 総務企画課内)

香川県ソーシャルワーカー協会2025(令和7)年度総会時研修 「消えゆく就労支援事業所の挑戦と未来」参加申込書

(フリガナ) 氏名	
所属 (無記名でも可)	
連絡先	研修当日に連絡のとれる番号をご記入ください
香川県ソーシャルワーカー協会 会員・非会員	該当する方を○をつけてください 会員 ・ 非会員
懇親会の参加	する ・ しない
情報保障の希望内容	

申込：2025(令和7)年6月15日(月)

※研修参加にあたり情報保障(パソコン要約筆記、座席場所の指定、誘導等)の必要な方は、参加申込用紙書に具体的な支援希望内容をご記入いただくか、可能な方法で6月9日(月)までに直接事務局までご連絡ください。

※定員を超え、参加いただけない場合のみ連絡いたします。

※FAXの他、WEBでもお申込できます。その場合は表面のQRコードからお申込みください。

※ご記入いただいた個人情報は、適正に管理して本研修開催以外の目的には使用しません。

懇親会について

MIKAYLA

参加費：1人 6,000円(税込)

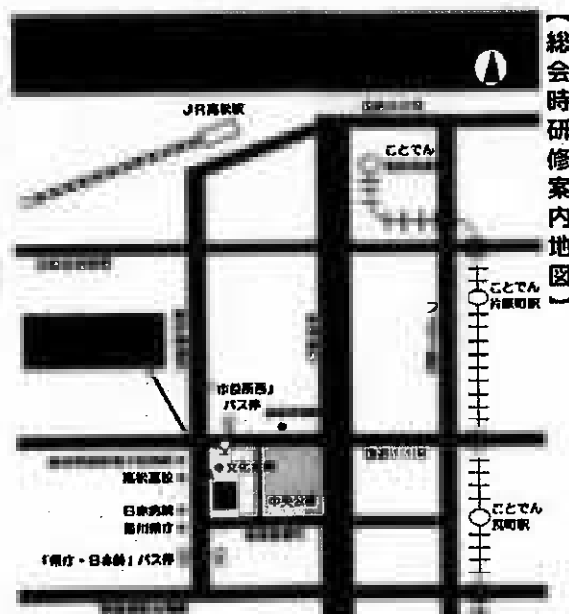
時間：18:00～

場所：レストランミケイラ

高松市サンポート8-40

<https://www.mikayla.jp/>

香川県ソーシャルワーカー協会の
WEBサイトへGOOOO！



【総会時研修案内地図】

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・ 修 ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費																										
4 5	フェミニスト議員連盟 サマーセミナー2025in香川 領 収 書 様 7,000円 但 サマーセミナー2025in香川参加費として 2025年8月7日 フェミニスト議員連盟サマーセミナーin香川実行委員会 香川県高松市西内町7-25 香川県玉藻町駐車場 TEL 087-851-3090 領収書正 <table><tr><td>精算機 #06</td><td>A 精算No.000076</td></tr><tr><td>発券機 #02</td><td>発券No.042749</td></tr><tr><td>入庫時刻</td><td>2025年 8月 7日(木) 13:01</td></tr><tr><td>精算時刻</td><td>2025年 8月 7日(木) 17:13</td></tr><tr><td>駐車時間</td><td>4:12</td></tr><tr><td>駐車料金</td><td>B料金 1,100円</td></tr><tr><td>今回加算料数</td><td>55P</td></tr><tr><td>残料数</td><td>55P</td></tr><tr><td colspan="2">=====</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>現金領収額</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>お預り</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>お釣り</td><td>900円</td></tr></table> またのご利用をお待ちしております。 駐車料金は内税10%対象額です。 香川県駐車場事業特別会計 登録番号 T5800020005455	精算機 #06	A 精算No.000076	発券機 #02	発券No.042749	入庫時刻	2025年 8月 7日(木) 13:01	精算時刻	2025年 8月 7日(木) 17:13	駐車時間	4:12	駐車料金	B料金 1,100円	今回加算料数	55P	残料数	55P	=====		合 計	1,100円	現金領収額	1,100円	お預り	2,000円	お釣り	900円
精算機 #06	A 精算No.000076																										
発券機 #02	発券No.042749																										
入庫時刻	2025年 8月 7日(木) 13:01																										
精算時刻	2025年 8月 7日(木) 17:13																										
駐車時間	4:12																										
駐車料金	B料金 1,100円																										
今回加算料数	55P																										
残料数	55P																										
=====																											
合 計	1,100円																										
現金領収額	1,100円																										
お預り	2,000円																										
お釣り	900円																										
備 考 欄	充当金額：8,100円 主催：フェミニスト議員連盟 内容：サマーセミナー2025 イン香川 研修 日時：2025年8月7日 摘要：参加費7,000円+駐車場代1,100円																										

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第4号)

会 合 参 加 報 告 書

令和7年8月7日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	フェミニスト議員連盟サマーセミナー2025 in香川
(2) 主催者	全国フェミニスト議員連盟
(3) 他の参加者	会員、希望者
(4) 日時・場所	2025年8月7日(木) 13:30～8日(金) 11:30 レグザムホール
(5) 会費金額	参加費7,000円 駐車場代1,100円
(6) 会合の目的	フェミニズムに根付いた政治と、市民の活動をサポートする運動を広げる
(7) 会合の内容	7日(木)13:30～14:45 基調講演「情報の海で迷わないために～多 様性とメディアリテラシーの接点～」高橋純子さん(朝日新聞編 集委員) 15:00～16:45 パネルディスカッション 「議員活動と メディア」村上さと子さん(福岡県北九州市議会議員) 佐々木き えさん(大阪府河南町議会議員) 高橋純子さん(朝日新聞編集委 員) 8日(金)9:30～11:30 分科会 ①女たちが語る阪神・淡路大震災 (ウィメンズ・ネットこうべ正井禮子さん) ②選択的夫婦別姓と 同性婚(弁護士佐藤倫子さん) ③いま求められる子どもの支援 (前丸亀市長、NPO オアシス丸亀理事長梶正治さん)
(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて	女性に対する攻撃の実情を知ることができ、性差別解消に向けた運動の必要性を理解 することができた。
※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料(案内状、請求書等)を貼付すること。	

全国フェミニスト議員連盟

香川2025
高松市男女共同参画センター（旧市立図書館）

サマーセミナー2025 in 香川

多様性がつなぐ未来 ～分断を越えるわたしたちのチカラ～

2025年8月7日（木）、8日（金）

7日（木）

13:30～ 基調講演

高橋 純子さん

（朝日新聞編集委員・論説委員）



情報の海で迷わないために
～多様性とメディアリテラシーの接点～

15:00～ パネルディスカッション

村上 さと子さん（北九州市議会議員）

佐々木 きえさん（河南町議会議員）

議員活動とメディア

（高橋さんも交えたディスカッション）

18:00～ 懇談会 / 拡大幹事会

8日（金）

9:30～11:30 分科会

①女たちが語る阪神・淡路大震災
（ウイメンズ・ネットこうべ 正井 禮子さん）

②選択的夫婦別姓と同性婚
（弁護士 佐藤 倫子さん）

③いま求められる子どもの支援
（前丸亀市長、NPOオアシス丸亀理事長
梶 正治さん）

午後 オプショナルツアー

香川県三豊市の取組視察（先着10名）

バイオマス資源化センターみとよ

（18時頃高松着予定）

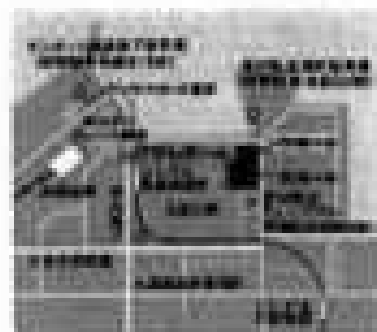
会場

レグザムホール（香川県高松市玉藻町9-10）

各方面からJR利用、終点高松駅下車で徒歩8分

各方面から高速バス利用、終点高松駅下車徒歩8分

※受付は小ホール棟4階の大会議室前でお願いします。



参加費

会員5,000円／非会員7,000円／一般1,000円／学生無料（当日支払い）

オプショナルツアー参加者は高松駅⇄高松港駅の往復電車代、資料代1000円が必要です。

申込み

QRコードを読み取ってフォームよりお申込みください

☞ <https://x.gd/uwzgo>

（7月25日締め切り）



※セミナー開催日は高松市内国庫出張所の集合場所です。お申し込みの際に予約をお願いします。
※会場が当初お知らせしていた「生涯学習センターまなびCAN」から変更になっています。

A F I E R

主催：全国フェミニスト議員連盟サマーセミナー2025in香川 実行委員会

高松市男女共同参画センター

お問い合わせ fem.summer2025.kagawa@outlook.jp / 090-3788-4743（携帯）

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																																
	調査研究費・ ☒ 修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																																
6	ご利用明細票 <table border="1"><tr><td>お取扱日</td><td>店 番</td><td>お取引内容</td></tr><tr><td>07-08-1863002</td><td></td><td>カード 電信振</td></tr><tr><td>記 号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>*****</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取扱番号</td><td>お取</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>5,000</td></tr><tr><td></td><td>残</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>受取人</td><td>インセイ</td><td>ン</td></tr><tr><td></td><td>ョウホウセンター</td><td>ニシトミト</td></tr><tr><td>料金</td><td></td><td>*100円</td></tr><tr><td>依頼人名:</td><td>マイタ</td><td>ハルヒコ</td></tr><tr><td colspan="3">J P B A N K カード入会特典!</td></tr><tr><td colspan="3">大1.5万円キャッシュバック!</td></tr><tr><td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。</td></tr><tr><td colspan="3">ゆうちょ銀行</td></tr></table>	お取扱日	店 番	お取引内容	07-08-1863002		カード 電信振	記 号			*****			取扱番号	お取				5,000		残					受取人	インセイ	ン		ョウホウセンター	ニシトミト	料金		*100円	依頼人名:	マイタ	ハルヒコ	J P B A N K カード入会特典!			大1.5万円キャッシュバック!			ご利用いただきましてありがとうございました。			ゆうちょ銀行		
お取扱日	店 番	お取引内容																																															
07-08-1863002		カード 電信振																																															
記 号																																																	

取扱番号	お取																																																
		5,000																																															
	残																																																
受取人	インセイ	ン																																															
	ョウホウセンター	ニシトミト																																															
料金		*100円																																															
依頼人名:	マイタ	ハルヒコ																																															
J P B A N K カード入会特典!																																																	
大1.5万円キャッシュバック!																																																	
ご利用いただきましてありがとうございました。																																																	
ゆうちょ銀行																																																	
備 考 欄	充当金額：オンライン参加費5,000円 主催：自治体議員政策情報センター虹とみどり 内容：第17回全国政策研究集会イン大阪吹田 日時：2025年8月20日・21日 摘要：参加費																																																

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年8月21日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	第17回全国政策研究集会イン大阪吹田
(2) 主催者	自治体議員政策情報センター虹とみどり
(3) 他の参加者	地方議員
(4) 日時・場所	2025年8月20日(水)13:00~21日(木)11:40 自宅にてオンライン参加
(5) 会費金額	参加費5,000円
(6) 会合の目的	地方自治の再生のためのポイントを学ぶため
(7) 会合の内容	8月20日(水)13:00~13:10 挨拶 上原公子さん(自治体議員政策情報センター長、元国立市長) 13:10~14:40 基調講演 選挙とメディア 江川紹子さん(ジャーナリスト) SNS上などで氾濫する虚偽情報が世界の政治を動かす時代、事実かどうかをチェックするメディアの役割がますます重要になってくると江川さんが問題提起。自治の柱としての選挙が揺らぐ危険性を指摘。その提起をもとに兵庫県知事選挙、民主主義の原点としての地方自治を論じた。 14:50~16:20 基調講演 デモクラシーと地方自治~自治の必要性を再考する~ 坂本治也さん(関西大学法学部教授) いま日本の地方自治は空洞化しつつあるとの認識のもと、地方選挙における投票率の低下、小さな自治体では地方議員の成り手も不足。財政難と人員削減の中で地方公務員も困難な状況。市民が自治を積極的に担おうとする気概もない。そうした中、改めて「なぜ地方自治は必要なのか」を政治学の観点から指摘。 16:40~18:30 分科会I わかりあえないことから始める政治対話

第17回

全国政策研究集会

2025

IN 大阪吹田

今こそ
何度も自治を問う

8/20 水曜日 8/21 木曜日



吹田市文化会館メシアター

選挙とメディア

江川紹子さん (ジャーナリスト)

デモクラシーと地方自治～自治の必要性を再考する～

坂本治也さん (関西大学法学部教授)



1 | わかりあえないことから始める政治対話

コーディネーター 杉岡秀紀さん (福知山公立大学地域経営学部准教授 自治体学会理事)
大学生などユース世代



2 | 暮らしと政治をつなぐ市民活動～市民自治を問う～

活動報告 長谷川美津代さん (吹田傾聴ほほえみ)
田村幸大さん (NPO法人なごみ事務局長 西宮市生涯学習・地域づくりコーディネーター)
コメンテーター 坂本治也さん (関西大学法学部教授)



3 | 大阪万博の現状 自治体の責任を問う

西谷文和さん (ジャーナリスト)
野々上愛さん (大阪府議会議員)



4 | 子どもの日常から考える「子どもの権利」

吉岡洋子さん (関西大学社会学部教授)
水木千代美さん (NPO法人COCONI代表)

主催/全国政策研究集会2025in吹田実行委員会

共催/自治体議員政策情報センター 虹とみどり 平和・立憲・人権をつなぐ全国自治体議員会議



会場 吹田市文化会館メシアター

<https://maytheater.jp/access/>

〒564-0041 大阪府吹田市泉町2-29-1

Tel 06-6380-2221 FAX 06-6330-7230

soumu@maytheater.jp



参加費(1日でも2日でも)

- 政策情報センター会員議員 ——— 5,000円
- 会員議員(区市議・都道府県議) —10,000円
- 首長 ————— 5,000円(協賛費)
- 小規模自治体議員(5万人以下) ——— 3,000円
- 町村議(会員、非会員問わず) ——— 3,000円
- 一般 ————— 1,000円
- 学生 ————— 無料

※オンラインの場合も参加費は同じです。

申し込み方法

右QRコードから
お申し込みください。



参加申込み
締切り
7月末

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_jg0SKNeeQ0-Kpi8hEMRSrQ

オンラインは当日まで
お申し込みいただけます。

参加のお申し込み、お問い合わせは



自治体議員政策情報センター

虹とみどり

<http://www.greens.gr.jp/jouhou/index.html>

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田ビル2F

自治体議員政策情報センター・虹とみどり

電話 086-244-7723 Fax 086-244-7724

jichitaigiinjouhou@gmail.com

8/20 水
日 受付 12:30～

挨拶

13:00～13:10

上原公子さん(自治体議員政策情報センター長、元国立市長)



上原公子

基調講演

選挙とメディア
13:10～14:40

江川紹子さん(ジャーナリスト)

SNSなどで氾濫する虚偽情報が世界の政治を動かす時代こそ、事実かどうかをチェックするメディアの役割がますます重要になってくる、と江川さんは問題提起をしています。自治の柱としての選挙が揺らぐ危険性を指摘。その提起をもとに兵庫県知事選挙、民主主義の原点としての地方自治を論じます。



江川 子

基調講演

デモクラシーと地方自治～自治の必要性を再考する～
14:50～16:20

坂本治也さん(関西大学法学部教授)

いま日本の地方自治は空洞化しつつあります。地方選挙における投票率は低下し、小さな自治体では地方議員の成り手も不足しがちです。財政難と人員削減の中で地方公務員も困難な状況です。市民が自治を積極的に担おうとする気概も見られません。そうした中、改めて「なぜ地方自治は必要なのか」を政治学の観点から考えていきます。



坂本治也

1

分科会

16:40～18:30

わかりあえないことから始める政治対話

コーディネーター 杉岡秀紀さん(福知山公立大学地域経営学部准教授 自治体学会理事)
大学生などユース世代

分断や息苦しさを感ずる社会では、ユース世代にとって政治はタブー視され、気軽に話せません。議会議員は多様な考えを持つ中で、対話や議論ができているのでしょうか？そのことは市民やユース世代に伝わっているのでしょうか？ユース世代から対話の方法を提案し、実践する場を提供します。対立ばかりの議会ではなく、対話から生まれる民主主義を実践し、ユース世代が政治をもっと気軽に語れる社会を目指します。



杉岡秀紀



ユース世代の代表者

2

分科会

16:40～18:30

くらしと政治をつなぐ市民活動～市民自治を問う～

活動報告 長谷川美津代さん(吹田傾聴ほほえみ)
田村幸大さん(NPO法人なごみ事務局 西宮市生涯学習・地域づくりコーディネーター)
コメンテーター 坂本治也さん(関西大学法学部教授)

団塊世代が75歳以上になり超高齢社会に突入する「2025年問題」。西宮市にて約11年前から地域の居場所「まちcafeなごみ」を運営し、行政・大学との連携を深めておられる田村さんと吹田市にて「主婦だからこそ社会に関わっていくために！」と約30年前から市民活動をされている長谷川さんのお話を伺い、私たちはどう政治と関わるのか、共に考えます。



長谷川 美津代



田村幸大

交流会

19:00～21:00 メイシアター三階レセプションホールにて
交流会

第17回全国研究会は、巨額の税金を投じ実施の是非を問われてきた大阪・関西万博の真ただ中、1970年日本初の万博開催地、吹田市にて開催します。

私たちは2000年の地方分権一括法以来、市民自治を基盤とした地方自治を追求し、全国各地で開催してきました。現在、兵庫県知事選挙をめぐる事実と流布される言説との混乱、国の特例的指示権が可能となる地方自治法改正といった状況があります。

選挙における民主主義とは何か、公共とは何か、地方自治とは何か、を改めて真正面に据えて開催します。

8/21 木曜日 受付 9:10~9:20

3
分科会

9:20~11:10

「大阪万博の現状 自治体の責任を問う」

西谷文和さん (ジャーナリスト)
野々上愛さん (大阪府議会議員)

今回の研究会会場である吹田市は、1970年の万博の地であり、その跡地として日本庭園や民族博物館などがある一方、現在アリーナ建設なども進められています。

今年4月13日から10月13日までは、ごみ最終処理場として埋め立てた人口島「夢洲」にて大阪・関西万博が開催され、その横ではカジノを含むIR(統合型リゾート)の工事が進んでいます。工事中のガス爆発や災害時には途絶が予想される会場アクセス、来場者数稼ぎのための学校遠足動員など、問題山積の大阪・関西万博の開催状況と自治体の責任、そして大型開発と繋がる現状を問います。



西谷文和



野々上愛

4
分科会

9:20~11:10

子どもの日常から考える「子どもの権利」

吉岡洋子さん (関西大学社会学部教授)
水木千代美さん (NPO法人COCONI代表)

2023年度から施行されたこども基本法で、子どもの権利の観点が子ども関連施策の基盤であると明記されたが、実際には何をどうすればよいのか各地で模索が始まっています。

本分科会では、まず「子どもの権利、そして子どもの声を聴くとは」について講義を行い、その上で実践例を紹介し、最後に参加者との質疑から目指す社会の在り方を展望します。



吉岡洋子



水木千代美

め
の
云

11:20~11:40

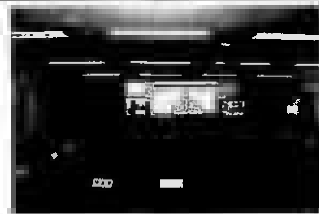
まよめの全体会

オプションツアー

8/21 木曜日

万博記念公園 吹田市危機管理センター

集合 12:50 メイシアターロビー 解散 17:30 万博記念公園



1970年日本万国博覧会は、77カ国の参加のもと約6400万人を超える入場者により好評のうちにその幕を閉じました。

開催から約半世紀経過してもなお公園内に建つ太陽の塔は現代においても見劣りせず長きに渡りその場で歴史を見守ってきた姿は圧巻です。そんな太陽の塔も存続の危機の中多くの寄付のもと復活を成し遂げました。

都市部にありながら広大な敷地を持つ万博公園は昔の面影を残しつつ今もなお憩いの公園として多くの人たちに愛されて続けています。

未来の私たちに引き継がれた吹田の万博公園をぜひ体験してください。

また同時に訪問する吹田市危機管理センター(EMC)は、いつ発生してもおかしくない大規模災害に対応するため、大型のマルチモニター等による迅速な情報の収集・整理が可能な「有事」に対応する災害対応機能の「ワンフロア化」・「常設化」を実現した施設です。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																																
	調査研究費・ 修 ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																																
7	ご利用明細 本日は「II ヤッ コーヒス」をご利用いただき ありがとうございました。 <table border="1"><thead><tr><th>年月日</th><th>取扱店</th><th>機番</th><th>お取引</th></tr></thead><tbody><tr><td>070918</td><td>0272003</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受付通番</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>187</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>万</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>*1,000 (硬貨枚数)</td></tr><tr><td>時 刻</td><td>明細番号</td><td colspan="2">おつり</td></tr><tr><td>09 30分</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>手数料</td><td>残 高</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>*385</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">お振込先</td></tr><tr><td colspan="4">ご 案 お受 入 セ コソラウ・セイカツサ イクンモンターイタイサクキヨウキカイ 様 内 依頼人 マイタ ハルヒコ 様 0877-85-8782</td></tr></tbody></table>	年月日	取扱店	機番	お取引	070918	0272003			受付通番				187				万							*1,000 (硬貨枚数)	時 刻	明細番号	おつり		09 30分				手数料	残 高			*385				お振込先				ご 案 お受 入 セ コソラウ・セイカツサ イクンモンターイタイサクキヨウキカイ 様 内 依頼人 マイタ ハルヒコ 様 0877-85-8782			
年月日	取扱店	機番	お取引																																														
070918	0272003																																																
受付通番																																																	
187																																																	
万																																																	
			*1,000 (硬貨枚数)																																														
時 刻	明細番号	おつり																																															
09 30分																																																	
手数料	残 高																																																
*385																																																	
お振込先																																																	
ご 案 お受 入 セ コソラウ・セイカツサ イクンモンターイタイサクキヨウキカイ 様 内 依頼人 マイタ ハルヒコ 様 0877-85-8782																																																	
備 考 欄	充当金額 1,000円 主催：第31回命とくらしを守る Zoom 学習会 内容：自殺対策と生活困窮者支援の連携について 日時：2025年9月27日(土) 10:30~12:00 摘要：オンライン参加費																																																

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年9月27日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	第31回命とくらしを守るZoom学習会
(2) 主催者	全国クレ・サラ生活再建問題対策協議会
(3) 他の参加者	生活困窮者支援にかかわりを持つもの
(4) 日時・場所	2025年9月27日(土) 10:30~12:00 自宅にてオンライン参加
(5) 会費金額	参加費1,000円
(6) 会合の目的	生活困窮のなかで自殺をはかるケースから生活困窮者支援のあり方を学ぶ
(7) 会合の内容	一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク幹事、生水裕美氏を講師に、経済・生活問題が原因・動機の自殺者が多数占める状況下で、関係機関がどのように連携して支援していくかを一緒に考えるもの。
(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて	生活困窮者に寄り添うことの難しさを改めて知ると同時に、それに対するスキルを持った人材の養成の必要性を痛感。自殺予防の政策展開に提言してまいりたい。
※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料(案内状、請求書等)を貼付すること。	

第31回 いのちとくらしを守るZoom学習会

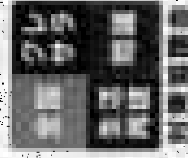
振込先／京都銀行 尼崎支店 普通30994 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会



申込は →

講師 生水裕美 氏
一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事

令和6年の自殺者数は20,320人で、その内、経済・生活問題が原因・動機としてあげられた者は延べ5,092件に及んでいます。この経済・生活問題に対して、関係機関がどのように連携し支援にかかわっていただくが必要なのかを皆さんと一緒に考えたいと思います。



(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・ 修 ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
8	(株) 穴映ハウジングサービス 番町第16 税率10% T5470001000435 《領収書》 [NO. 16] 25年09月26日13:12 -- 09月26日15:38 駐車料金 600円 合計 600円 お預り 600円 お釣 0円 NO.067622
備 考 欄	充当金額：600円 主催：中四国農政局 内容：環境にやさしい農業 研修 日時：2025年9月26日 摘要：駐車場代

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年9月26日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	環境にやさしい農業推進セミナー
(2) 主催者	香川県、中国四国農政局香川県拠点
(3) 他の参加者	農家、有機農業に関心のある者
(4) 日時・場所	2025年9月26日(金) 13:30~16:00 高松商工会議所2階大ホール
(5) 会費金額	駐車料金600円
(6) 会合の目的	農林水産省では、令和3年5月に公表した「みどりの食料システム戦略」において、有機農業の取組面積の拡大を掲げている。環境にやさしい農産物の生産を拡大していくためには、消費者の購買意欲の向上及び購買機会の拡大により需要を増加し、生産現場への好循環を生み出すことが重要で、消費者のみならず流通段階で販売事業者も大切な役割を果たす。セミナーでは、生産、流通、販売及び購入の各段階における課題や事例について情報提供や意見交換を行い、関係者の理解や関心を高め、今後、香川県内の有機農業などの環境にやさしい農業への取組拡大や、環境にやさしい農産物の消費拡大を目指すのに必要なことを学ぶ。
(7) 会合の内容	(1)情報提供 「香川県みどりの食料システム基本計画に基づく『みどり認定』について」香川県農政水産部農政課 主任 藤田大輝 (2)基調講演 「なぜ、気候変動で有機農業が大切なのか？」 講師 日本有機農業研究会 理事 吉田太郎氏 (3)パネルディスカッション【テーマ】環境にやさしい農産物を消費者に届ける!! 販路開拓の方法について【コーディネーター】(株)TEAM MY Media 代表取締役 木戸亜耶氏【パネリスト】LA RURAL ORGANIC 黒木康弘氏 よしむら農園 梅島ルミ氏 合同会社早瀬 代表社員 早瀬賢吾氏 株式会社コープ有機 統括マネージャー補佐 田中勇磨氏 (一社)香川県消費者団体連絡協

「環境にやさしい農業」 推進セミナー2025

～環境にやさしい農業への理解を広げるために私たちができること～

開催日時：令和7年9月26日（金）13：30～16：00

会場：高松商工会議所2階 大ホール

参加費：無料 定員：100名

主催：香川県、中国四国農政局香川県拠点

◆情報提供 13：45～13：55

香川県農政水産部農政課「香川県みどりの食料システム基本計画に基づく『みどり認定』について」

〔基調講演 14：00～14：50 「なぜ、気候変動で有機農業が大切なのか？」

日本有機農業研究会 理事

吉田 太郎 氏

長野県庁職員として農業大学校勤務のほか、有機農業推進担当職員として有機農業の普及啓発に従事した。定年退職後はフリージャーナリストとして活動。主な著作として『タネと内臓』『土が変わるとお糧も変わる』『シン・オーガニック』等がある。



◆パネルディスカッション 15：00～16：00

環境にやさしい農産物を消費に！販路開拓の方法について

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



コーディネーター

生産者

生産者



フリーアナウンサー
木戸 香那 氏



サステナブルオーガニック
星木 豊弘 氏



フリーアナウンサー
西島 裕三 氏

コンサルタント

販売

消費者



高松市農産物
中嶋 賢也 氏



株式会社フーズファクトリー
田中 直樹 氏



香川県農業大学校
長町 幸子 氏

参加申込

申込期間
9月19日

以下のQRコードを
お申し込みください。



下記までの申し込みは無料です。

環境にやさしい栽培方法で生産された農産物の展示

パネリストの紹介

TEAM MY Media 代表取締役 木戸 亜耶 氏

初代さぬき讃フルーツ大使を務め、現在は株式会社TEAM MY Mediaの代表取締役としてさまざまな現場の素晴らしさを、言葉と映像で伝えている。



株式会社コープ有機 統括マネージャー補佐 田中 勇磨 氏

有機農産物等を中心とした青果の仕入れ・販売の統括業務に携わり、安定供給体制の構築、品質基準の策定等、安心・安全な農産物を届ける業務全般を担っている。



ラルラルオーガニック 黒木 康弘 氏

よしむら農園で2年間の研修後、2017年まんのう町で就農。有機農業で米と様々な野菜を栽培し、地元を中心に県内外のレストランや個人等を販路として出荷を行っている。



合同会社早瀬 代表社員 早瀬 賢吾 氏

地元のみえるらべる認定商品やエコファーマーの生産した農産物をスーパーの産直などで販売するための企画・取りまとめを行う。マルナカ上林店等



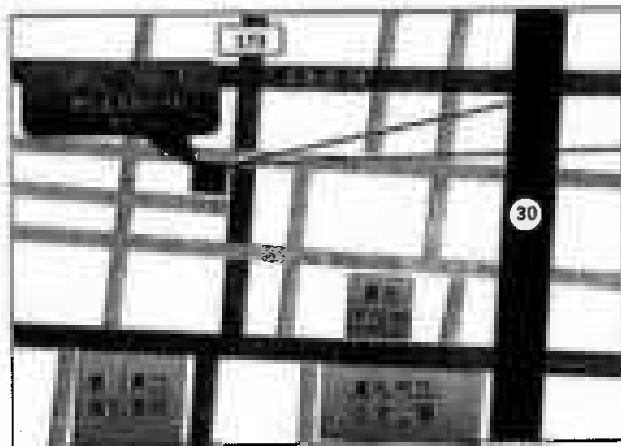
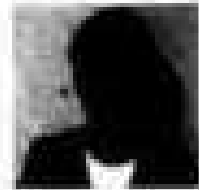
よしむら農園 梅島 ルミ 氏

香川県有数の有機栽培農家よしむら農園の従業員として栽培管理の采配を行う。よしむら農園は有機農業事業者であり、環境保全型農業直接支払支援事業にも取組む。



香川県消費者団体連絡協議会 会長 長町 孝子 氏

安全で豊かな消費生活の創造を目標として消費者支援活動に取り組む。同協議会は消費者団体と消費生活関係の有資格者等で構成される。



◇会場には駐車場がありません。
公共交通機関又は近隣の駐車場をご利用ください。

FAXでのお申込み

香川県農業経営課 環境・植物防疫グループあて
FAX: 087-806-0203

住所	市・町	電話	() -
氏名	(ふりがな)	業種:	☐ 消費者 ☐ 流通業者 ☐ 生産者 ☐ 行政 ☐ その他

お問い合わせ先

香川県農業経営課 環境・植物防疫G TEL: 087-832-3411 (担当: 十川・津田)
中国四国農政局 香川県拠点 TEL: 087-883-6502 (担当: 野村・柳原)

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年9月27日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	新しい教育のあり方を考える集い 2025
(2) 主催者	フリースクール「ヒューマンハーバー」
(3) 他の参加者	不登校、子育てに悩む方々とその支援者
(4) 日時・場所	2025年9月27日(土) 14:00～16:00 香川県社会福祉総合センター7階第1中会議室
(5) 会費金額	参加費1,000円 駐車料金500円
(6) 会合の目的	「子育てはいつからでもやり直せる」～今日からできる、親と子の新しい一歩～と題して、特定非営利活動法人「福祉広場」理事長の池添素氏から、数々の相談に対して向き合ってきた中で得られた処方箋のお話をいただいたのち、意見交換がなされた。 もっと早く気がついていれば・・・と、子育てに悩む親御さんは多いかもしれない。子育てには成長に伴ってさまざまな喜びや不安が生じるもの。しかし、子どもが何歳からでも子育てのやり直しができ、親と子が心を通わせる瞬間を作ることが出来る。不安が喜びに代わり、喜びが次なるステップの弾みになっていくために・・・子育て支援の専門家として、数々の講演会やワークショップを通して家族を支援し、子どもの心を育む親子のコミュニケーション術には定評がある池添氏の言葉から、子どもの心に届く「声かけ」のコツ、親自身の成長が子どもに与える影響、子育ての「失敗」から学ぶことの大切さ、家族で取り組める簡単なコミュニケーション方法など学ぶ。
(7) 会合の内容	14:00～15:30 池添素氏講演 15:30～16:00 フロアとの意見交換
(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて	

子どもには成長する力がある。それを信じて待つことの大切さを学んだ。行政施策の中で、どれだけ待つことができているか、考えさせられた。現行の対処法の見直しに必要な視点を学ぶことができた。

※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料（案内状、請求書等）を貼付すること。

新しい教育のあり方を考えるつどい2025

池添素講演会

「子育てはいつからでもやり直せる」

～今日からできる、親と子の新しい一歩～

もっと早く気がついていれば・・・と、子育てに悩む親御さんは多いかもしれません。

子育てには成長に伴ってさまざまな喜びや不安が生じるものです。

しかし、子どもが何歳からでも子育てのやり直しができ、親と子が心を通わせる瞬間を作ることが出来ます。

不安が喜びに代わり、喜びが次なるステップの弾みになっていくために・・・

子育て支援の専門家として、数々の講演会やワークショップを通して家族を支援し、子どもの心を育む親子のコミュニケーション術には定評があります。

子どもの心に届く「声かけ」のコツ、親自身の成長が子どもに与える影響、子育ての「失敗」から学ぶことの大切さ、家族で取り組める簡単なコミュニケーション方法など、今回の講演会でもこのような具体的なお話をお聞きする機会になりそうです。

親御さん達は、いつでも子どもとの関係を改善し、より良い未来を築くことが出来ます。

正解のない子育てについての講演会に参加して、今日からできることを実践してみませんか？

親も子ども笑顔になれる新しいスタートを一緒に見つけましょう。

お知り合いにもお声掛けいただき、みなさまのご参加を心よりお待ちしております。



2025 年 9 月 27 日(土) 14:00～16:00(13:30 受付開始)

香川県社会福祉総合センター 7F 第一中会議室 (高松市番町 1-10-35)

■プログラム: 14:00～15:30 池添素氏講演

15:30～16:00 フロアとの意見交換

■加 費: 大人: 前売 1,000 円 (当日 1,500 円) 高・大学生: 前売 900 円 (当日 1,100 円)
小・中学生: 前売 800 円 (当日 1,000 円)

■定 員: 80 名(先着順)

■売は郵便振替・銀行振込をご利用ください。

口座名義: ヒューマン・ハーバー

【ゆうちょ】記号番号・01670-2-23541

【銀行振込】ゆうちょ銀行(9900) 一六九店(169) 当座・0023541

最終振込日 9 月 22 日以降は電話で確認後、お振込をお願いします。(TEL: 090-7623-6496)

■主催 フリースクール「ヒューマン・ハーバー」■

〒761-8064 香川県高松市上之町 3-3-7 電話: 090-7623-6496

<https://fshh.jp/> E-mail: free-school-human-harbor@hotmail.com

共催: NPO 法人フリースクール全国ネットワーク/NPO 法人四国ブロックフリースクール研究会
後援: 朝日新聞高松総局/RSK 山陽放送/RNC 西日本放送/NPO 法人全国不登校新聞社/NPO 法人わははネット/FM 香川/
OHK 岡山放送/香川県/香川県教育委員会/香川県 PTA 連絡協議会/KSB 瀬戸内海放送/四国新聞社/高松市/高松市教育委員会/
高松市子ども会育成連絡協議会/高松市 PTA 連絡協議会/高松リビング新聞社/TSC テレビせとうち/毎日新聞高松支局/
読売新聞高松総局 (現時点では全て予定・五十音順)

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																				
11	調査研究費・ <u>修費</u> ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																				
ご利用明細票 <table border="1"><thead><tr><th>お取扱日</th><th>店 番</th><th>お取引内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>07-09-24</td><td>3002</td><td>ト*電信振替</td></tr><tr><td>記 号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>*****</td><td></td><td></td></tr><tr><td>お取引</td><td></td><td>*4,000</td></tr><tr><td>振替</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受取人名</td><td colspan="2">-カ*ツカイ</td></tr><tr><td>料金</td><td colspan="2">*100円</td></tr><tr><td>依頼人名</td><td colspan="2">マイタ* ハルヒコ</td></tr><tr><td colspan="3">JP BANK カード入会特典! 最大1.5万円キャッシュバック!</td></tr><tr><td colspan="3">ご利用いただきましてありがとうございました。</td></tr><tr><td colspan="3">ゆうちょ銀行</td></tr></tbody></table>		お取扱日	店 番	お取引内容	07-09-24	3002	ト*電信振替	記 号			*****			お取引		*4,000	振替			受取人名	-カ*ツカイ		料金	*100円		依頼人名	マイタ* ハルヒコ		JP BANK カード入会特典! 最大1.5万円キャッシュバック!			ご利用いただきましてありがとうございました。			ゆうちょ銀行		
お取扱日	店 番	お取引内容																																			
07-09-24	3002	ト*電信振替																																			
記 号																																					

お取引		*4,000																																			
振替																																					
受取人名	-カ*ツカイ																																				
料金	*100円																																				
依頼人名	マイタ* ハルヒコ																																				
JP BANK カード入会特典! 最大1.5万円キャッシュバック!																																					
ご利用いただきましてありがとうございました。																																					
ゆうちょ銀行																																					
備 考 欄	充当金額 4,000円 主催：日本太陽エネルギー学会 内容：100%再生可能エネルギー部会講演会 日時：2025年10月7日 摘要：オンライン参加費																																				

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年10月7日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	「民間団体によるエネルギー長期シナリオを読み解く」
(2) 主催者	日本太陽エネルギー学会
(3) 他の参加者	オンライン参加者
(4) 日時・場所	2025年10月7日(火) 13:00~17:00 自宅にてオンライン視聴
(5) 会費金額	参加費4,000円
(6) 会合の目的	国の第7次エネルギー基本計画が決定されたが再エネの目標値は必ずしも高いとはいえない状況。不確実性のある将来を見通すには幅広い観点から将来像を考える必要がある。国の議論の元となった将来シナリオだけでなく、各種研究機関や民間団体も将来シナリオを提示している。そこで、民間主体の長期エネルギーシナリオに着目し、再エネの導入見通しの観点から比較することにより、長期シナリオの理解を深める機会とする。
(7) 会合の内容	13:00-13:10 開会挨拶 100%再生可能エネルギー部会長 東京農工大学 秋澤 淳 13:10-14:00 長期エネルギーシナリオで何を目指すのか ～シナリオの目的と使い方～ 東京科学大学 准教授 分山 達也 14:00-14:50 効率化と自然エネルギーを中心としたエネルギーシナリオ ～2040年までにエネルギー自給率75%を達成する～ 自然エネルギー財団 シニアマネージャー 高瀬 香絵 15:05-15:55 IGES 1.5℃ロードマップ 地球環境戦略研究機関プログラムディレクター 田村 堅太郎 15:55-16:45 グリーントランジション戦略シナリオの経済合理性 未来のためのエネルギー転換研究グループ 東北大学 教授 明日香 壽川

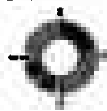
16:45-17:00 まとめ

17:00 閉会

(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて

国が掲げる再エネの実現目標が、国際的な水準にっていないことに問題意識を持っていたが、やはり実現に向けて消極的であることが今日の講演でよく理解できた。国の遅い達成目標を前提とした県目標を引き上げるための根拠を得ることができた。

※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料（案内状、請求書等）を貼付すること。



日本太陽エネルギー学会

JAPAN SOLAR ENERGY SOCIETY

メニュー

[HOME](#) > [イベント](#) > 2025/08/21 100%再生可能エネルギー部会講演会「民間団体によるエネルギー長期シナリオを読み解く」(2025年10月7日)開催のお知らせ

2025/08/21 100%再生可能エネルギー部会講演会「民間団体によるエネルギー長期シナリオを読み解く」(2025年10月7日)開催のお知らせ

国の第7次エネルギー基本計画が決定されたが再エネの目標値は必ずしも高いとはいえない状況である。不確実性のある将来を見通すには幅広い観点から将来像を考える必要がある。国の議論の元となった将来シナリオだけでなく、各種研究機関や民間団体も将来シナリオを提示している。そこで、今回は民間主体の長期エネルギーシナリオに着目し、再エネの導入見通しの観点から比較することにより、長期シナリオの理解を深める機会とする。

主催：一般社団法人日本太陽エネルギー学会 100%再生可能エネルギー部会

協賛：エネルギー・資源学会、日本エネルギー学会、再エネ熱利用促進協議会、共生エネルギー社会実装研究、自然エネルギー100%プラットフォーム

日程：2025年10月7日（火）13:00～17:00

会場：東京理科大学森戸記念館第1フォーラム オンライン併用開催

参加費：会員・協賛団体会員：4,000円、一般：6,000円、学生：1,000円

参加方法：こちらの申込サイトからお申込みください。またはこちらの参加申込書に必要事項をご記入の上、事務局までお送りください。

問合せ先：日本太陽エネルギー学会事務局 Tel:03-3376-6015 Fax: 03-3376-6720

E-mail:info@jses-solar.jp

※ご講演のVideoを後日、期間限定・参加者限定で公開いたします。当日の参加が難しい方も参加申込いただければ聴講できますのでご案内します

プログラム

13:00-13:10 開会挨拶

100%再生可能エネルギー部会長 東京農工大学 秋澤 淳

13:10-14:00 長期エネルギーシナリオで何を指すのか

～シナリオの目的と使い方～

東京科学大学 准教授 分山 達也

14:00-14:50 効率化と自然エネルギーを中心としたエネルギーシナリオ

～2040年までにエネルギー自給率75%を達成する～

自然エネルギー財団 シニアマネージャー 高瀬 香絵

14:50-15:05 休憩

15:05-15:55 IGES 1.5°Cロードマップ

地球環境戦略研究機関 プログラムディレクタ 田村 堅太郎

15:55-16:45 グリーントランジション戦略シナリオの経済合理性

未来のためのエネルギー転換研究グループ

東北大学 教授 明日香 壽川

16:45-17:00 まとめ

17:00 閉会

JSES 公式

JSES設立50周年記念事業

ソーラー
アーキテクチャー
ガイドブック

※一般社団法人日本太陽エネルギー学会

2025年 建築 環境 都市計画 分野
「太陽エネルギー利用の基礎知識」
1. 太陽エネルギー利用の基礎知識
2. 太陽エネルギー利用の応用
3. 太陽エネルギー利用の事例
4. 太陽エネルギー利用の展望
5. 太陽エネルギー利用のまとめ

太陽エネルギー利用の基礎知識

JSES監修による
「太陽エネルギー利用の基礎知識」
全10編

●お知らせ一覧

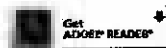
●イベント情報

●入会案内

●お問い合わせ

●事務局アクセス

※PDFを開覧できない場合は、Adobe Systems社のサイトより「Adobe Reader（無料）」を入手してご利用ください。



(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
	調査研究費・ <u>修</u> ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
12 13	領収書 米田 晴彦 様 ★ 34,000円 ただし、研修会参加費として 令和7年11月5日 全国災害ボランティア議員連 会 計 鈴木宏治 事務所 福井県越前市中印町10-14 13 領 収 書 米田晴彦 様 Receipt 領収年月日 2025.10.22 登録番号 11470001002014 金 額 33,360 (消費税等込み) 税10% 上記金額が領収されました 購入商品 JR乗車券類 (60741-7枚) 四国旅客鉄道株式会社 丸亀駅N-1発行 00742-01 印紙税申告納 付につき高松 税務署に認済
備 考 欄	充当金額 34,000円, 33,360円 主催：全国災害ボランティア議員連盟能登研修会 内容：能登地震後の普及復興の課題 日時：2025年10月4日(火)～6日(木) 摘要：参加費及びJR運賃

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第3号)

県外調査等報告書

2025年11月6日

香川県議会議長 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次の通り報告します。

(1) 経費名 調査研究費 研修費 要請陳情費・会議費

(2) 目的 地震と集中豪雨の二重の災害に見舞われた能登半島でどのような復旧復興に向けた課題があったのか、また先進的な取り組みはなかったのか。把握するため

(3) 期間及び行程 2025年11月4日(火)～11月6日(木)

(4) 報告事項 行程と報告は別紙のとおり

(注) 視察調査の面談者、研修、講演会等の講師、要請陳情の相手方の職 氏名を記載すること

能登研修会ご参加の皆様

研修のスケジュール等をお知らせいたします。

- 【4日】 12:00 金沢駅集合 バスで出発
(10分前までに集合をお願いします)
集合場所 金沢駅港口(西口)貸切バス(団体バス)乗場
(集合場所への行き方は別紙参照)
- 15:00 研修1 輪島市門前町 浦上公民館
石川県輪島市門前町浦上 8-58
説明案内 浦上公民館館長 喜田 充氏
- 17:00 浦上公民館発
- 18:30 旅館着
和倉温泉「日本の宿 のと楽」
石川県七尾市石崎町香島 1-14
- 【5日】 8:30 旅館 発
- 10:00 研修2 輪島市役所
石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
輪島市役所健康福祉部長 河崎 国幸氏
- 12:00 輪島市役所発
- 13:30 昼食後
視察1 輪島市内をバスにて見学
説明案内 奥能登広域事務組合危機管理官 佐藤 令氏
- 16:00 現地発
- 18:00 旅館着
- 【6日】 9:00 研修3 のと楽会議室にて
珠洲市防災アドバイザー 酒井 明子氏
当議連顧問 東角 操氏
- 13:30 昼食後 旅館発
- 16:00 金沢駅着予定・解散

《令和7年度研修会 講演1》

浦上公民館館長 喜田充氏

能登半島地震からかなりの時間が経ったが、地域の状況は今なお深刻。まず、公費解体について、申請はほとんど済んでいるが、道路の損壊が激しく、重機が入れず“解体したくてもできない家”がまだ相当数残っている。とはいえ輪島市全体で見れば、解体率は92%ほどまで進んだと聞いていて、少しずつ前進しているという状況。

一方、集落の実態はさらに厳しい。元々26あった集落のうち、現在、人が住んでいるのは6〜7世帯のみ。残り14集落は完全な無住地に。こうなると、従来の形で集落に人が戻る可能性は、限りなくゼロに近いだろうと感じている。今後は、公民館周辺に生活機能をまとめた“コンパクトな村づくり”を進め、集団移転を検討せざるを得ないと考えている。

さらに追いうちをかけたのが、9月21日の水害。地震後も「ここで暮らしつつげたい」と言っていた住民たちが、あの水害で「もう無理だ」と思い直し、5〜6世帯は金沢方面や他地域へ移住してしまった。住民が地域を離れる決定打になった。

道路事情も厳しい状況。国道・県道・市道・林道とあるが、国道ですらまだ凹凸が激しく、特に249号線の中屋トンネル周辺は地震と水害の二重被害で壊滅的。現在、応急復旧は進んでいるが、旧来のルート復旧は難しく、800メートルの新トンネルを掘りなおす計画が検討されている。

市道や林道はさらに深刻で、自分の集落にすら車で行けない住民もいる。本当は家を解体したいのに、そもそも現場に行けないという方が複数ある。

農地の被害も甚大。車窓からご覧になったかと思うが、田んぼに大量の泥が流れこみ、復旧作業が続いている。泥を被った田畑は作物が全滅し、畑の方々も「この状態での再開はとても難しい」と嘆いている。

この地域には約50町歩の田んぼがあるが、その8割が壊滅。特に上流側は全滅で、耕作再開のめどが立っていない。

河川の状況も厳しい。昭和34年・36年の水害、昨年の水害と、同じ川が繰り返して氾濫してきた。上流側だけで6〜7カ所が決壊し、ドローンで調査したところ、完全に使い物にならない状態。知事や国会議員にも視察してもらったが、復旧には何年かかるかわからない。

犠牲者について。1月の地震で当地では3名が亡くなった。40代女性は避難の途上で倒壊に巻きこまれ、別の方は屋根が落下して即死。もう1名は酸素吸引が必要な方で、地震による環境悪化で亡くなった。

加えて水害でも住民1名、そして中屋トンネル工事に携わっていた方1名が亡くなった。県全体で見ると、地震の直接死が228名、関連死が451名で計679名。今後さらに増える可能性があると言われている。

地震の背景について。1993年頃から能登では群発地震が始まり、2000年には門前町沖が震源となる大きな揺れがあった。2003年以降は群発が加速し、2,000回以上の地震が確認されていた。これが1月1日の大地震につながったと、学者の方が説明していた。

能登地域の地下には約 1,500 万年前の“強固な岩盤”があり、これが日本海形成と能登半島隆起の基盤になったと言われている。その岩盤が今回の巨大な地震の要因となったという説。

さて、1 月 1 日の状況。16 時 10 分頃、最初に小さな前震があり、「この程度で収まるかな」と思った矢先、すぐに大きな揺れが襲った。震度 7 の揺れというのは想像以上。震度 6 なら耐えられる家も多いが、7 ではほとんどの家が耐えられない。自分の家の周辺も、一瞬で潰れてしまった。公民館、小学校の体育館も窓がすべて割れ、シャッターは吹きとび、避難所として機能しない状態。

そこで急遽、公民館近くのビニールハウスを無断で借り、ストーブ・座布団・毛布・照明を運びこんで、臨時の避難所にした。そこに 30 名余りが泊まり、さらに車中泊の方が 20 名ほど居た。門前町や富山方面から帰れなくなった人たちも加わり、2 日間、車かビニールハウスで過ごした。

私は家を建てる際、震度 7 対応を工務店に強く求めた。地震・水害の経験からどうしても必要だと感じたから。結果、家は一部損壊で済んだ。昔ながらの“たもぎ型”の家は揺れに弱く、私の同級生も 20 年前に建てた立派な家が今回完全に倒壊してしまった。家づくりの意識も今後大きく変わると思う。

以上が、地震と水害が連続して襲った当地の実情。集落はほぼ無人化し、道路・農地・河川は壊滅的。住宅再建の見通しも立たず、人の暮らしをどう再構築するか、極めて厳しい局面にある。これまでの“元の暮らし”を取り戻すという発想より、生活拠点を集約した新しい村づくりに踏み出す覚悟が必要だと強く感じている。

《令和 7 年度研修会 講演 2》

輪島市役所健康福祉部長 河崎国幸氏

「能登半島地震における医療・福祉の現場対応と課題」について、私自身の経験を踏まえてお話ししたい。

2024 年 1 月 1 日の能登半島地震から、もうすぐ 2 年。輪島市ではようやく、年末をめどに建物解体が一段落する見こみ。2 年経ってようやく“解体が終わる”—その言葉が象徴するように、復旧の道のりは非常に長いものだった。

今回、輪島病院の事務部長として災害対応の中心に立った。輪島病院は市内唯一の病院で、救急を担う唯一の拠点。同時に人口の半分以上が高齢者という地域で、医療・福祉の要でも。

2007 年の能登地震では福祉部門を担当し、全国初の「介護・福祉避難所」の設置と運営に携わった。その後、国のガイドライン策定にも関わる。阪神淡路大震災をはじめ、いくつもの災害を経験してきたが、今回の地震は中でも群を抜いた規模だった。

■1.能登地震の特徴と地域の脆弱性

2007年の地震が震度6強、今回は震度7。数字の“1”の差は極めて大きく、建物の半壊以上が6割に達する。輪島市10万棟中6万棟が住めない—それに等しい状況。

輪島市は高齢化率50%超、旧門前町では60%超。所得も全国平均の6~7割。耐震改修が進まず、地震リスクが蓄積された地域に最大級の揺れが襲う。

避難所についても、過去の経験から「2500人分」を想定して整備していたが、実際には1万3000人が避難。想定を大きく上回った。

■ 災害発生直後の輪島病院

元旦、病院にいた。入院患者は100名。正月は慢性期患者の外泊が多く、医師も派遣元へ帰省し、人員は最小限。外来も休みで、病院は“閑散としている時期”だった。

震度7の直撃を受け、病院はライフラインを完全に喪失。

電気は非常用発電で辛うじて維持できたが、水がまったく使えない。水がなければ医療処置も入院継続もできない。輪島病院は一瞬で、災害拠点病院としての機能を失う。

結果として、病院は医療機関ではなく「救急救護所」のような存在に。BCP（事業継続計画）も想定外の被害で機能しなかった。

■ 市の復興方針と地域インフラの課題

地震から2ヵ月後、市長は「3年後には安心して住める輪島市に戻す」と宣言。私たちもその言葉を目標にし、2年を経て、ようやく解体が終わり、次は“つくりなおす”段階に入ろうとしている。

ただし、道路だけでも課題は深刻。

輪島市が通常1年にかかる市道修繕費は30億円。それに対し、今回必要と見こまれる額は3000億円。実に100年分。国道・県道・市道が複雑に入りくんだ地域特性もあり、復興は前例のない規模に。

■ 福祉避難所と災害救助法の課題

2007年の地震で福祉避難所の重要性は理解していたつもりだったが、今回ほど“弱者への影響”の大きさを痛感したことはない。

災害時の福祉分野は

「災害救助法」

「災害救助事務取扱要領」

という枠組みに沿って動くが、介護サービス・障がい福祉サービスは必ずしも十分に位置づけられていない。

要配慮者の生活支援、医療的ケア、移動手段、家族支援—いずれも制度的な“隙間”が多く、福祉避難所も量・質ともに不足。

特に能登のような高齢地域では「避難所の生活が続くと命に関わる」という方が多数いる。福祉避難所の整備、介護事業所との連携、配置基準の柔軟化など、見直すべき課題が山積。

■ 今後の復旧・復興に向けて

今回の災害は“医療と福祉の同時崩壊”。

病院は機能停止し、福祉施設も多くが被災し、在宅介護も成り立たない。地域全体で医療・介護・生活支援をどう再構築するかが、復興の核心に。

災害対応の現場を通じて、

- ・ BCPは「紙の計画」ではなく“最悪を想定した実働計画”でなければ機能しない
- ・ 医療と福祉は災害時、一体で考えなおす必要がある
- ・ 福祉避難所は地域の“生命線”であり、制度の再整備が不可欠
- ・ 過疎地・高齢化地域では、想定外を前提にした防災が求められる

これらを強く感じている。

《令和7年度研修会 講演3》

全国災害ボランティア議員連盟顧問 東角操氏

災害ボランティア議員連盟の立ちあげに関わってから、もう20年が経過。当時一緒に活動した仲間とともに「災害時にボランティアが働きやすい環境をつくる」という理念を掲げて歩んできた。20年の間には大小さまざまな災害があり、その都度、皆さんの協力を得ながら対処してきた。

議連の役割は、災害ボランティアが活動しやすい社会基盤を整えること。法整備や体制づくりを、国や自治体の議会という立場から支えていく。その積み重ねが今日に至るわけだが、まだまだ整えるべき課題は多く残っている。今回皆さんが視察した現場や聞いた話を、自分の自治体へ必ず持ち帰っていただき、次の行動につなげていただきたい。

今日は「能登半島地震」で福井県がどのように支援に入ったか、その一端を話す。

福井から七尾までは車で4時間ほど、輪島や珠洲に入ると5時間かかる。地理的にも“隣県”として、災害が起きれば真っ先に駆けつけるのは当然だという思いがあり、発災直後から支援に入ってきた。

ご存じの方も多いと思うが、今回の対応は「カウンターパート方式」という仕組みがとられた。これは、被災自治体に対して、他の都道府県や政令市が担当として張りつく方式。

輪島なら愛媛県、穴水なら別の県、といった具合。福井県は珠洲市を担当し、政令市では浜松市が珠洲のリーダー役として入った。発災2日目には福井の行政チームが珠洲入りし、私もその翌日に職員とともに現地へ向かった。

ただ、実際に入ってみると、行政同士といえども簡単ではない。受け入れ側も混乱の中、入っていく側にも災害対応に慣れていない職員が多い。国から派遣された職員が上から目線で指示を出し、現地と衝突する場面も。現場では、いくら「支援に来てやっている」と思っても、そんな態度では物事が前に進まない。むしろ邪魔に。これはボランティアも同じ。

災害支援でもっとも大事なものは“人間性”。支援する側は、相手の心を傷つけることなく寄

り添えるか。被災地の人は助けを求める立場であり、私たちが神様のように見てしまいがち。だからこそ、支援者が驕らないこと、謙虚に向きあうことが基本中の基本。

珠洲の現場で最初に私たちが着目したのは「在宅避難者」の存在。避難所は学校が中心ですが、能登は学校統廃合が進み、市街地付近の学校へ避難者が集中。結果として、山間部や集落に住む人たちは、避難所に入れず、閉鎖された旧校舎や集落センター、ビニールハウス、あるいは壊れた自宅の一部を使って避難生活を送っていた。

この在宅避難者の把握が非常に難しい。避難所には日赤や医療チーム、社協が入るが、在宅避難者は誰もフォローしていない。そこで、水や物資を持って集落を一軒一軒回り、傾聴し、体調悪化の恐れがある人がいればすぐ医療班に情報をつなぐという活動を行う。酒井明子さんから災害支援の専門家がいたので、連携しながら情報を一本化していった。

2月に入ると、瓦礫処理が本格化。そこで福井県は「災害ボランティアバス」を毎日走らせ、のべ210日間、継続的に人員を送った。珠洲市は人口減少が著しく、震災前は1万3000人ほどだったが、今では1万人を切り、ここ2年間で約40%の減少だとも言われている。高齢化率も高く、倒壊家屋も多い。市民だけでは片づけが追いつかない。外部からの支援が不可欠。

しかし、この“外部から来る支援”が、地域にとってプラスにもマイナスにもなり得ることを忘れてはならない。受け入れ側の負担を増やさないこと。支援者が気持ちよく帰るためではなく、被災者の生活再建につながる行動を続けることが重要。

最後に、今後の大災害、特に南海トラフ地震を見据え、皆さんの自治体も必ずどこかの地域とカウンターパートを組むことになる。事前に顔の見える関係をつくっておくこと。災害が起きてからつながるのでは遅い。

災害対応とは、制度でも物資でもなく「人と人の関係」がすべての基盤。能登で私たちが学んだことは、まさにそこに尽きる。

《令和7年度研修会 講演4》

珠洲市防災アドバイザー 酒井明子氏

「令和6年能登半島地震—現場から見えた課題とこれから」

福井大学をいったん退職、博士課程の教員として復帰しつつ、能登半島地震に関して複数の委員会や検討会に参加し、災害対応の分析や支援活動を続けている。

令和5年5月から七尾・珠洲を中心に現地へ通い、現在も毎週のように入りながら、個別避難計画の策定支援や住民支援に取りくんできた。

■1 災害支援の柱—「巡回」「お茶会」「コミュニティづくり」

私たちが繰り返して行ってきたのは、在宅被災者を中心とした巡回訪問。能登では、避難所に来ない・来られない方々の実態が最後まで掴みきれない。だからこそ、家々を一軒ずつ

訪ね、健康相談をし、困りごとを聞き、必要な支援につなぐ地道な活動が欠かせない。

同時に取り組んだのが「お茶会」や小規模なイベント。住民同士のつながりが地震で分断され、仮設住宅では孤立が深刻。コミュニティは災害直後からつくりなおす必要がある。各仮設団地ごとにお茶会を開き、住民同士が顔を合わせる機会をつくることで、相談のきっかけや見守りの仕組みが生まれてきた。

■2 災害関連死の分析—プロセスのどこで命が失われたのか

行政と医療・福祉の関係者が集まり、災害関連死の詳細分析を進めている。国が示す「死亡理由のカテゴリー分け」では見えてこない“プロセス”に注目し、どの段階でリスクが高まり、どこで途切れさせるべきだったかを議論している。

例えば、避難所での生活悪化、医療中断、環境変化による持病悪化、福祉サービスの途絶など、複数の要因が連鎖する。この連鎖を可視化し、同じことを繰り返さない仕組みをつくることが重要。

また、県内13の病院の看護部長が毎週集まり、地震当時の対応を詳細に振りかえっている。こうした現場主導の検証は、次の災害に必ず生きる。

■3 被害の実態—断水、住宅被害、豪雨の二次被害

奥能登では震度6強の揺れに加え、4m超の津波が襲う。さらに雨が降るたびに大規模な土砂災害の危険が続き、道路の陥没も進行。

今も深刻なのは断水の継続。特に中心部では水が出ず、生活は大きく制約。

七尾市では全壊・半壊が約7割(68.3%)にのぼり、住まい再建の相談が途切れない。半壊で残すべきか解体すべきか、高齢者だけでは判断も申請も難しく、建築士や弁護士と一緒に個別相談を続けている。

また、豪雨により浸水した住宅も増え、住まいの悩みはむしろ今がピーク。

■ 1.5次・2次避難の現実—「どこへ行くか分からない不安」

珠洲市では命を守るため、家族単位で1.5次・2次避難が行われた。しかし2次避難は「どこへ行くのか分からないままバスに乗る」という“ミステリーツアー”状態で、多くの不安を招いた。結果として約4割がキャンセル。

透析患者にはホテルの食事療法が合わず、受け入れ不可の例も。慣れた地域から離れたことで混乱し、外に出ると迷うという高齢者も多く、精神的負担は非常に大きかった。

さらに、戻りたいのに戻れないケースも多い。福祉施設が再建できず、サービス供給が追いつかないため。避難前に希望を確認する余裕がなく、「とにかく出す」という対応になった反省点も。

■5 避難所・仮設の長期化と申請地獄

避難所は94か所まで増え、指定24か所の約4倍。ビニールハウスを使った例もあり、

生活環境は極めて厳しいものだった。閉鎖まで1年3か月。その後、仮設住宅45団地に1,778人が入る（現在は減少）。

課題は「申請の多さ」です。

罹災証明→水道再開→公費解体→生活再建支援金…

すべてが“申請しないと受けられない仕組み”で、高齢者の約7割は自力で出せないのが現状。巡回しながら書類作成を手伝っているが、この仕組み自体が限界。

■6 公営住宅と人口減少

公営住宅は約700戸を建設予定で、住民説明会を重ねながら配置を調整している。しかし人口は減少し続け、「戻れないけれど戻りたい」という声が多いのが実情。

水道復旧率は99.8%で止まり、最も被害の大きい地区では家庭内水循環システムの実験が続いているが、課題は多い。

■7 支援体制の変化—3月で一斉撤退、その後の支え合い

1月1日夜に立ち上がった保健医療福祉調整本部には、のべ1万3,905人の外部支援者が入る。しかし、多くの団体が年度末の3月で一斉撤退し、現場は大きな不安を抱えた。

その後ようやく「支えあいセンター」が立ちあがったが、人材確保が難しく、6月頃まで職員がほとんどいない状態が続いた。

現在は、医療・福祉・介護・障がい・生活支援・技術系ボランティアなどが毎週水曜日に集まり、昼一時間で情報共有会議を続けている。顔の見える関係づくりが、珠洲市が比較的うまく機能している大きな理由。

また、住民データは「キントーン」というシステムで共有し、巡回記録を即時に反映できる体制を整えている。これは全国でも先進的な取り組み。

■まとめ—「プロセスを見る防災」への転換

能登半島地震では、断水・孤立・長期避難・申請過多・福祉サービスの不足など、多くの問題が噴き出した。私たちが強く感じたのは、「災害関連死を防ぐには、被災後のプロセス全体を見なければならない」ということ。

コミュニティの分断を防ぎ、適切な避難と医療・福祉支援を途切れさせず、住まいの再建や心のケアまで見続ける。そのためには行政だけでなく、地域と外部支援者が長く連携する仕組みづくりが不可欠。

能登の経験を、次の災害で同じ苦しみを繰り返さないために生かしていく。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・ ☒ 修 費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
14	領収書 米田 晴彦 様 日付: 2025年11月17日 領収書番号 NO.52 金額 40,000 円 内訳 2025 全国地方議員社会保障研修会参加費・資料代 国体名 大阪社会保障推進協議会 〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労会館内 TEL06-6354-8662 fax06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp
備 考 欄	充当金額: 40,000 円 主催: 大阪社会保障推進協議会 内容: 研修 日時: 2025年11月17日~19日 摘要: オンライン参加費

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和7年11月19日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	2025 全国地方議員社会保障研修会
(2) 主催者	大阪社会保障推進協議会
(3) 他の参加者	オンライン参加者
(4) 日時・場所	2025年11月17日(月)10時～19日(水)17時 自宅にてオンライン視聴
(5) 会費金額	参加費40,000円
(6) 会合の目的	今日的社会保障制度の課題を獲得するため
(7) 会合の内容	11月17日(月) 10時～13時 街づくりの視点から若者支援を考える 木曾稔之先生(シェアリンク茨木) 14時～17時 スクールセクハラの実態と対策を考えるきき さいきまこ先生(漫画家) 11月18日(火) 10時～13時 いのち・くらしをまもるための自治体での社会福祉政策で出来ることはなにか 中野加奈子先生(京都大谷大学教授) 14時～17時 介護保険25年を検証し今自治体がすべきことを考える 日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長) 11月19日(水) 10時～13時 自治体財政の基本と地方自治の新しい地平を考える 森裕之先生(立命館大学教授) 14時～17時 「家のないひと」の実態とハウジングファースト実現のための自治体政策について 稲葉剛先生(一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事)

(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて

現場で何が起きているかを知る貴重な機会で、制度が現実の困難にあっていない状況を痛感。制度の改善に向けて、提言してまいりたい。

※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料（案内状、請求書等）を貼付すること。

大阪社会保障推進協議会主催 第10回全国地方議員社会保障研修会開催のご案内

日頃より、住民の暮らしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、今年も大阪社会保障推進協議会（大阪社保協）では、議員の皆様の諸活動に必須となる社会保障制度に関するどこにもない研修会を下記の日程でハイブリット方式で開催いたします。

当日、zoom参加のみなさまは開始時間直前にクリックするだけでご参加いただけます。リアル参加も可能です。また、全講義についてレコーディングを行い講義終了後全員にURLをお送りしますので、当日参加できない場合も後日いつでもご視聴いただけます(クラウドレコーディングですので視聴期限はありません)。資料印刷・発送の関係上キャンセルは10月末日までです。

参加費の入金確認後登録となり、領収書を送付いたします。レジュメ資料集・パスコード等につきましては、一週間前にはみなさまのお手元にお送りいたしますので、大量の資料をダウンロードする必要はありません。

【スケジュール】

	日程	テーマ	講師
①	11月17日（月） 10時～13時	街づくりの視点から若者支援を考える	木曾稔之先生(シェアリンク茨木)
②	11月17日（月） 14時～17時	スクールセクハラの実態と対策を考えるきき	さいきまこ先生(漫画家)
③	11月18日（火） 10時～13時	いのち・暮らしをまもるための自治体での社会福祉政策で出来ることはなにか	中野加奈子先生(京都大谷大学教授)
④	11月18日（火） 14時～17時	介護保険25年を検証し今自治体がすべきことを考える	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長)
⑤	11月19日(水) 10時～13時	自治体財政の基本と地方自治の新しい地平を考える	森裕之先生(立命館大学教授)
⑥	11月19日（水） 14時～17時	「家のないひと」の実態とハウジングファースト実現のための自治体政策について	稲葉剛先生(一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事)

□会場 大阪府保険医協会M&Dホール(定員70名) zoom参加は100人まで可能です。

□対象 全国都道府県・市町村議員

□参加費・資料代 4万円(部分参加はなし)

郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

□参加希望の方は、件名「全国地方議員社会保障研修会申し込み」とし、以下①～⑨を明記して必ずメール osakasha@poppy.ocn.ne.jpまでお送りください (fax不可)

【申し込み必須事項】

① お名前(ふりがな必須)②都道府県名③市町村名④政党名⑤住所(郵便番号必須 領収書及び資料送付先)

⑥メールアドレス⑦携帯電話番号⑧領収書の書き方の指定(宛名・日付等の書き方)ない場合は入金日・

お名前となります⑨参加方法(リアル会場かzoomか。直前の変更可)

※お問い合わせも必ずメールでお願いいたします。 大阪社保協アドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・ <u>修費</u> ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
15	BA No. 109990 2025年11月18日 領 収 証 米田 晴彦 金額 ￥107,900※ 但し、東京旅費として(税込) 上記の金額正に領収いたしました。 Ref. No. 10000010616 予約No. 80373 御注意 1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。 2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。 登録 式 4700 024 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階 TEL:087-802-5151 FAX:087-802-5152 担当者印
備 考 欄	充当金額107,900円 主催：ワーカーズコレクティブネットワークジャパン 全国大会実行委員会 内容：協同労働の現状と課題の発表・交流 日時：2025年11月29日(土)～30日(日) 摘要：旅費(航空券と宿泊代)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第3号)

県外調査等報告書

2025年12月1日

香川県議会議長 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次の通り報告します。

- (1) 経費名 調査研究費 **研修費** 要請陳情費・会議費
- (2) 目的 協同労働の可能性を探るため、第17回ワーカーズ・コレクティブ全国大会 inTOKYO に参加して先進事例に学ぶ
- (3) 期間及び行程 2025年11月29日(土)～11月30日(日)
- (4) 報告事項 行程は別紙のとおり
- ①労働者協同労働組合組織を自ら作り、研究と実践を重ねておられる松本典子駒澤大学教授から、いくつかの事例を紹介いただきながら、納得づくの働き方を見出し、それが生きがいであると同時に地域社会づくりにも貢献していると感じている取り組みには大いに触発された。
- ②晩の懇親会では、料理をワーカーズが提供しそれぞれのワーカーズの構成員が生き生きと取り組みを話される姿に、圧倒された。こうも香川の状況とかけ離れた世界があることを思い知らされた。
- ③翌日の分科会は、ワーカーズ・コレクティブの積み重ねの歴史を知ることができ、一朝一夕に出来上がったものでないことを知ることとなった。しかし、どこに相談すればいいかだけはつかむことができ、今後の香川において協同労働を展開するうえで多くの知己を得ることができ収穫となった。

(注) 視察調査の面談者、研修、講演会等の講師、要請陳情の相手方の職・氏名を記載すること

第17回ワーカーズ・コレクティブ 全国大会 in TOKYO

主人公は自分 ～協同で働き、ともに生きる～

2025年 11月29日(土) 11月30日(日)

開催会場

日本教育会館 一ツ橋ホール
全体会・分科会・自主企画

東京都千代田区一ツ橋 2-6-2

地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線神保町駅(A1出口)下車徒歩3分
地下鉄都営三田線神保町駅(A1出口)下車徒歩5分

オンライン併用開催

29日(土)

全体会 14:00～17:00

腑におちる働き方で、 心も身体もチャキチャキさ！

協同労働は、協同する一人ひとりが主人公。おおぜいの主人公が集い、心を合わせ、たすけあい、支えあって働きます。それぞれの納得度を高める働き方だからこそ困難なこともあります。いくつかの事例をもとに、「腑におちる働き方とその価値」を発見し、協同労働の可能性とこれからの地域社会づくりを展望するシンポジウムを開催します。

第1部 インタロダクション

松本典子さん 駒澤大学経済学部
現代応用経済学科教授

2016年に「イギリスにおける労働者協同組合の現状と課題」で労務理論学会賞を受賞。労働者協同組合いわたツナガル居場所ネットワークの設立・運営に携わる。

第2部 パネルディスカッション

協同労働って何？ 要は皆が主役の組織運営！

＜コーディネーター＞ 和田安希代

＜パネラー＞

エイトバードカンパニー労働者協同組合

労働者協同組合わっぱ社会的協同組合

アーバンズ合同会社

特定非営利活動法人 ACT たすけあいワーカーズハミング

懇親会 18:00～

参加費
¥4,000

会場 Coconeri ホール（練馬区立区民・産業プラザ）
東京都練馬区練馬1-17-1

西武池袋線・有楽町線・都営大江戸線
練馬駅中央北口から徒歩1分

協同組合の
ワーカーズが活躍

30日(日)

分科会 10:00～12:30

第1 パートナリシップで生み出す価値

分科会 ～異なる協同組合がともにすすめるまちづくり～
力を合わせて一歩前進する契機にするために!!

第2 地域の悩みを食で解決!!

分科会 つながることから始めよう
「食のこと」で地域貢献している事例とは!?

第3 人とのつながりで、地域を元気に!

分科会 ～世代を超えて、たすけあい支え合いのコミュニティづくり～
赤ちゃんから高齢者までやさしくつながる居場所とは!?

第4 事業は継続しなけりや意味がない!

分科会 ～模索・挑戦・希望～
こんなこともやれるんだ!! そのノウハウとは!?

第5 違っていい OK! 「共に働く」

分科会 ～始まりはここに居るひとりから～
様々な人と当たり前にフラットに働く事業の現状と可能性を学ぶ

自主企画 13:30～15:30

第1 企画 国分寺市における社会的連帯経済のマップづくり
生活クラブ運動グループ国分寺地域協議会（東京）

第2 企画 「ワーカーズ・コレクティブの働き方・入門編」
～伝えるポイントはこれ!～ 講座紹介
事務局ワーカーズ・コレクティブ Largo（神奈川）

オプションツアー 13:30 出発予定

参加費 ¥2,000
昼食・交通費は別途

人数：各コース10名まで（コースにより数名追加可）

・江戸川コース・杉並コース・小金井コース・板橋コース

各地域協議会の活動紹介をテーマに、まちの縁がわ、高齢者共同住宅、古民家での居場所、生活クラブセンター・店舗（デポー）、エコメッセ、ワーカーズの事業所やお弁当屋さんなどを見学・交流します。

（申し込みは、電話又はメールで別途お問い合わせください）

参加費

一般 ¥3,500 学生 ¥2,500（2日間の全体会・分科会・自主企画の参加費です）

*当日配布資料・後日送付の報告集及び送料が含まれます。懇親会、オプションツアーは別途となります。

参加申込み

WNJのHPにアクセスいただき、申し込みフォームよりお申し込みください

主催

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン 第17回ワーカーズ・コレクティブ全国大会 in TOKYO 実行委員会
〒156-0044 東京都世田谷区赤堤4丁目1-6 赤堤館 HP: <https://wnj.gr.jp/> Email: wnj_office@wnj.gr.jp トマーク wnj.gr.jp

問合せ

全国大会実行委員会事務局（つながるかながわ内担当：島田） 電話：045-211-4667



領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・ 修 ・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
16	高松空港駐車場 登録番号 T5470001016522 領 収 証 精算機 #05 A 精算No.000166 発券機 #01 発券No.017973 入庫時刻 2025年11月29日(土) 08:51 精算時刻 2025年11月30日(日) 21:39 駐車時間 1日 12:48 駐車料金 A料金 2,000円 ===== 合 計 2,000円 (内税10%対象額 2,000円) 現金領収額 2,000円 お預り 2,000円 お釣り 0円 合計は消費税率10%対象です。 またのご利用をお待ちしております。
備 考 欄	充当金額 2,000円 主催：ワーカーズコレクティブネットワークジャパン ■ 全国大会実行委員会 内容：協同労働の現状と課題の発表・交流 日時：2025年11月29日(土)～30日(日) 摘要：高松空港駐車料金

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
	調査研究費・ ☒ 修費・広聴広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

ご利用明細票	
取 日	店 番
08-01-26	3002
記 号	内 容
*****	ト 電信振替
取扱番号	お取引先
N036	
	*2,000
	残高
振替	
受取人名:ソ イギ イノセイ	
ョウホウセンター ニジトミト	
料金	*100円
依頼人名:マイタ	ハルヒコ
ゆうちょでNISA始めませんか?	
詳しくはお近くの 口へ!	
ご利用いただきましてありがとうございました。	
ゆうちょ銀行	

備 考 欄
充当金額2,000円 主催:自治体議員政策情報センター虹とみどり 内容:第50回地方×国政策研究会 日時:2026年1月29日(木) 摘要:オンライン参加費

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

会 合 参 加 報 告 書

令和8年1月29日

香川県議会議員 谷久 浩一 殿

議員名 米田 晴彦

次のとおり報告します。

(1) 会合名称	第50回地方×国政策研究会
(2) 主催者	自治体議員政策情報センター虹とみどり
(3) 他の参加者	オンライン参加者
(4) 日時・場所	2026年1月29日(木) 10時から16時 自宅にてオンライン視聴
(5) 会費金額	参加費2,000円
(6) 会合の目的	新年度予算の特徴とウォーターTPPなど上下水道企業会計の課題を知る
(7) 会合の内容	テーマ1 2026年度 地方財政対策(計画) 2025年度国の補正予算、自治体財政 10:20~11:30 国の資料説明(2026年度地方財政対策(計画)と2025年度国の補正予算) 総務省職員から説明と質疑応答 11:30~12:00 菅原敏夫さん テーマ2 ウォーターPPPなど上下水道企業会計の課題 13:00~13:50 ウォーターPPP、上下水道企業会計のポイント 総務省職員など 説明と質疑応答 14:00~15:30 民営化の課題 辻谷貴文氏講演と質疑応答 15:30~16:00 まとめ、閉会の挨拶

(8) 会合の参加が県政にどのように資することになるかについて

全国的な傾向を示す統計的要素と国の政策が混在する地方財政対策(計画)は自治体の当初予算にも影響を与える。高市政権作成の2026年度における目玉政策について確認することができた。

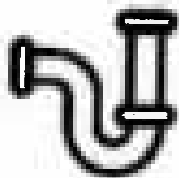
上下水道会計では各地で値上げが続いている。また、民営化の推進がしやにむに進められてもいる。2027年度以降については、汚水管の改築にはコンセッション及び同方式に準じる官民連携方式(「ウォーターPPP」)の導入を決定済みが条件との方向性も出され

ているなかで、どこに注意しなければならないか、ポイントを理解することができ、県広域水道企業団の運営にチェックを入れることができる。

※当該会議等が会費制で行われたものであることを示す資料（案内状、請求書等）を貼付すること。

【完全オンライン】

第50回 地方×国



2026年1月29日(木)

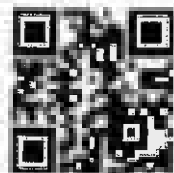
10時～16時 (受付 9時30分開始)

【完全オンライン】

+オンライン (ZOOM) で実施

Zoomあるいは現場への参加は右のQRコードを読み込むか、下記のURLよりご登録ください。登録者に参加アドレス送付します。

<https://x.gd/Rd4Ln>



何かあれば、090-4030-1219 井奥 まで
お問い合わせください。

さあ新年度の当初予算は？ウォーターPPPなど上下水道企業会計の課題

いよいよ一年で一番ボリュームの大きい新年度の当初予算審議がはじまります。議会審議のポイントは「下調べ」です。「調査なくして質問なし」をモットーにさまざまな情報を収集しておきましょう。今回は毎年実施している「地方財政対策（計画）」に加え、自治体議員が苦手意識をもつ「上下水道企業会計」についても取りあげます。みなさんの参加をお待ちしています。

■ **テーマ1 2026年度 地方財政対策（計画） 2025年度国の補正予算、自治体財政**
全国的な傾向を示す統計的要素と国の政策が混在する地方財政対策（計画）は自治体の当初予算にも影響を与えます。高市政権作成の2026年度における目玉政策について確認します。
講師からは自治体財政を見るポイントをお聞きします。テーマ2にあわせて「企業会計のチェックポイント」について4月にオンラインセミナーも実施予定。

■ **テーマ2 ウォーターPPPなど上下水道企業会計の課題**

上下水道会計では各地で値上げが続いています。また、民営化の推進がしやにむに進められています。2027年度以降については、污水管の改築にはコンセッション及び同方式に準じる官民連携方式（「ウォーターPPP」）の導入を決定済みが条件との方向性も出されています。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewera/e/content/001617674.pdf> P7

これらの方向性の中身について国の職員に聞き、なおかつ上下水道会計の民営化推進の課題について講師よりお聞きします。

テーマ1 2026年度 地方財政対策（計画） 2025年度国の補正予算、自治体財政

*10時スタート 開会挨拶、地方財政対策（計画）とは 説明(10分) センターより

10:20～11:30 国の資料説明（2026年度地方財政対策（計画）と2025年度国の補正予算）

総務省職員など 説明と質疑応答

11:30～12:00 センター手配講師

[昼食 *12:40～12:55 利用会員集会]

テーマ2 ウォーターPPPなど上下水道企業会計の課題

13:00～13:50 ウォーターPPP、上下水道企業会計のポイント

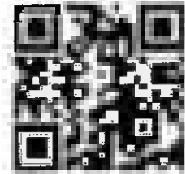
総務省職員など 説明と質疑応答

14:00～15:30 民営化の課題 センター手配講師 講演と質疑応答

15:30～16:00 まとめ、閉会の挨拶 *時間帯、順序などについては変更の可能性があります。

**2026年1月29日(木) 開催の政策研究会への参加を
希望の方は登録URLから登録を。**

<https://x.gd/Rd4Ln>



*** 完全にオンラインでの申込み・登録を基本としています。（オンライン申込み
で登録済の方はこの用紙を送付されなくても大丈夫です）**

注意！完全オンライン実施です。

参加費（実費負担金）は事前振り込みでお願いします。

jichitaigiinjouhou@gmail.com

■参加費（実費負担金） 振込先（参加者は事前に振り込みお願いします）

*郵便振替口座 01380-1-101981

「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」

*ゆうちょ銀行の口座 店番号 五四八（ゴヨンハチ） 預金種目 普通

口座番号 1629951 「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」

From 井奥まさき
発信元 gmail.com
To 井奥パソコンメール
日時 2026/01/19 月曜日 18:04

[CEDgiin:1535] 【完全オンラインで実施します】 第50回 地方×国政策研究会 2026年1月29日 (木)

各地の勉強会で一緒の方、お申し込みいただいた方もおられたでしょうが、
以下重要なお知らせです。

【完全オンラインで実施します】

皆様、衆議院の解散が発表されたため、1月29日の会議室・官庁レク手配が無理となりました。
そこで完全オンラインで実施し、参議院議員に官庁レク手配をお願いしました。
ぜひオンラインで参加をお願いします。
講師は素晴らしい講師を手配寸前ですが、また追って連絡します。

井奥

++++++

皆様、地方×国政策研究会

第50回 地方×国政策研究会 2026年1月29日(木)

自治体議員政策情報センターの企画です。事務局の井奥が送付します。

チラシはこちら→

<https://jjc.jp/pdf/20260129.pdf>

第50回 地方×国政策研究会

日時：2026年1月29日(木)10時～16時 (受付 9時30分開始)

【完全オンライン】

+オンライン (ZOOM)

Zoomあるいは現場への参加は下記のURLよりご登録ください。登録者に参加アドレス送付します。

<https://x.gd/Rd4Ln>

ご登録後、このウェビナーへの参加についての情報が記載された確認メールが届きます。

参 加 費 (実費負担金)

会員議員 2,000円 (オンラインも同額) 非会員議員 4,000円 (オンラインも同額) 町村議員・小規模自治体 (5万人以下) 議員
1,000円 (オンラインも同額) 市民 無料 (オンラインも無料)

■さあ新年度の当初予算は？ウォーターPPPなど上下水道企業会計の課題

いよいよ一年で一番ボリュームの大きい新年度の当初予算審議がはじまります。議会審議のポイントは「下調べ」です。「調査なくして質問なし」をモットーにさまざまな情報を収集しておきましょう。今回は毎年実施している「地方財政対策 (計画)」に加え、自治体議員が苦手意識をもつ「上下水道企業会計」についても取りあげます。みなさんの参加をお待ちしています。

■テーマ1 2026年度 地方財政対策 (計画) 2025年度国の補正予算、自治体財政

全国的な傾向を示す統計的要素と国の政策が混在する地方財政対策 (計画) は自治体の当初予算にも影響を与えます。高市政権作成の2026年度における目玉政策について確認します。

講師からは自治体財政を見るポイントをお聞きます。テーマ2にあわせて「企業会計のチェックポイント」について4月にオンラインセミナーも実施予定。

■テーマ2 ウォーターPPPなど上下水道企業会計の課題

上下水道会計では各地で値上げが続いています。また、民営化の推進がしやにむに進められています。2027年度以降については、汚水管の改築にはコンセッション及び同方式に準じる官民連携方式（「ウォーターPPP」）の導入を決定済みが条件との方向性も出されています。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001617674.pdf> P7

これらの方向性の中身について国の職員に聞き、なおかつ上下水道会計の民営化推進の課題について講師よりお聞きします。

■テーマ1 2026年度 地方財政対策（計画） 2025年度国の補正予算、自治体財政

*10時スタート 開会挨拶、地方財政対策（計画）とは 説明(10分) センターより

10:20～11:30 国の資料説明（2026年度地方財政対策（計画）と2025年度国の補正予算）

総務省職員など 説明と質疑応答＜職員との名刺交換など＞

11:30～12:00 センター手配講師

[昼食は各自で。 12:40～ 利用会員集会]

■テーマ2 ウォーターPPPなど上下水道企業会計の課題

13:00～13:50 ウォーターPPP、上下水道企業会計のポイント

総務省職員など 説明と質疑応答＜職員との名刺交換など＞

14:00～15:30 民営化の課題 センター手配講師 講演と質疑応答

15:30～16:00 まとめ、閉会の挨拶

*時間帯、順序などについては変更の可能性があります。

■加費（実費負担金） 振込先（参加者は事前に振り込みをお願いします）

*郵便振替口座 01380-1-101981

「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」

*ゆうちょ銀行の口座 店番号 五四八（ゴヨンハチ） 預金種目 普通

口座番号 1629951「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」

主催：自治体議員政策情報センター・虹とみどり

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田ビル2 F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724 メール jichitaiginjouhou@gmail.com

--
このメールは Google グループのグループ「ストップ気候危機！自治体議員による気候非常事態・共同宣言の会」に登録しているユーザーに送られています。

このグループから退会し、グループからのメールの配信を停止するには

CEdgiin+unsubscribe@googlegroups.com にメールを送信してください。

このディスカッションを表示するには、https://groups.google.com/d/m_gid/CEdgiin/1A9C16CC-AF02-42FF-80FA-51BA286C1EBA%40gmail.com にアクセスしてください。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																												
	調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																												
/	ご利用明細 本日は「II4キャッシュサービス」をご利用いただき ありがとうございました。 <table border="1"> <tr> <td>年月日</td> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>お取引</td> </tr> <tr> <td>08010</td> <td>027</td> <td>00</td> <td>振 込</td> </tr> <tr> <td>受付通番</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>773</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>万</td> <td>五千</td> <td>千</td> <td>取引金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>*289,82</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(硬貨枚数)</td> </tr> <tr> <td>時 刻</td> <td>明細番号</td> <td colspan="2">おつり</td> </tr> <tr> <td>13時11分</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>残</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>*22</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> ご お振込先 案 お受取人 リツテ"サ"インコ"ウト" 様 内 ご依頼人 マイタ" ハルビコ 様 0811-11-1111	年月日	取扱店	機番	お取引	08010	027	00	振 込	受付通番	口座番号			773				万	五千	千	取引金額				*289,82				(硬貨枚数)	時 刻	明細番号	おつり		13時11分				手数料	残			*22			
年月日	取扱店	機番	お取引																																										
08010	027	00	振 込																																										
受付通番	口座番号																																												
773																																													
万	五千	千	取引金額																																										
			*289,82																																										
			(硬貨枚数)																																										
時 刻	明細番号	おつり																																											
13時11分																																													
手数料	残																																												
*22																																													
備考欄	充当金額 289,828円 内容: 県政報告HOT県通信第24号 デザイン・制作料、印刷代一式 A4四面構成 20,000部																																												

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
2	領 収 証 後援会事務所 米田 様 No. _____ 内 容 現 金 小 切 手 手 形 消費税率等(%) 消費税率等(%) 但 正金に領収いたしました Obique-i 代表 石塚 雅 基 香川県丸亀市山本町652-7 TEL 090-1575-089 登録番号 6A095223
備考欄	充当金額 4,650円 (按分率 1/2) 内容: ホームページ維持費用

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
3	調査研究費・研修費・☒広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費 領収書 米田 晴彦 様 [販売] 花の彩り4集110・切手 1,100円 50枚 ¥55,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥60,000 おつり ¥5,000 印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年 4月 8日 12:44 発行No. 250408J7954 端N45箱02 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備考欄	充当金額 55,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 4月8日 発送数: 160通(残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
4	領収書 米田 晴彦 様 [販売] 花の彩り4集110・切手 1,100円 39枚 ¥42,900 自然の記録5集・切手 1,100円 11枚 ¥12,100 ----- 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0 非課税計 ¥55,000 △ 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥55,000 印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年 4月28日 11:02 発行No. 250428J7459 端N76箱01 連絡先: 丸亀城南郵便局 TEL: 0877-22-5930
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: H O T 県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 4月28日 発送数: 364通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)
	調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
5	領収書 米田 晴彦 様 [販売] ふ163・国土緑化・埼玉・切手 110円 160枚 ¥17,600 R7・切手趣味週間・切手 110円 80枚 ¥8,800 R6・ライフ・花110・切手 1,100円 6枚 ¥6,600 R7・ハピグリ110・切手 1,100円 20枚 ¥22,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥55,000 印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年 5月30日 14:47 発行No. 250530J7849 端N76箱01 連絡先: 丸亀城南郵便局 TEL: 0877-22-5930
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 5月30日 発送数: 546通(残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
6	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R7・ライフ・花110・切手 1,100円 50枚 ¥55,000 ----- 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0 非課税計 ¥55,000 △計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥60,000 おつり ¥5,000 印紙税申告納 付につき趣町 税務署承認済  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年 7月 1日 12:19 発行No. 250701J8259 端N76箱01 連絡先: 丸亀城南郵便局 TEL: 0877-22-5930
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 7月1日 発送数: 466通(残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
7	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R7・ふみの日110・切手 1,100円 50枚 ¥55,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0 非課税計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥55,000 印紙税申告納 付につき趣町 税務署承認済 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年 7月25日 10:13 発行No. 250725J3152 端N45箱01 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: HOTO県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 7月25日 発送数: 489通(残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
8	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R7・ライフ・花110・切手 1,100円 30枚 ¥33,000 小 計 ¥33,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥33,000 合 計 ¥33,000 お預り金額 ¥33,000  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年 8月15日 9:14 発行No. 250815J4094 端N45箱01 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 33,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 8月15日 発送数: 409通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
9	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R7・ライフ・花110・切手 1,100円 50枚 ¥55,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥55,000 △計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥60,000 おつり ¥5,000 印紙税申告納 付につき趣町 税務署承認済  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年 9月 1日 13:09 発行No. 250901J4911 端N45箱02 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 9月1日 発送数: 329通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☐ 広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
10	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R7・ライフ・花110・切手 1,100円 29枚 ¥31,900 伝建制度50周年・切手 1,100円 11枚 ¥12,100 小 計 ¥44,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0 非課税計 ¥44,000 △計 ¥44,000 お預り金額 ¥50,000 おつり ¥6,000  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年10月 1日 9:48 発行No. 251001J6233 端N45箱02 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 <u>44,000</u> 円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: <u>10月1日</u> 発送数: <u>653</u> 通(残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
//	領収書 米田 晴彦 様 [販売] 花の彩り5集110・切手 1,100円 50枚 ¥55,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥55,000 △計 ¥55,000 お預り金額 ¥55,000 印紙税申告納 付につき麴町 税務署承認済 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年10月21日 12:40 発行No. 251021J7082 端N45箱01 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 10月21日 発送数: 346通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
12	領収書 米田 晴彦 様 [販売] 日韓国交正常化60周年・切手 1,100円 10枚 ¥11,000 小 計 ¥11,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥11,000 △計 ¥11,000 □計 ¥11,000 お預り金額 ¥11,000  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年11月 6日 11:15 発行No. 251106J7878 端N45箱01 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備考欄	充当金額 11,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 11月6日 発送数: 345通(残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
13	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R6・冬グリ110・切手 1,100円 6枚 ¥6,600 花の彩り5集110・切手 1,100円 24枚 ¥26,400 ----- 小 計 ¥33,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥33,000 ----- 合計 ¥33,000 お預り金額 ¥33,000  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年11月17日 9:18 発行No. 251117J9886 端N76箱01 連絡先: 丸亀城南郵便局 TEL: 0877-22-5930
備考欄	充当金額 33,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 11月17日 発送数: 193通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
14	領収書 米田 晴彦 様 [販売] 花の彩り5集 110・切手 1,100円 50枚 ￥55,000 小 計 ￥55,000 課税計(10%) ￥0 (内消費税等(10%) ￥0) 非課税計 ￥55,000 合計 ￥55,000 お預り金額 ￥60,000 おつり ￥5,000 印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2025年12月 8日 10:49 発行No. 251208J9504 端N45箱01 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: HOT県通信第23号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 12月8日 発送数: 41通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼付すること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
15	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R7・冬グリ110・切手 1,100円 10枚 ¥11,000 R8・シンプル110・切手 110円 300枚 ¥33,000 小 計 ¥44,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥44,000 合計 ¥44,000 お預り金額 ¥44,000  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2026年 1月 9日 9:48 発行No. 260109J1190 端N45箱02 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 44,000円 内容: HOT県通信第24号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 1月9日 発送数: 791通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
16	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R8・シンプル110・切手 110円 500枚 ¥55,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥55,000 印紙税申告納 付につき趣町 税務署承認済  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2026年 1月17日 9:21 発行No. 260117J1635 端N45箱01 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 55,000円 内容: HOT県通信第24号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 1月17日 発送数: 204通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
17	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R8・春グリ110・切手 1,100円 50枚 ¥55,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%) ¥0) 非課税計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥60,000 おつり ¥5,000 印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2026年 2月 4日 9:24 発行No. 260204J2802 端N45箱02 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 55,000 円 内容: HOT県通信第24号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 2月4日 発送数: 47通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
18	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R8・春グリ110・切手 1,100円 50枚 ¥55,000 小 計 ¥55,000 課税計(10%) ¥0 (内消費税等(10%)) ¥0 非課税計 ¥55,000 合計 ¥55,000 お預り金額 ¥55,000 印紙税申告納 付につき趣町 税務署承認済  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2026年 2月19日 11:25 発行No. 260219J3651 端N45箱02 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 <u>55,000</u> 円 内容: HOT県通信第24号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: <u>2月19日</u> 発送数: <u>406</u> 通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
19	領収書 米田 晴彦 様 [販売] R8・春グリ110・切手 1,100円 20枚 ￥22,000 ----- 小 計 ￥22,000 課税計(10%) ￥0 (内消費税等(10%) ￥0) 非課税計 ￥22,000 ----- 合 計 ￥22,000 お預り金額 ￥22,000  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2026年 3月12日 10:43 発行No. 260312J4875 端N45箱02 連絡先: 丸亀郵便局 TEL: 0570-943-143
備 考 欄	充当金額 22,000円 内容: HOT県通信第24号を後援会員宅へ発送 発送先: 後援会員宅 発送日: 3月12日 発送数: 900通 (残りは次の発送に使用)

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 報 告 費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
20	発行日 2025年 5月 6日 お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 様 右記、金額を 2025年 4月21日付けで 口座振替により領収致しました。 ご請求番号 (Billing ID) 2024-630020-1003864-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/03/31締め利用額 領収金額 (Amount Paid) 888 円 (うち消費税相当額) 80 円 金融機関 日本郵便株式会社 印紙税申告納 付につき適可 税務署承認済
備 考 欄	充当金額 888円 内容： 県政要求アンケートに対する返戻受取人払い

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
	21

領 収 書 (Receipt)

発行日 2025年 6月 6日

ご請求番号 (Billing ID)	2025-630020-1000251-00
ご請求の内訳 (Billing Details)	2025/04/30締め利用額
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	666 円 60 円
金融機関	

お客さま氏名 (Customer)
米田 晴彦 様

右記、金額を 2025年 5月20日付けで
口座振替により領収致しました。

印紙税申告納
付につき貼可
税務署承認済

日本郵便株式会社

備考欄	充当金額 666 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い
-----	---------------------------------------

(注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報 ☐ 要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
22	領 収 書 (Receipt) 発行日 2025年 7月 6日 お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 様 右記、金額を 2025年 6月20日付けで 口座振替により領収致しました。 ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1000562-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/05/31締め利用額 領収金額 (Amount Paid) 555 円 (うち消費税相当額) 50 円 金融機関 日本郵便株式会社 印紙税申告納 付につき貼可 税務署承認済
備 考 欄	充当金額 555 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
23	領 収 書 (Receipt) 発行日 2025年 8月 6日 お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 様 右記、金額を 2025年 7月22日付けで 口座振替により領収致しました。 ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1000885-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/06/30締め利用額 領収金額 (Amount Paid) 111 円 (うち消費税相当額) 10 円 金融機関  日本郵便株式会社  印紙税申告納 付につき難町 役務署承認済
備 考 欄	充当金額 / / / 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
24	領 収 書 (Receipt) 発行日 2025年 9月 6日 お客様氏名 (Customer) 米田 晴彦 様 右記、金額を 2025年 8月20日付けで 口座振替により領収致しました。 ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1001212-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/07/31締め利用額 領収金額 (Amount Paid) 444 円 (うち消費税相当額) 40 円 金融機関 日本郵便株式会社 印紙税申告納 付につき趣町 税務署承認済
備 考 欄	充当金額 444 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費								
25	領 収 書 (Receipt) お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 右記、金額を 2025年 9月22日付で 口座振替により領収致しました。 印紙税申告納 付につき勘当 税務署承認済 発行日 2025年10月 6日 <table><tr><td>ご請求番号 (Billing ID)</td><td>2025-630020-1001515-00 *</td></tr><tr><td>ご請求の内訳 (Billing Details)</td><td>2025/08/31締め利用額</td></tr><tr><td>領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)</td><td>222 円 20 円</td></tr><tr><td>金融機関</td><td></td></tr></table> 日本郵便株式会社	ご請求番号 (Billing ID)	2025-630020-1001515-00 *	ご請求の内訳 (Billing Details)	2025/08/31締め利用額	領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	222 円 20 円	金融機関	
ご請求番号 (Billing ID)	2025-630020-1001515-00 *								
ご請求の内訳 (Billing Details)	2025/08/31締め利用額								
領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額)	222 円 20 円								
金融機関									
備 考 欄	充当金額 222 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い								

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
26	領 収 書 (Receipt) 発行日 2025年11月 6日 お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 右記、金額を 2025年10月20日付で 口座振替により領収致しました。 ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1001829-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/09/30締め利用額 領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額) 111 円 10 円 金融機関 日本郵便株式会 印紙税申告納 付につき貼付 税務署承認済
備 考 欄	充当金額 /// 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
27	領 収 書 (Receipt) 発行日 2025年12月 6日 お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 様 ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1002162-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/10/31締め利用額 領収金額 (Amount Paid) 333 円 (うち消費税相当額) 30 円 金融機関  右記、金額を 2025年11月20日付けで 口座振替により領収致しました。 印紙税申告納 付につき趣向 税務署承認済 日本郵便株式会社 
備 考 欄	充当金額 333 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報費・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費		
28	領 収 書 (Receipt) 発行日 2026年 1月 6日 お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 様 右記、金額を 2025年12月22日付で 口座振替により領収致しました。 ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1002470-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/11/30締め利用額 領収金額 (Amount Paid) 666 円 (うち消費税相当額) 60 円 金融機関 日本郵便株式会社 印紙税申告納 付につき捺印 税務署承認済 <tr><td>備 考 欄</td><td>充当金額 666 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い</td></tr>	備 考 欄	充当金額 666 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い
備 考 欄	充当金額 666 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い		

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報誌・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
29	領 収 書 (Receipt) 発行日 2026年 2月 6日 お客さま氏名 (Customer) 米田 晴彦 様 右記、金額を 2026年 1月20日付で 口座振替により領収致しました。 ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1002795-00 ご請求の内訳 (Billing Details) 2025/12/31締め利用額 領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額) 666 円 60 円 金融機関  日本郵便株式会社  印紙税申告納 付につき趣向 税務署承認済
備 考 欄	充当金額 666 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
	30

領 収 書 (Receipt)

発行日 2026年 3月 6日

お客様氏名 (Customer) 米田 晴彦 様	ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1003134-00
	ご請求の内訳 (Billing Details) 2026/01/31締め利用額
右記、金額を 2026年 2月20日付けで 口座振替により領収致しました。	領収金額 (Amount Paid) (うち消費税相当額) 888 円 80 円
	金融機関 

日本郵便株式会社 

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

備考欄	充当金額 888 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い
-----	---------------------------------------

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように 2 枚 以上 貼り 付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
	31

領 収 書 (Receipt)

発行日 2026年 4月 6日

お客さま氏名 (Customer)
米田 晴彦 様

ご請求番号 (Billing ID) 2025-630020-1003433-00

ご請求の内訳 (Billing Details) 2026/02/28締め利用額

領収金額 (Amount Paid) 666 円 60 円
(うち消費税相当額)

金融機関

右記、金額を 2026年 3月23日付で
口座振替により領収致しました。

印紙税申告納
付につき趣可
税務署承認済

日本郵便株式会社

備 考 欄	充当金額 666 円 内容：県政要求アンケートに対する返戻受取人払い
-------	---------------------------------------

(注1) 1 ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
32	領 収 証 No. 11002602 米田晴彦 様 2026年1月7日 ¥14,700.- 但し エディター 半年 2026/2 ~ 2026/7 上記の金額正に領収いたしました 収入印紙 機関紙広報研究センター 〒574-0028 大阪府大東市南新田 TEL: 072-874-8519 FAX: 072-874-8520 www.kouhou-c.jp
備考欄	充当金額 7,350円 (按分率1/2) 内容: 自己制作用県政報告補助ニュース素材「エディター」購読料

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報 ☐ 要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
33	

2025年5月12日のご利用代金明細表

2025年4月25日 発行

お名前	米田 晴彦 様	金融機関	
お支払い日	2025年5月12日 (月)	支店	
お支払い合計額	210,235円	科目	
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)		口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

2025/4/6	AMAZON. CO. JP	15100	1	1	15,100
2025-05-12 200 *210,235 カート / DCMX					
備考欄	充当金額 15100 円 内容： 県政報告送付用封筒 100×10 (@ 1510× 10) 枚				

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

整理番号		経費 (※該当項目に○印)													
		調査研究費・研修費・ <u>広報</u> ・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
34		依頼 : 2 年7月 作成日 : 2025年1月14日 日 : 2025年7月10日) 2025 28日 40,444円 <table border="1"> <tr><td>A</td><td>回払い分割払い</td><td>40,444円</td></tr> <tr><td>B</td><td>リボルビング払い (ショッピング)</td><td>0円</td></tr> <tr><td>C</td><td>リボルビング払い (キャッシング)</td><td>0円</td></tr> <tr><td>D</td><td>残高引当</td><td>0円</td></tr> </table> 支払先名: [Redacted] 支店名: [Redacted] 金額・口座番号: [Redacted] 2025/6/5 アマゾン マーケット プレイス * 0 2025/7 9,696 0 1 1 1 9,696 0 6-23-01-23 200 40,444 0		A	回払い分割払い	40,444円	B	リボルビング払い (ショッピング)	0円	C	リボルビング払い (キャッシング)	0円	D	残高引当	0円
A	回払い分割払い	40,444円													
B	リボルビング払い (ショッピング)	0円													
C	リボルビング払い (キャッシング)	0円													
D	残高引当	0円													
備考欄		充当金額 <u>9696</u> 円 内容: 県政報告送付用封筒 <u>100</u> × <u>7</u> (@ <u>1458</u> × <u>7</u>) △ <u>510</u> 円 (7-ホン利用)													

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2)領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3)政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報 ☒ ・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
35	

ご利用代金明細書 ご利用指定月: 2025年10月 作成日: 2026年1月14日 (基準日: 2025年10月10日)
ご利用 ありがとうございます。

2025 0 27		お客様番号		
78,418円		会員番号		
内 訳	A 1回払い分割払い	41 円	金融機関名	
	B リボルビング払い (ショッピング)	0 円	支店名	
	C リボルビング払い (キャッシング)	円	預金種目・口座番号	
	D 調整額	0	口	

2025-10-27 200 78,418円

備考欄

充当金額 1370 円

内容: 県政報告送付用封筒 100×1 (@ 1370×1)
枚

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

(参考様式第1号)

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
36	

ご利用代金明細書 ご依頼指定月: 2025年10月 作成日: 2026年1月14日 (基準日: 2025年10月10日)
ご利用 ありがとうございます。

		78,418円	お客様番号		
内 訳	A	1回払い分割払い	78,418円	会員番号	
	B	リボルビング払い (ショッピング)	0円	金融機関名	
	C	リボルビング払い (キャッシング)	0円	支店名	
	D	調整額	0円	預金種目・口座番号	
				口座名	

2025/9/12 アマゾン マーケット プレイス * 0 2025/10 9,800 0 1 1 1 9,800 0

2025-10-27 200 * 78,418円

備考欄

充当金額 9800 円

内容: 県政報告送付用封筒 100 × 10 (@ 980 × 10)
枚

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどとして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領 収 書 等 添 付 票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印) 調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費
37	

ご利用代金明細書 ご依頼指定月: 2025年10月 作成日: 2026年1月14日 (基準日: 2025年10月10日)
ご利用 ありがとうございます。

内 訳	2		78,418円		宛先機番	
					会	
	A	払い	78,41	円	金融機関名	
	B	ピンギ払い (ショッピング)	0	円	支店名	
	C	リボルピンギ払い (キャッシング)	0	円	預金種目・口座番号	
	D	調整額	0	円	口	

2025-10-27 200 78,418円

備考欄 充当金額 12,942 円
内容: 県政報告送付用封筒 100 × 10 (@ 1438 × 10) △ 1438円 (1531円)
税

- (注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。
- (注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。
- (注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																										
	調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																										
38	ご利用代金明細書 お支払日 2026年2月10日 dCARD 2026年1月21日 発行 <table border="1"><tr><td>お支払日</td><td>2026年2月10日 (火)</td><td>金融機関</td><td></td></tr><tr><td>お支払い額合計</td><td>303,816 円</td><td>支店</td><td></td></tr><tr><td>カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切り替え 日)</td><td></td><td>科目</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>キャッシングサ ービス契約日</td><td></td></tr></table> <table border="1"><tr><td>2026/01/09</td><td>AMAZON CO J P</td><td>12,960円</td><td>1回払</td><td></td><td>12,960円</td></tr></table> 1426-02-10 200 *303,816ト“dカード”	お支払日	2026年2月10日 (火)	金融機関		お支払い額合計	303,816 円	支店		カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切り替え 日)		科目				口座番号				キャッシングサ ービス契約日		2026/01/09	AMAZON CO J P	12,960円	1回払		12,960円
お支払日	2026年2月10日 (火)	金融機関																									
お支払い額合計	303,816 円	支店																									
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切り替え 日)		科目																									
		口座番号																									
		キャッシングサ ービス契約日																									
2026/01/09	AMAZON CO J P	12,960円	1回払		12,960円																						
備 考 欄	充当金額 12960 円 内容: 県政報告送付用封筒 100×10 (@1440×10) Δ 1440円 (値引き) 枚																										

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

領収書等添付票

議員名 米田 晴彦

整理 番号	経 費 (※該当項目に○印)																																																																																																		
	調査研究費・研修費・ ☒ 広報・要請陳情費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費・事務費・人件費																																																																																																		
39	Rakuten 領収書 米田晴彦 様 11,600円領収しました 但し:MORE Goods Marketとの取引として 利用情報 注文番号:245175-20260224-0971308960 注文日:2026年02月24日 お支払い方法:クレジットカード 発送日:2026年02月25日 領収者情報 領収者:有限会社ウメハラ 店舗名:MORE Goods Market 登録番号:T2011502007249 店舗住所:〒174-0074 東京都板橋区東新町2-20-8 キャニオングラバード常盤台102 電話番号:070-6451-2611 注文合計 <table><tr><td>商品小計</td><td>11,600円</td><td>支払い内訳</td><td>11,600円</td></tr><tr><td>総合計</td><td>11,600円</td><td>クレジットカード</td><td></td></tr><tr><td>支払い金額</td><td>11,600円</td><td>課税内訳</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>10%対象</td><td>11,600円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>うち10%対象消費税</td><td>1,054円</td></tr></table> ※表示金額は全て税込です ※支払い金額は税込合計からポイントを除いた金額です 注文情報 配送情報 配送方法:追跡可能メール便 お届け先住所:〒763-0033 香川県丸亀市中府町5丁目5-1 商品明細 <table><thead><tr><th>明細種別</th><th>商品番号</th><th>商品名</th><th>数量</th><th>単価(税込)</th><th>税率</th><th>小計(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>初回注文</td><td></td><td>封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし</td><td>2</td><td>1,160円</td><td>10%</td><td>2,320円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ハガキ/挨拶状/案内状/招待状/結婚式 100枚</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>初回注文</td><td></td><td>封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし</td><td>2</td><td>1,160円</td><td>10%</td><td>2,320円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ハガキ/挨拶状/案内状 結婚式 100枚</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>初回注文</td><td></td><td>封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし</td><td>2</td><td>1,160円</td><td>10%</td><td>2,320円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ハガキ 挨拶状</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>初回注文</td><td></td><td>封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし</td><td>2</td><td>1,160円</td><td>10%</td><td>2,320円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ハガキ/挨拶状 案内状/招待状/結婚式 100枚</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>初回注文</td><td></td><td>封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし</td><td>2</td><td>1,160円</td><td>10%</td><td>2,320円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ハガキ 案内状 結婚式 100枚</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> ※表示金額は全て税込です		商品小計	11,600円	支払い内訳	11,600円	総合計	11,600円	クレジットカード		支払い金額	11,600円	課税内訳				10%対象	11,600円			うち10%対象消費税	1,054円	明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)	初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円			ハガキ/挨拶状/案内状/招待状/結婚式 100枚					初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円			ハガキ/挨拶状/案内状 結婚式 100枚					初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円			ハガキ 挨拶状					初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円			ハガキ/挨拶状 案内状/招待状/結婚式 100枚					初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円			ハガキ 案内状 結婚式 100枚				
	商品小計	11,600円	支払い内訳	11,600円																																																																																															
	総合計	11,600円	クレジットカード																																																																																																
	支払い金額	11,600円	課税内訳																																																																																																
			10%対象	11,600円																																																																																															
			うち10%対象消費税	1,054円																																																																																															
	明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)																																																																																												
	初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円																																																																																												
			ハガキ/挨拶状/案内状/招待状/結婚式 100枚																																																																																																
	初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円																																																																																												
		ハガキ/挨拶状/案内状 結婚式 100枚																																																																																																	
初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円																																																																																													
		ハガキ 挨拶状																																																																																																	
初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円																																																																																													
		ハガキ/挨拶状 案内状/招待状/結婚式 100枚																																																																																																	
初回注文		封筒 洋2 洋形2号封筒 洋形封筒 バステルカラー ダイヤ貼り 郵便番号枠なし	2	1,160円	10%	2,320円																																																																																													
		ハガキ 案内状 結婚式 100枚																																																																																																	

(注1) 1ページに複数枚の貼り付け可。ただし、重ならないように貼り付けること。また、適宜、縮小コピーなどして、枠内に貼り付けること。

(注2) 領収書記載金額の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に充当の考え方(按分による場合は按分の考え方及び按分率)及び充当金額を記載すること。

(注3) 政務活動に伴う経費であることが分かるように、調査委託の内容、交通費の利用目的等、議員が開催する研修会、講演会、県政報告会、住民相談会等の詳細、広報誌等の作成・配布の詳細、購入書籍の名称等の必要事項を備考欄に記載すること。

米田 様

2026/06/11

楽天カード株式会社

本社／東京都港区南青山二丁目6番21号

會員様相談窓口：0570-66-6910

※ご利用いただけない場合は、092-303-7188

2008年10月22日 星期三

28,900円

ご利用カード

アルペングループ 楽天カード

お支払日	返済方法	引落口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2026/03/27	口座振替		2026/03/23	286ポイント	0円	0円

二、利用明細

(單位：円)

[illegible]

※ポイントで支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。

1926-03-27 200

*28,900ラフテンカート"サーヒ"ズ